

書 科 教 科 育 教

教科書文庫

4

370

51-1927

2000048006

# 訂 改 法 理 管 校 學 新

著 造 岩 竹 乙



館 風 培 京 東

41211

教科書文庫

4
370
1927
51-1925
20000
48006

T14  
1925

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak 2007 TM: Kodak



資料室

教科書文庫  
4  
370  
51-1927  
2000048006

375.9  
0t15

書 科 教 科 育 教

新 改

# 新學枝管理結

著 造 岩 竹 乙



広島大学図書

2000048006



東 京  
培 風 館  
行 發

昭和二年  
二月十四日  
文部省檢定済  
師範學校教  
育科教科書





### 改訂版凡例

- 一、教科教科書は、師範學校に於ける教育科の全般に亘つて統合的系統的の教科書として、學術最新の進歩と余が多年の經驗とに基いて編纂したもので、本書はその一部である。
- 一、新學校管理法は、大正十三年に發行してから、幸に師範學校用又は教員檢定受験用等として、廣く全國各府縣に採用されて、數版を重ねたが、大正十五年四月及び同六月に於ける小學校令及び同施行規則の改正幼稚園令及び同施行規則の發布等に基き、更にこれを改訂したのである。
- 一、改正師範學校教授要目に準據したのは、元よりいふまでもない。
- 一、改訂新學校管理法は、特に左の用意を以て編纂したものである。
  - イ、小學校管理に關する確實な理會と、その教育の實務に對する處理の能とを得させて、師範學校に於ける生徒教養の要旨を貫徹させるこ

とに努めたこと。

ロ、教育科に屬する他の諸分科との聯關は十分にこれを重んじ、殊に教育學各科教授法及び教育實習との間には緊密な關係を保たせ、互に相補益して統一的の理會を得させることを圖つたこと。

ハ、學校管理法は、學校並びに學級に於ける經營處理の實際に應じさせなければならぬとの著者の確信に基き、小學校經營の實際に就てその要領を適切に説述したこと。

ニ、法令上の規定は、その條文を擧げるだけでなく、又その趣意のある所を徹底させ、殊にその施行に關して現時の實況を具體的に説示し、法の活用に就ての生きた知識を得させることが、極めて必要であると考からして、大切な箇所には、精確な數字を擧げて、現在の情況を如實に理會させることに努めた。教授者は、更に各地方に於けるそれぞれ教育統計を活用し、これと比較して教授を加へられたなら

ば、非常に有效であらうと信ずる。

ホ、全部に亘つて若干分量を増加して内容を豊富にし、敘述を徹底的にし、然も行文は、平明な口語としたこと。

ヘ、項目の選定、敘述の繁簡及び諸案の實例等には、豫め注意を加へ、一方には教授者の便宜を計つたと同時に、他方には學習者が要領を明確に會得し、且教育實習と相待つて自ら啓發工夫する所あらせるやうに圖つたこと。

大正十五年十月

著者識す。

目次

緒論……………一

第一篇 教育制度の概要……………三

第一章 自治制度……………三

第二章 教育行政……………六

第二篇 小學校管理上の諸問題……………一

第一章 小學校の本旨及び種類……………一

第二章 小學校の設置……………一四

第三章 小學校の教科……………一九

第一節 教科目……………一九

第二節 教授の程度及び教授時數……………二一

第三節 教科用圖書……………二九

第四節 卒業修業の認定……………三一

目次

一

第四章	小學校の編制	三
第一節	學級の編制法	三
第二節	教員の配置	三
第五章	小學校の設備	四
第一節	設備及び取締	四
第二節	校地	四
第三節	校舎	四
第四節	屋外運動場	五
第五節	校具	五
第六節	學校園	六
第六章	就學	六
第一節	就學義務	六
第二節	就學に關する事務	七
第七章	小學校の職員	七
第一節	種類及び資格	七

第二章	任用及び待遇	七
第三節	服務及び職務	七
第四節	俸給諸給與及び恩給	七
第五節	權限解職及び懲罰	八
第八章	小學校の費用負擔及び授業料	九
第一節	費用の負擔	九
第二節	豫算及び收支	九
第三節	授業料	九
第四節	經費の實額と地方の財政	九
第九章	小學校の補習科及び實業補習學校	九
第一節	補習教育と職業指導	九
第二節	小學校の補習科	九
第三節	實業補習學校	一〇
第十章	小學校に類する各種學校	一〇
第十一章	幼稚園	一〇

◎ 第三篇 學校衛生上の諸問題

第十二章 小學校の管理及び監督……………一三七

◎ 第三篇 學校衛生上の諸問題……………一三二

第一章 學校衛生の必要……………一三一

第二章 學校衛生の實際……………一三三

第一節 設備上の衛生……………一三三

第二節 教授上の衛生……………一三九

第三節 運動上の衛生……………一三五

第一節 運動上の一般衛生……………一三五

第二節 各種運動の勵行……………一三九

第三章 身體虛弱者精神薄弱者の取扱……………一四六

第一節 身體虛弱者の取扱……………一四七

第二節 精神薄弱者の取扱……………一五〇

第四章 學校醫及び學校看護婦……………一五二

第一節 學校醫……………一五二

第二節 學校看護婦……………一五五

◎ 第四篇 小學校經營の實際……………一九一

第五章 身體検査……………一五八

第六章 學校に於ける疾病豫防並びに治療……………一六六

第一節 學校兒童の疾病異常及びその豫防……………一六六

第二節 傳染病及びその豫防……………一七六

第三節 救急處置……………一八五

第四節 衛生事項の訓話……………一八九

第五節 教師の衛生……………一九〇

◎ 第四篇 小學校經營の實際……………一九一

第一章 教授に關する行事……………一九一

第一節 學期の區分及び休業日……………一九一

第二節 教授細目の編制……………一九三

第三節 教授案指導案及び目標の設定……………一九六

第四節 教授に關する研究……………一九九

第五節 學用品……………二〇一

第六節 優等兒童及び劣等兒童の取扱……………二〇三

第七節 復習宿題及び課外作業……………二〇六

第八節 校外教授……………二〇八

第九節 課外讀物と學級文庫・兒童圖書館……………二二二

第十節 成績品展覽會及び學藝會……………二二三

第十一節 學業成績考查……………二二五

第二章 訓練に關する行事……………二二八

第一節 校訓・校歌訓練要目及び級訓……………二二八

第二節 講堂訓話……………二三三

第三節 諸儀式……………二三四

第四節 朝會終會及び學校揭示……………二三六

第五節 兒童管理上の諸規律……………二三七

第六節 職員の當番勤務……………三三二

第七節 兒童の作業……………三三三

第八節 學級會……………三三五

第九節 休暇中の注意……………三三六

此八、五、七、九、十、

第十節 職員協議會……………三三七

第十一節 學校と家庭との聯絡……………三三七

第十二節 訓練要録……………三三〇

第十三節 賞 罰……………三三一

第十四節 操行査定……………三四三

第十五節 卒業生の誘掖……………三四四

第三章 小學校の事務……………三四五

第一節 事務管理と能率の増進……………三四五

第二節 一般事務……………三四七

第三節 研究事務……………三五〇

第四節 學級事務……………三五二

第四章 學籍簿・出席簿及び一覽表の調製……………三五三

第一節 學籍簿及び出席簿……………三五三

第二節 年中行事の制定とその揭示……………三五五

第三節 學校一覽……………三五五

此九、十、



第五章 參觀視察教育測定及び學校調査……………二五七

  第一節 參觀視察……………二五七

  第二節 教育測定……………二五九

  第三節 學校調査……………二六一

結論……………二六三

附錄……………一

  地方學事通則……………一

  小學校令……………三

  小學校令施行規則……………一九

  幼稚園令……………六九

  幼稚園令施行規則……………七三

〔目次終り〕



# 訂改 新學校管理法

乙 竹 岩 造 著

## 緒 論

學校管理法の任務と必要

學校管理法は、學校をして教育の効果を收めるのに最も適當な場所たらせる爲、必要な諸般の施設經營を考究するものである。教育の効果を確實にするに要する條件は、元より多く、教育者人格の崇高、薰染感化の力、學識の豊富、技術の堪能、實行の意力、服務の勤勉等、何れもそれに密接の關係を有つてゐる。けれども、若し校長、教員が學校管理の方法と才幹とに缺ける所があつたならば、所謂九仞の功を一簣に虧くであらう。これ、教育上學校管理法の重要な所以である。

緒論

法規の活用としての管理

教師の畫策に待つべき管理

本書の組織

然し、學校の施設經營はその全部を教師が自由に處置し得べきものではない。主要な事項は大抵法規を以て定められてゐるから、教師は必ずこれに遵由すべきであつて、この點から見れば、學校管理は畢竟、教育法規の活用である。けれども、又管理上の諸問題は、極めて廣汎多岐に亘るもので、教師の畫策企圖に待つべき部分も決して少なくはないのである。

それ故に、本書は、先づ教育制度の概要を説き、次で法令に準據すべき小學校管理上の諸問題と學校衛生上諸般の事項とに及び、更に進んで教師の畫策企圖に待つべき小學校經營の實際に就てこれを明かにしよう。

## 第一篇 教育制度の概要

### 第一章 自治制度

人文の進歩と行政方法の變遷

公共團體の行政

自治制度

自治團體

自治制度と國家の行政との關係

**自治制の意義** 人文がまだ進まなかつた時代にあつては、國家は行政官廳に一切の政務を管掌させたものであるが、人文が次第に開け、政務も亦多きを加へるに至つては、國家は國家内の公共團體にその一部を處理させる方法を取ることが便利である。即ち、人民をして公共團體を作らせてこれが人格を認め、自己の意志でその團體内の一定の行政事務を處理させるのであつて、その制度を自治制度といひ、その團體を自治團體といふ。

然し、自治制度なるものは、その團體が全然獨立し、國家とは無關係に、自己團體内の行政事務の全部を自由に處理することが出来ること

國家の政務  
自治團體の事務

いふのではない。元來、この制度は、國家の進歩發展を助長するに必要な方法として認められたもので、決して國家の方針と相背馳することを許さず、寧ろ國家が定めた法規の範圍内に於て、これに基いてその團體内の政務を適切に處理すべきものである。即ち、政務上の重要事項は、國家がこれを規定し、その細部分に亘るものは、自治團體がその事情に鑑みてこれに適切な處理を加へ、そして國家の進歩發展を助けるのである。

地方自治團體  
公共組合

○自治團體の種類及び機關 自治團體には、土地と人民とを構成の要素とする地方自治團體と、人民のみを構成の要素とする公共組合とがある。市町村、府縣等は地方自治團體であり、水利組合、商業會議所等は公共組合である。

自治團體の機關  
議決機關

自治團體は、その行動に必要な機關を要する。これを分けて議決機關、執行機關の二つとする。議決機關は、自治團體の意志を決定する機

執行機關

關であり、執行機關は、その意志を執行する機關である。左に地方自治團體に就て、その機關を説明しよう。

市町村の議決機  
關

一、市町村 市町村は、地方自治團體の根本である。その議決機關は、市では市會及び市參事會であり、町村では町村會である。又その執行機關は、市では市長、町村では町村長である。

その執行機關

府縣の議決機關  
その執行機關

二、府縣 府縣は、市町村の集合によつて形成されてゐる上級の地方自治團體である。その議決機關は、府縣會及び府縣參事會であるが、その執行機關としては、特別のものを有つてゐない。國家の官廳たる府縣知事がこれを兼ねることになつてゐる。

市の數  
町村の數  
府縣の數

地方自治團體の數 大正十四年現在に於ける地方自治團體の數は、市が百一、町村が一万一千六百七十六で、合計一万一千七百七十七の市町村と、そして一道四十六府縣とである。

## 第二章 教育行政

**教育行政の性質** 國家はその自存發達を全うする爲に、内務・外務・財務・軍務・法務等諸般の行政事務を要するもので、これ等は皆それぞれ特別の目的を有つてゐる。就中、内務行政の目的は、人民の福祉を増進させるにあつて、その爲には、殖産・交通・警察等に關する行政が何れも必要であるが、人民の精神・身體の發達を助長させる行政も、亦甚だ重要である。蓋し、一般國民の道德・知識・技能・體力の進否が、國家の進歩發展に重大な關係を有することは、毫も疑を容れないからである。即ち國家は、その自存發達の爲には、必ず教育を尊重し、常にその施設經營を圖らなければならぬのであつて、これに關する行政を稱して**教育行政**といふ。

元來、一切の行政は、國家の自存發達に必要なものであるから、その

教育行政が國家の自存發達に必要な理由

國の教育事務と市町村の教育事務との關係

國の教育事務

市町村の教育事務

事務は、國家自らこれが機關を設けて直接に處理するのが原則である。けれども、教育の如く、精神・身體の發達の助長を目的とする行政は、前に述べた通り、地方自治團體をしてこれを助けさせる方が、一層適切なのである。そこで教育行政は、その最も重要な事項、例へば小學校の目的・種類・修業年限・教科及び編制・就學義務・職員資格・費用一部の負擔等は、國の教育事務として、國家自ら直接にこれを規定處理し、又それ等に次で重要で、然も地方の情況に適切ならせるべき事項、例へば校舎の設備・維持・職員俸給の一部並びに校費の負擔等は、市町村の教育事務として、これを自治團體に委任し、一定の法規の下にそれを監督して執行させる。斯く兩々相待つて、その目的を十分に到達しようとするのである。

**教育行政の機關** 教育行政に關する主な機關は、文部大臣・府縣知事・市町村長等である。左にその各に就て述べやう。

文部大臣の職權

一、文部大臣 文部大臣は、教育行政に關する最高官廳で、全國の教育學藝に關する事項を管理するものである。即ち、<sup>〔一〕</sup>教育に關する法律命令の立案、<sup>〔二〕</sup>教育に關する命令の發布、<sup>〔三〕</sup>教育行政に關し府縣知事以下に對する指揮監督及び<sup>〔四〕</sup>教育に關する行政處分等を以てその職權とする。但し、朝鮮、臺灣、樺太、關東洲の教育及び宮内省、内務省、陸海軍省、遞信省等所管の各學校は、その所轄外である。

その補助機關

文部大臣は、その事務を處理する爲に補助機關を要する。政務次官、次官、參與官、局長、秘書官、書記官、事務官、督學官、學校衛生官、學校衛生官補、圖書事務官、圖書監、修官、圖書監、修官補、技師、屬及び技手等は孰れもそれである。

府縣知事の職權

二、府縣知事 府縣知事は、その地方に於ける諸般の行政事務を掌る官廳で、教育事務に關しては、文部大臣の指揮監督を受けて法律命令を執行し、國の教育事務を行ふと同時に、又自治團體たる府縣の教育

その補助機關

事務をも執行するものである。知事が教育事務を執行するに方つてその補助機關となるものは、學務部長たる書記官、地方事務官、視學、屬等である。<sup>〔別〕</sup>に師範學校長はその府縣の小學校教育を視察する任務を有つてゐる。

市町村長、學校組合管理者の職能

三、市町村長、市町村學校組合管理者及び町村學校組合管理者 市町村長、市町村學校組合管理者及び町村學校組合管理者は自治團體の機關であつて、官廳ではないけれども、自治團體としての教育事務を執行すると共に、知事の指揮監督を受けて、國の教育事務をも執行するものである。國の教育事務を執行するに方つては、自治團體の議決機關たる市會、市參事會、町村會、市町村學校組合會又は町村學校組合會の干涉を受けないけれども、自治團體としての教育事務を執行するに際しては、必ずその議決機關の決定によるべきである。

その他の補助機關

この外、小學校の教育事務に就て、直接必要な補助機關は、學務委員

學務委員の職務

及び學校醫である。

一、學務委員 學務委員は、市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者が、國の教育事務並びに自治團體の教育事務を執行するに方つて、これを補助し、その諮問に應じて意見を述べるものである。

二、學校醫 學校醫は、府縣知事がこれを囑託し、學校衛生に關する諸般の職務に従事するものである。

學校醫の職務

參照 小學校令第八章各條。 小學校令施行規則第七章各條。

第二篇 小學校管理上の諸問題

◎第一章 小學校の本旨及び種類

小學校の本旨 小學校の本旨即ちその目的とする所は、小學校令第一條に

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と示されてある。これを分解すると、<sup>〔一〕</sup>身體の發達に留意すること、<sup>〔二〕</sup>道德教育の基礎を造ること、<sup>〔三〕</sup>國民教育の基礎を造ること、<sup>〔四〕</sup>生活に必須な普通の知識技能を授けることにあるのは、既に新教育學で明かにした所である。

小學校の本旨の要約

我が邦教育制度の一特色

小學校の種類 小學校は、次の如くに類別することが出来る。

一、教科の程度による類別 この點からは、尋常小學校・高等小學校・尋常高等小學校の三種に別かれる。

尋常小學校 その修業年限を六箇年とし、義務教育を施す所である。即ち満六歳に達した兒童は、その職業・階級の如何を問はず、必ずこれに入つて教育を受けなければならないのであつて、國民の文化を高め、その精神の統一を圖る基礎である。斯く國民一般が皆同種の基礎教育を受けることは、實に我が邦教育制度の一特色である。

高等小學校 その修業年限が二箇年又は三箇年で、尋常小學校を卒業した者を收容し、一層精深な普通教育を施す所である。その入否は、父兄の自由に任せてある。

尋常高等小學校 同一學校に上述二校の教科を併置したものであつて、尋常小學校及び高等小學校の規定をそれぞれに適用する。

大正十一年度に於ける全國尋常小學校の數が九千四百、高等小學校の數が二百七、尋常高等小學校の數が一万五千九百七十五であつ

上述三種小學校の現在數

て、小學校の總數が二万五千五百八十二である。

二、經費の負擔による類別 この點からは、官立小學校・公立小學校・私立小學校の三種に別かれる。

官立小學校 これは、國家がその費用を負擔して設置したもので、高等師範學校附屬小學校の如きはそれである。

公立小學校 これは、公共團體がその費用を負擔して設置したもので、それに數種ある。市町村がその費用の大部を負擔して設置した市町村立小學校、市町村學校組合又は町村學校組合がその費用の大部を負擔して設置した市町村組合立又は町村組合立小學校及び府縣がその費用の大部を負擔して設置した府縣師範學校附屬小學校等の如きはそれである。

私立小學校 これは、一私人又は私法人がその費用を負擔して設置したものである。

大正十一年度に於ける全國小學校中、官立小學校が四、私立小學校が百三十九で、殘餘二万五千四百三十九は皆公立小學校である。

上述三種小學校の現在數

三、學級の編制による類別 この點からは、多級小學校、單級小學校の二種に別かれる。

多級小學校 これは、全校兒童を二學級以上に編制したものであつて、學級數によつて二級學校乃至最多級學校に別けることが出来る。

單級小學校 これは、全校の兒童を一學級に編制したものである。

但し、我が邦現在に於て單級小學校の數は極めて少なく、大正十一年度に於て千八十六を算へるだけで、他は皆多級小學校である。

参照 小學校令第一章各條 小學校令施行規則第三十九條

上述二種小學校の現在數

尋常小學校設置の義務

第二章 小學校の設置  
尋常小學校の設置 尋常小學校の教育が義務教育である以上、國家は自ら尋常小學校を設置すべきであるが、校舎の設備の如きは、地方の情況に適應させるべきものであるから、委任事務として、市町村の自治團體にその設置の義務を負はせるのである。但し、教員の俸給に

昭和九年、  
尋常小學校の設置の義務

義務教育費の國庫負擔

尋常小學校の校數位置と自治團體の意見

要する經費の一部は、國庫がこれを負擔する。即ち、國家は大正十二年三月法律を以て市町村義務教育費國庫負擔法を發布して、毎年度四千万圓を下らざる金額を支出することとし、同年六月これが施行に關する勅令及びその施行規程を發布して、一定の標準を定め、一方には教員數により、他方には就學兒童數によつて、これを全國に配當することになつた。然も年々増加する經費を償ふ爲、更に國家は大正十五年三月同法律を改正して、支出額を七千万圓に増額したのである。斯くして、市町村は、必ずその區域内の學齡兒童を悉く收容するに足るべき尋常小學校を設置しなければならないのである。

それ故に、市町村立尋常小學校の校數並びに位置に關しては、自治團體の意見を重んじ、府縣知事に於て市町村又は町村學校組合の意見を聽いてこれを定めることになつてゐる。若し、自治團體の資力が薄弱であるか、又は特殊の事情のある場合には、特別の方法によらせ



尋常小學校設置に關する特別の方法  
町村學校組合の必要

兒童教育事務の委託

上級自治團體の補助

設置又は兒童教育事務委託の義務の免除

るので、それは左の如くである。

一、一町村の資力が不十分で、一學校を設置し難い場合には、他の町村と學校組合を設けさせ、共同の資力によつてこれを設置させる。町村學校組合は斯うして出来るのである。

五ノ三條

二、一町村の兒童數が過少であるか、又は町村の地形により、適度の通學路程内に於て、就學兒童の數が一尋常小學校を構成するに足らない場合には、他の市町村と學校組合を設けるか、又は兒童の全部若は一部の教育事務を他の市町村、町村學校組合又はその學區に委託させる。これを兒童教育事務の委託といふ。そしてこの委託を受けた市町村、町村學校組合又はその學區は、これを應諾しなければならないのである。

三、資力が最も薄弱で、他の市町村に委託の費用をも支辨することが出来ない場合には、府縣が町村又は町村學校組合に相當の補助を與へることになつてゐる。

四、萬已むを得ない場合には、該町村若は町村學校組合をして、その一部に關しては、尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免除

するのである。

義務教育費交付金の増加

然し、國家は今述べた市町村義務教育費の負擔に關して、資力その他の事情により、必要ある市町村に對しては、特に交付金を増加し得る規定を設けた。即ち、薄資の市は二重の、又薄資の町村は三重の配當交付を受けることが出来るのである。そして、その結果この交付金の教員俸給額に對する割合は、大正十四年度に於て、全國で約一萬有餘を算する普通町村にあつては三割〇四厘であるのに、約二千を算する特別町村にあつては五割五分一厘といふ高率を示し、又それが小學校經費の總額に對する割合に於ても、普通町村では一割九分四厘であるのに、特別町村では三割五分四厘の高率となつてゐる。斯くて自治團體の資力の薄弱の爲、前項で述べたやうな方法によらなければならぬ場合も、今後は益減するであらう。これも、一に國家が教育の普及を圖り特に義務教育の徹底を期する趣意に外ならないので

高等小學校の性質とその設置の必要

ある。  
高等小學校の設置 高等小學校の教育は、義務教育でないから、その設否は、自治團體の自由に任せてある。即ち市町村市町村學校組合又は町村學校組合に於て、これを設けることが出来るやうにし、その設置・廢止に關しては、府縣知事の認可を受けさせることになつてゐる。高等小學校は、一方から見れば、尋常小學校と中等學校との間に介在する中間學校であるが、他方からは、義務教育年限の延長さるべき準備とも見られ、又實際に於て、尋常小學校卒業者の入學率は、實に五割五分以上の多きを示してゐるのである。さうして見ると、高等小學校の教育は、國家教育の上から眺めて誠に重要なものであつて、これが設置は、現在に於ては最も望ましい所である。

參照 地方學事通則第五條、第八條、小學校令第二章各條、同第七章第五十三條、第五十四條、市町村義務教育費國庫負擔法各條、勅令

第三百十五號市町村義務教育費國庫負擔法ノ施行ニ關スル件各條、市町村義務教育費國庫負擔法施行規程各條。

### 第三章 小學校の教科

#### 第一節 教科目

小學校に於ける教科目の選定は、國民教育上至大の關係を有するものであるから、國家が必要に鑑みてこれを定めて全國の統一を圖り、土地の情況に應じて幾分の斟酌を許すのである。今これに關する小學校令の法文を擧げると左の如くである。

#### 尋常小學校

尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ、女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

必設科目

加設科目

高等小學校

必設科目

高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業(農業、工業、商業)ノ一科目又ハ數科目トシ、女兒ノ爲ニハ家事、裁縫を加

フ

加設科目

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

隨意科目

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得、第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

選擇科目

實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム

實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

即ち、高等小學校では、尋常小學校に比べて一層實際生活に直接有效ならせるやう留意し、殊に實業の科目に重きを置いてゐる。これ大正十五年四月に改正された小學校令の趣旨である。斯くの如く、男女

共に實業を課し、農業・工業・商業の内その一科目を選択させることを以て本體とし、然も事情によつては、これを隨意科目とすることを許し、又特別の場合には、府縣知事の認可を受けてこれを缺くことを得る規定である。

尋常小學校・高等小學校共に、教科目の加除には府縣知事の認可を受けなければならぬ。又兒童身體の情況によつて到底學習するこゝとが出来ない教科目は、これをその兒童に課さないで、然もその義務教育の修了を認定することが出来る。例へば、不具の兒童には體操を缺き、發聲器に著しい故障のある者には唱歌を課さないで卒業させることが出来る等、即ちそれである。

參照 小學校令第三章第二十二條

第二節 教授の程度及び教授時數

教科課程表も國家が定める

教科課程表 各教科目に就て、その教授の程度及び範圍を定めるのは、教育上重要なことである。この點に關して、國家は、一方には教育學の理論上から、他方には國民教育の實際上から、十分慎重な討議を加へ、現在の時勢に於て最も適切と認める程度及び時數を定め、全國をして劃一にそれに遵由させてゐる。それが、即ち教科課程表である。

尋常小學校教科課程表(修業年限六箇年) [小學校令施行規則第四號表]

算術	國語	修身	學年	
			第一學年	第二學年
五	一〇	二	二	二
ケル二十方唱百唱十方以下ノ數ヲ加減乘除	ノ易知假發ノナル文字及日常須キ方讀ミ方、綴リ方、書	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨
五	一二	二	二	二
ル百以下ノ數ヲ加減乘除	ノ易知假發ノナル文字及日常須キ方讀ミ方、綴リ方、書	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨
六	一二	二	二	二
除通常ノ加減乘	方綴リ方、書、綴リ方、話	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨
六	一二	二	二	二
除及簡易ナル加減乘(珠算)	方綴リ方、書、綴リ方、話	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨
四	九	二	二	二
(珠算) 整數、小數、等數、加減	方綴リ方、書、綴リ方、話	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨
四	九	二	二	二
乘除(珠算) 分數、步合算、加減	方綴リ方、書、綴リ方、話	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨	ノ道徳ノ要旨

計	手工	裁縫	體操	唱歌	圖畫	理科	地理	國史	學年	
									第一學年	第二學年
二一	簡易ナル細工		四	四	(單形) 簡單ナル形體				男	女
二三	簡易ナル細工		四	四	(單形) 簡單ナル形體				男	女
二五	簡易ナル細工		三	一	一	二			男	女
女三男三	簡易ナル細工	二	三	一	一	二			男	女
女三男三	簡易ナル細工	三	三	二	二	二	二	二	男	女
女三男三	簡易ナル細工	三	三	二	二	二	二	二	男	女

圖畫ハ第一學年第二學年ニ於テハ每週一時之ヲ課スルコトヲ得  
手工ハ第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

高等小學校教科課程表(修業年限二箇年のもの)

〔小學校令施行規則第五號表〕

教科目	學年	每週授時數	第一學年	第二學年
修身	二	二	道德ノ要旨	道德ノ要旨
國語	六	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四	四	整數、小數、分數、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算(日用簿記)
國史	二	二	國史ノ大要	前學年ノ續キ
地理	二	二	外國地理ノ大要	地理ノ補習
理科	二	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要
圖畫	一	一	簡單ナル形體	簡單ナル形體(簡易ナル幾何畫)
手工	一	一	簡易ナル製作、製圖、手藝	簡易ナル製作、製圖、手藝

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得  
 前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス  
 實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

同上〔修業年限三箇年のももの〕

〔小學校令施行規則第六號表〕

計	裁縫		家事		實業		體操		唱歌	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男二〇 女三〇	四		四		二	五	三	三	一	一
	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方		衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要		(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要		體操 遊戲及競技		(單音唱歌) (簡易ナル複音唱歌)	
男二〇 女三〇	四		四		二	五	三	三	一	一
	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方		衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要		(農)農業ノ大要(工)工業ノ大要(商)商業ノ大要		體操 遊戲及競技		(單音唱歌) (簡易ナル複音唱歌)	

教科目	學年	每週授時數	第一學年	第二學年	第三學年
第一學年	一	一	一	一	一
第二學年	二	二	二	二	二
第三學年	三	三	三	三	三

修身	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨	二	道德ノ要旨
國語	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	六	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
算術	四	整数、小数、分数、數形、代數的計算、幾何圖形、珠算	四	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算	四	第一學年、第二學年ノ課程ノ補習 (日用簿記)
國史	二	國史ノ大要	二	前學年ノ續キ	二	國史ノ補習
地理	二	外國地理ノ大要	二	地理ノ補習	二	地理ノ補習
理科	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	二	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	二	理科ノ補習
圖畫	一	簡單ナル形體	一	(簡單ナル幾何畫)	一	(簡單ナル形體 (簡單ナル幾何畫))
手工	一	簡易ナル製作、製圖、手藝	一	簡易ナル製作、製圖、手藝	一	簡易ナル製作、製圖、手藝
唱歌	一	(單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌))	一	(單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌))	一	(單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌))

教授時數を増減する場合

體操	三	體操 遊戲及競技	三	體操 遊戲及競技	三	體操 遊戲及競技
實業	女男 二五	(農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要	女男 二五	(農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要	女男 二六	(農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要
家事	四	衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要	四	衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要	五	衣食住、看病、育兒、 一家經濟ノ大要
裁縫	四	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、 裁チ方、繕ヒ方	四	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、 裁チ方、繕ヒ方	五	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、 裁チ方、繕ヒ方
計	女男 三〇九		女男 三〇九		女男 三一〇	

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得  
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス  
實習ニ關シテハ前項規定ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

教授時數の増減 尋常小學校に於て手工を加へる時、又はその第一學年・第二學年に圖畫を課する時は、その每週教授時數は、學校長に於て、他の教科目の每週教授時數を減じてこれに充つべきであり、二部教授をなす場合には、教科目の每週教授時數は、管理者又は設立者に

於てこれを定めて、府縣知事の認可を受くべきである。又高等小學校に於て、實業を隨意科目とした場合に、それを學習しない兒童に對しては、その毎週教授時數は學校長に於て他の教科目に配當すべきであり、實業に於て工業を學習する爲手工を課さない兒童に對しては、その毎週教授時數は學校長に於て他の教科目に配當することが出來、尙第三學年に於ける圖畫、唱歌を隨意科目とした場合に、それを學習しない兒童に對しては、その毎週教授時數を學校長に於て他の教科目に配當することが出來る。

尙土地の情況によつて、管理者又は設立者は府縣知事の認可を受けて、尋常小學校では十八時以上三十時以下、高等小學校では二十七日以上三十二時以下に於て、毎週教授時數を増減することが出來る。二部教授をなす場合には、毎週教授時數は各部十八時以上とし、年少の部にあつては、これを十二時まで減ずることが出來る。

教授時數を短縮する場合

◎ 又夏季・冬季の休業前後各二十日以内は、兒童心身發育保護の必要上、毎日の教授時數を減ずることが出來、この場合には學校長に於て便宜各教科目の毎週教授時數を斟酌すべきである。

參照 小學校令施行規則第一章第一節第十七條から第二十一條までの各條。

### ◎ 第三節 教科用圖書

教科用圖書使用上の規定 教科用圖書は、教授上極めて重要なもので、實に教授の生命の係る所といつても敢て過言ではない。これに關しては、以前には民間發行のものに就て採定した時代もあつたが、明治三十七年以來は、國定の制度を採り、小學校の教科用圖書は文部省に於て著作権を有するものたるべしと規定されてある。但し、その圖書が同一の教科目に關して數種ある時は、その中に就て府縣知事がこ

國定教科用圖書

れを採定することになつてゐる。尙教科用圖書使用上の規定を示すと左の如くである。

〔一〕必ず文部省著作のものを使用すべきもの。

修身。國語。算術。國史。地理。理科。家事。圖畫。

〔二〕府縣知事の採定すべきもの。

前記教科目外の圖書に限り、府縣知事は、文部省著作のもの又は文部大臣の檢定を経たものの中から採定する。

〔三〕兒童用書を採定することを得ないもの。

體操。裁縫。手工。尋常科第四學年以下の唱歌。

〔四〕學校長の意見によつて、兒童に使用させなくともよいもの。

國語書き方。算術。理科。家事。圖畫。小學地理附圖。

教科用圖書變更  
上の制限

教科用圖書の變更 教科用圖書を變更した場合には、その圖書は最下學年の兒童から使はせ、他の兒童には從來の圖書を襲用させるべ

きことになつてゐる。

參照 小學校令第三章第二十四條 小學校令施行規則第一章第五節第五十三條から第五十六條までの各條。

### 第四節 卒業・修業の認定

卒業の認定  
修業の認定

學校長は、修業年限の終りに於て、尋常小學校若は高等小學校の教科を修了したと認められた者に卒業證書を授與すべきであり、又學年末に於て、各學年の課程を修了したと認められた者に、修業證書を與へることが出来る。又複式學級で一學年間學習した者には、學習證書を與へることが出来る。そして、修了の認定には、試験を用ひず、平素の成績を考查してこれを定めるべきものと規定されてゐる。成績考査に關しては、後章に於てこれを詳説する。

卒業修業の認定  
と平素の成績

參照 小學校令施行規則第一章第一節第二十三條及び第二十四條。



### 第四章 小學校の編制

#### 第一節 學級の編制法

◎ 學級の意義 従前使はれた級又は年級といふ語は、意義が甚だ明白でなく、唯、漠然と學年の等級を表はすに過ぎなかつたが、今日用ひられる學級といふ語は、その意義が極めて明瞭となつた。即ち、學級とは、一人の本科正教員が、一教室内に於て、同時に教授すべき兒童の一團を意味するのである。それ故に、その一團は、一箇の學年から成ることあれば、二箇以上の學年から成ることもあり、最も極端な場合に至つては、實に六箇學年から成立つこともあるのである。

◎ 學級編制法の種類 學級編制法を大別すると、多級編制法と單級編制法とである。多級編制法とは、全校の兒童を二學級以上に編制する

學級とは一人の教師が一教室内で教授する兒童の一團である

多級編制法

單級編制法

單式編制法

複式編制法

二部教授編制法

最も多い單式多級編制法

複式編制法の原則

もので、單級編制法とは、全校の兒童を一學級に編制するものである。多級編制法は、更に單式編制法・複式編制法・二部教授編制法に別かれる。單式編制法とは、同一學年の兒童だけで一學級を組織するもの、複式編制法とは、二箇學年以上の兒童を合せて一學級を組織するもの、又二部教授編制法とは、全校の兒童又は一部の兒童を一日の中前後の兩部に分けて教授するものをいふ。

◎ 單式編制法 上述各種の中、最も多いのは單式多級編制法である。大正十一年度に於て、全國市町村立及び私立小學校の總數は、分教場を除いて二万七百五十であるが、その中、單級の學校は千二十五に過ぎないで、他は皆多級のものである。又二部教授を施行してゐる學校は、七百三だけであつて、他は皆單式又は複式の多級であり、然もその大部分は單式編制によつてゐるものである。

複式編制法 複式即ち二箇學年以上を一學級に編制するには、學年

の相接近したものを組合すのが原則である。例へば、二箇學年の複式では、第一・二學年を一學級とし、第三・四學年を組合し、第五・六學年を合併する等である。又三箇學年を一學級に編制する場合には、第一・二・三學年と第四・五・六學年とに別ける等である。但し、設備又は兒童數の多寡によつては、却つて低學年と高學年とを組合すこともある。

#### 單級編制法の利害

**單級編制法** 單級編制法は、全校の兒童を一學級に編制するものであるから、經濟上、訓練上に利益の多いことがその特質である。然し、教授上からは、教師の直接指導を受ける時間が自ら減ずるから、勢その知識の分量に缺ける所あるを免れないけれども、又自働練習の機會は多く、随つて兒童が學習を確實にするといふ利點もある。又單級編制法では、教科教材の種類により、適當の組分をして取扱ふのが便利である。それ等の詳細は新各科教授法に述べてあるから、参照すべきである。

#### 二部教授編制法の事情

#### 二部教授の編制法

二部教授編制法を取るべき理由は數々あるが、就中その最も主な點は、經濟上の事情である。即ち、市町村の經濟が、一學級毎に本科正教員一名宛を置くことを許さない場合、及び、校舎が狹隘であるのに、町村の財政がこれが擴張の負擔に堪へない場合等に於て、己むを得ずこの編制法を取るのである。その他經濟には支障がなくとも、本科正教員を得難い場合、若は校舎の新築・改築等の爲差支を生じた場合等に於ても、亦一時の便宜法として用ひることがある。そしてこれを用ひる必要のある所では、主として年少の兒童に對して行ふがよい。但し、前後の兩部その昇校の時間を固定すると偏頗になる虞があるから、適當の交代をなすべきである。

#### 三學級二教員制

#### その他の方法

二部教授編制法にもより難い場合には、年長の者に對し二部教授を加味しない三學級二教員制を行ふことによつて、六學級の學校に五教員、五學級の學校に四教員、四學級の學校に三教員

を配置する等の組織とすることも出来る。但し、その教員の資格等は小學校令施行規則の定めた所によるのは勿論、殊に優良な教員を配置し、給與を十分にし、且その教員を過勞させないやうに注意する必要がある。

二十四學級以下の制限

②學級數の制限 規定に隨へば、多級編制の學校では、一學校の學級數は二十四學級以下とし、特別の事情ある時は、管理者設立者に於て、府縣知事の認可を受けてこの制限を超えることが出来る。分教場を設けた場合には、一分教場の學級數は六學級以下とし、この制限外とすることが出来る。

尋常七十人高等六十人以下の制限

③兒童數の制限 一學級の兒童數も、亦尋常小學校では七十人以下、高等小學校では六十人以下に制限され、特別の事情ある時は、各十人までを増すことが出来る規定である。蓋し、教師の力は各兒童に普及すべきものであつて、前記制限以上に及ぶと、自ら缺漏あるを免れない

からである。教育上の理想からいへば、何れも四十人以下に止めることこそ望ましいが、如何せん、經濟上の關係は、理想にのみよることを許さないのである。

各國に於ける男女學級分離並びに共同の相違び我が邦の規定

④男女の區別 男女を同一學級に編制すべきか、又は別々に編制すべきかに關しては理論上並びに實際上種々の説がある。概していへば、英佛獨諸國は分離を原則とし、米國ではこれに反して、高等教育に至るまで共學を實行してゐる。我が邦では、分離を本體とし、尋常第一・二學年にあつては共學を妨げないが、第三學年以上になつては、女兒の數が一學級を編制するに足る場合には男女を分離すべきことを規定してある。

優劣の混合分離

⑤優劣の區別 同一學年の兒童を二學級以上に編制するに方つては、通例、優劣を混合して學級を組織するけれども、又優劣によつて區別する方法もある。兒童の學力の差異が著しい時には、これに隨つてそ

の各に適切な教育を加へることが得策であらう。更に精神薄弱者に對する特別の取扱に就ては後に述べる。

◎**合同教授** 學級を編制した以上は、各學級に於てそれぞれ適當に教育を加へるべきは勿論であるが、修身、體操、唱歌、裁縫、手工實業等の諸教科目にあつては、數學級の全部又は一部の兒童を合同して教授することが出来る。但し、裁縫、手工實業に就ては、同時に教授を施す兒童の數が七十人を超えてはならない規定である。

**現時の實況** 最近の十箇年間、即ち大正二年から同十一年に至る間の平均數に於て、市町村立小學校の校數は二万七百四十であつて、その學級數は十五万六千四百八十一であり、そして、その就學兒童數は七百九十七万二十人である。そこでこれを割當てると、一學校の平均學級數は七・五となり、一學級の平均兒童數は五〇・九となるのである。更に、各年度毎に就て、増減の關係を仔細に調べて見ると、學校數は若

市町村立小學校の總數  
その學級總數  
その平均學級數  
その平均兒童數

校數は減少し規模は擴大するの傾向がある

一學級平均兒童數の外國との比較

干づつ漸次に減少して來てゐるが、學級數はこれに反して、稍著しく遞次に増加して來てゐるのである。即ち、校數は幾分づつ減つて行つて、その代り一校の規模が次第に擴大されて行くのが、現時の傾向であるといつてよい。又一學級に於ける平均兒童數の五〇・九は、北米合衆國の三一・三に比すれば遙に多いが、然し獨逸の五八・〇に較べると稍少ないものである。

參照 小學校令施行規則第一章第三節各條。

◎**第二節 教員の配置**

◎**教員數** 規定に隨へば、小學校では、各學級に本科正教員一人を置かなければならないし、高等小學校に於ては、その學級數に等しい員數の本科正教員を置く外、教科目教授時數、兒童數等に應じ、必要な員數の本科正教員又は専科正教員を置かなければならない。若し正教員

學級數と教員數との割合

昭和七年  
本科正教員  
多級小學校  
多級小學校  
多級小學校

學校長と學級擔任

が得難いとか、或は財政が許さないとか、特殊の事情のある場合には、尋常小學校では二學級毎に本科正教員一人及び准教員一人又は三學級毎に本科正教員二人を置くことが出来る。更に經濟上の事由によつて、二部教授の編制を取つた場合には、前部後部の二學級に對して、正教員一人を置くのを常例とする。蓋し、准教員は、必ず正教員の指揮の下に學級教授を補助する者であつて、學級擔任者として立つべき者ではないからである。

學校長も亦、前記教員數中の一であつて、當然一學級を擔任すべき者である。けれども、校長は、全校の教員を指揮し、その統一を圖り、内外の校務を整理すべき任務を有つてゐるから、學級數の増すに隨つては、その事務は益、繁劇を加へ、擔任學級の教育に専らなることが出来ない。それ故に、六學級以上の學校では、學校長擔任の學級教授を補助させる爲、正教員又は准教員一人を増すことが出来る。又尋常小學校

教員の擔任法の種別

學級擔任法と教科目擔任法  
 學級擔任法と教科目擔任法  
 兩擔任法の得失

山口  
 昭八、五  
 伊藤、三  
 述つて

でも前記の定數以外適宜に専科正教員を置くことが出来る。

教員の擔任法

教員の擔任を定めるのに、二種の方法がある。一は學級擔任法で、他は教科目擔任法である。學級擔任法とは、一人の教員がその學級の全教科を擔任するもので、教科目擔任法とは、數學級に對して一教科目又は二三の彙類教科目を擔任するものである。兩法何れも得失がある。前者は、訓練上の利益が多く且各教科目の聯絡を圖るに便利であるけれども、比較的不得意な教科目の教授にも當らなければならぬのが缺點である。後者は、教員各自がその得意の教科目を受持つのであるから、各科目教授の効果を大にし、又當該教科目各學年間の聯絡にも便利であるけれども、各教科目相互の統合を缺き、且訓練上の缺陷を來たす虞がある。

次に、學級擔任法にも、持上り法即ち或學級を擔任して年と共に持上る法と、固定法即ち毎年同一學年の學級受持を反復する法とがあ

別學級擔任法の種別  
持上り法と固定法

兩法の長短

最も有效な擔任法

自學と擔任法

② 彙類擔任法の注意

學級の分離合同と擔任の關係

る。この兩法にも亦各長短がある。持上り法は教授上訓練上共に便益が多いけれども、感化が餘りに單方に傾く嫌がある。固定法は、教師が該學年の教授訓練に精通するけれども、他の學年との聯絡を缺き、又固定反復の結果往々仕事に對する生氣を減殺する虞がある。

上述の得失利害に鑑みて、小學校では、持上り法による學級擔任法を以て本體とし、なるべく多く教科目擔任法を加味することが最も優つてゐる。殊に若干の特別教室をも備へ、計畫實驗實習に基く自學を勵行する場合には、教師の教授力指導力を集中する關係上、一層教科目擔任法を重んずる必要がある。總べて、教科目の擔任を定めるのは、教員の長所得意の方面によるべきは勿論であり、彙類擔任の場合には、文科的、理科的、技能的の三方面に別けるのが、大體に於て妥當である。又男女によつて或は優劣によつて學級を區別した場合に於ても、それぞれに適當な教員の配置方を圖るべきである。

参照 前節と同じである。

### 第五章 小學校の設備

#### 第一節 設備及び取締

設備に關する二箇の反對意見

質實と利用

公共教育の場所たる小學校は適當の設備を要する。小學校の設備に就ては、從來相反する極端の意見があつた。一は、設備を以て教育の能事とし、それを重んずる餘り、往々裝飾の弊に陥るものであり、他は、教育の要は人に存ずるとして、甚だしく設備を輕視し、これが爲に不適切不徹底の教育に流れるものである。二者何れも誤である。小學校に於ては、教育上必要な設備は必ず施すべきであつて、決してこれを等閑に附してはならない。然し、その設備は飽くまでも實用的であるべく、斷じて虚飾に流れてはならない。大正十一年十二月、文部省が訓令を發して、小學校の設備は質實と利用とを旨とすべきことを示し

眼九、四、  
小學校舎ノ設備ニ關シテハ如何  
ナル教育的利用ヲ為スルヤ

たのもこれが爲である。

設備準則 法文の示す所に違ふと〔一〕小學校は、校地・校舎・校具・體操場を備へるべきであり、そして、それ等は學校の規模と地方資力の程度とに適應させる必要がある。〔二〕校地は、道德上並びに衛生上に害がなく、且兒童の通學に便利な場所を選ばなければならない。〔三〕校舎は、教授上管理上並びに衛生上適當であつて、質朴堅牢でなければならぬ。〔四〕土地の情況によつては、教員住宅をも附設すべきである。

設備の取締 小學校は、非常變災の場合を除く外、小學校の目的以外にこれを使用することが出来ない。但し、教育・兵事・産業衛生・慈善等の目的の爲特別の必要ある時はこの限りではない。

参照 小學校令第四章各條。小學校令施行規則第二章各條。

### 第二節 校地

\* Mannheim.

位置 小學校は市町村教化の源泉である。その位置は、教育上の要件に隨つて、最も公平に且慎重に、これを選定しなければならない。新開の市街地などでは、先づ學校と役場との所在地位を豫め設定して、然る後その周圍に街區を經營した所も歐米にはあり、獨逸のマンハイム市の如きはその一例である。然らば教育上の要件はどうかといふと、それは次に述べるが如く、道德上・教授上・衛生上・通學上の諸方面に亘らなければならぬのである。

位置選定の要件  
徳性涵養上の影響

雜鬧喧噪の避忌

飲料水と土質

一、道德上の要件 卑猥・賤劣等兒童に惡感化を及ぼす虞ある場所は、必ずこれを避け、教化上に由緒があるとか、歴史上の遺蹟を有つとか、徳性涵養の上に好影響を與へるやうな土地を選ぶがよい。

二、教授上の要件 閑靜で教授に便利な場所たることを要する。工場・停車場・雜鬧の街區附近等、喧噪で兒童の注意を亂すやうな場所は宜しくない。

三、衛生上の要件 高燥な土地で風致に富み、空氣の流通、日光排水等の佳良な所たるべく、特に用水即ち飲料水及び雜用水の質と量とに就ては、最も

通學の最遠距離

細心の注意を要する。  
四、通學上の要件 大體中央部に位して全體の兒童の通學に最も便利な位置でなければならぬ。通學の最遠距離は、尋常小學校に於ては約三十分、高等小學校に於ては約四十分道程たるべきである。

校地の面積及び設備の要項

面積及び設備 校地の面積は、將來の擴張を豫料して定めるべきである。人口の増加及び文化の進歩に伴つて、生徒數は必ず殖える譯であるから、その學校膨張の程度を豫想して、計畫を立てる必要がある。地積は兒童一人當平均二坪を標準とする。そして、南面は出来るだけ廣濶にし、西北の兩面には濶葉常綠樹を植ゑて西北の強風を防ぎ、又適當な地點にそれぞれ落葉樹を植ゑて夏季の日除とするがよい。

地積の平均標準

### 第三節 校舎

校舎の位置方向の要項

位置方向 校舎は學校兒童の家である。その位置は、校地の西北隅に

その修し

校舎の形状及び構造の要項

定め、東南部は運動場として、兒童に日當りのよい場所として十分に運動させることが必要である。校舎の方向は、光線の關係上なるべく南向又は東南向たらせ、地形によつては西南向にしても妨げはないが、その他の方向は宜しくない。

形状構造 校舎の形状には、一字形・二字形・三字形・工字形・凸字形等色々あるが、校地の形状によつて決定すべきである。二棟以上を並立させる場合には、相互の間に、少なくともその建物の高さだけの距離を置いて、光線の射入を十分にすべきであり、校舎の構造は、和洋折衷風の平家建が最もよい。都會地に於ては、二階建・三階建も已むを得ないが、斯かる場合には、特に建築の堅牢と昇降口を十分に設けることに甚大の注意を要する。

校舎に於ける各部分の必要程度

校舎の部分 言ふまでもなく、最も重要なのは教室である。教室を別けて普通教室・特別教室とする。これに次ぐものは、屋内運動場・職員室



器械標本室圖書室である。その他應接室宿直室小使室昇降口携帶品置場便所物置等も必要である。尙講堂を設け、又教員住宅を附設するのは望ましいことである。

御影勅語謄本奉安所御影勅語謄本を奉安する爲に、特別の設備をすることは、最も望ましい所であるけれども、多くの學校には望み難いから、講堂若は職員室の一部に高く位置を取り、尊嚴に奉置するのが通例である。

以下校舎の主な部分に就て更に説述を加へやう。

**牀窓及び天井** 教室職員室標本室圖書室等、校舎内の主な室は、通風採光を十分ならせる爲に、牀窓及び天井の高さを適度にしなければならぬ。今これが標準となるべき事項を挙げると、<sup>〔一〕</sup>地盤から牀までは、二尺以上あるやうにし、牀下の四方には風抜を設けるべきである。<sup>〔二〕</sup>牀面から窓の下縁までは、凡そ二尺五寸の腰板とするがよい。<sup>〔三〕</sup>

牀窓天井の高さ面積の標準

窓は引戸と欄間とに分け、引戸の高さは約四尺とし、欄間は約一尺五寸、轉廻構造として通風に便利にすべきである。<sup>〔四〕</sup>欄間の上部には、約一尺の壁面を設けるべきである。斯うして牀から天井までの高さは九尺以上あるやうにし、そして、採光窓の總面積は牀面積の六分の一以上とし、又天井には風抜を造るべきである。

**普通教室** 普通教室の面積は、一坪四人詰の割合より下らないことを標準とし、學習室としての設備をするのに不便の無いやうにすべきである。光線は必ず左方から採るやうにし、然も直接光線は眼を害する虞があるから、窓掛でそれを防いで、彌散光線で照させるやうにする。窓掛及び壁の色は、灰色、淡綠色又は淡黄色がよい。出入口は必ず二箇以上を設け、又煖室の設備を必要とする。

**特別教室** 特別教室として必要なものは、唱歌室裁縫室作法室手工室理科室圖畫室であるが、出来れば地歴室も必要であり、殊に缺くべ

教室の廣さ及びその他の要件

特別教室の必要

\* Platoon Plan.

プラトウンの義である

講堂及び屋内體操場設備上の要件

からざるは唱歌室、手工室である。これは、發聲發音によつて隣室に妨害を與へる虞が最も大きいからである。そしてこれ等諸室の構造は、それぞれ必要な設備をなすのに差支なきやうにすべきである。

**プラトウン案** 教室を普通教室と特別教室とに別け、總べての學級を二大集團に別けて絶えず兩方に配當することによつて、教室の使用を最高度にまで持來たすのがプラトウン案である。その儘採用は出來ないが、教室の節約利用上には頗る参考すべきものである。

**講堂及び屋内運動場** 講堂は、諸儀式、訓話、合同教授、諸會合等、多數兒童を集めるのに必要な設備である。そして多數集合の爲には、なるべくこれを階下に設け、且他室の設備に比して幾分その趣を異にするがよい。屋内運動場は、なるべくその面積を廣くし、且最も質朴堅牢であることを要する。講堂を設けることが出來ない學校では、屋内運動場を講堂に兼用すべきである。

便所の位置數及び構造

**その他の諸室** 職員室は、玄關に近く校舎の中央部に設けるのがよい。そして、應接室、小使室、圖書室、器械標本室は、職員室に近いのが便利である。圖書室、器械標本室を特設することの出來ない學校では、職員室を廣くして、その四壁に圖書、器械、標本等を置くのが便利である。

**便所** 便所は、校舎からも井戸からも、必ず四間以上は離してこれを設けるべきである。そしてその周圍には、澗葉常綠樹を植ゑて防臭し、汚穢壺、尿溝、注尿壁等は、石、セメントの類で造り、天井には臭氣拔を設け、男兒小便所は一人分毎に必ず仕切を拵へるべきである。そして、その數は、男兒百人につき、大便所二箇以上、小便所四箇以上、女兒百人につき五箇以上の割合にすべきである。

第四節 屋外運動場

屋外運動場は、兒童の體育上、訓練上極めて重要な關係を有つた一

屋外運動場設備上の要項

大教室であるから、これが設備には十分の力を加へなければならぬ。その要項を次に挙げる。

- 一、成るべく廣潤な地積を充て、兒童一人宛の面積、尋常小學校では一坪以上、高等小學校では一坪半以上たるべきである。
- 二、泥濘を防ぎ、塵埃を少なくする爲に、小砂利を敷くがよい。
- 三、適當な勾配を保たせ排水を便利にして、雨後でも直ぐ使用することが出来るやうにする。
- 四、適宜の地點に樹木を植ゑて防風日除の便に供する。
- 五、體操・遊戯・競技の器械器具をも備へて運動用に供する。

### 第五節 校具

校具の類別

一家には家具が必要である如く、校舎には校具が心要である。校具を分けて教室用具、教授用具、雜用器具の三種とする。

教室用具 教室用具として缺くべからざるものは、兒童用机・腰掛、黒

板及び附屬品、教卓、教壇である。その他成績品貼板、掛圖掛學級用戶棚、辨當棚、掃除用具等をも備へるべく、何れも堅牢で便利なものを選ぶがよい。

机腰掛の寸法

一、兒童用机腰掛 普通教室に於ける兒童用机腰掛は、教授上管理上及び衛生上に至大の關係を有つものであるから、十分に注意して作製する必要がある。これに就ては、その寸法表が、小學校令施行規則の中に示されてゐたこともあるが、明治三十七年に削除された。爾後種種の調査も表れ、様々の考案も出たが、大正十年八月に至つて、文部省は新たにその標準を定めて原則を示した。それは左の如くである。

腰掛

- 一、腰掛ノ座面ノ高サハ、下腿ノ長サ腓骨小頭カラ踵ノ下面ニ至ル長サカラ五分ヲ減ジタモノヲ標準トスル。但シ、履物アル場合ハ、其ノ厚サヲ下腿ノ長サニ加ヘタモノカラ五分ヲ減ズルコト。
- 二、腰掛ノ座面ノ左右徑ハ、二人掛ニアツテハ二尺六寸乃至二尺九寸五分、一

机腰掛寸法の標準

- 一 人掛ニアツテハ一尺四寸五分トスル。
- 二 腰掛ノ座面ノ前後徑、倚靠ノ厚サハ含マナイハ、上腿ノ長サ〔大腿骨大轉子カラ同骨下端外上髁ニ至ル長サ〕ヲ以テ標準トスル。
- 三 腰掛ノ座面ヲ刳リ又ハ傾斜ヲ附ケルノハ任意トスル。
- 四 倚靠ハ附ケル方ガヨイ。

机

- 一 机面ノ高サハ、先キニ定メタ腰掛ニ正座シテ、前臂ヲ直角ニ曲ゲタ肘ノ下面カラ腰掛ノ座面ニ至ル距離ニ、七分乃至一寸三分ヲ加ヘタモノト腰掛ノ座面ノ高サヲ合セタモノトスル。
- 二 机面ノ左右徑ハ、二人用ニアツテハ三尺四寸五分乃至三尺九寸五分、一人用ニアツテハ一尺九寸五分トスル。
- 三 机面ノ前後徑ハ一尺二寸以上トスル。
- 四 机面ハ約六分ノ一ノ傾斜ガアルノガヨイ。但シ止ムヲ得ナイ場合ハ水平面トシテモ差支ナイ。

机腰掛ハ在學兒童身體ノ發達ヲ顧慮シ、尋常小學校ニアツテハ少ナクモ六

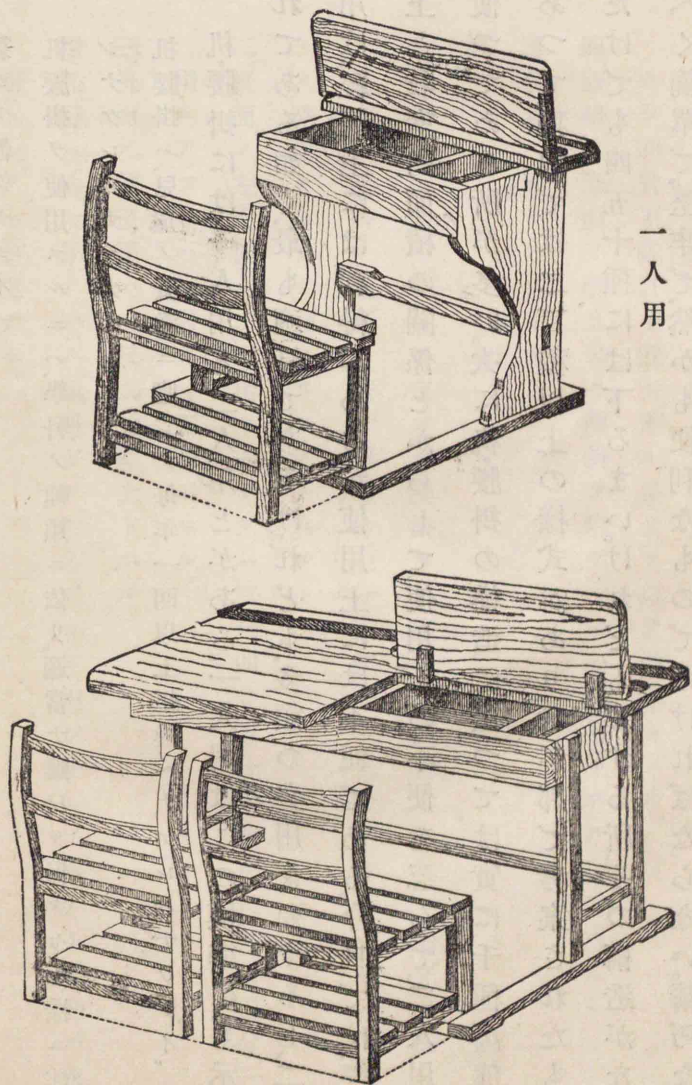
種、尋常高等小學校ニアツテハ少ナクモ八種ノ大キサヲ異ニシタモノヲ作製シテ置クガヨイ。

机腰掛ヲ使用スルニハ、學科ノ種類ニ依リ、適當ナ離尺ヲ保タセル様ニ注意シナケレバナラナイ。

机腰掛ハ、兒童ノ發達ニ應ジテ毎年一回以上組換ヘナケレバナラナイ。

机腰掛には一人用と二人用とがある。一人用は、この標準にも示されてある如く、最も適好であるけれども、多額の費用を要するし、二人用は、經濟上には利得があるが、使用上には不便である。今日では、經濟上と教室内面積の關係とからして、使用上の不便を忍んで、二人用を使つてゐる所が多い。次に机腰掛の構造に至つては、實に千種萬態であつて、獨逸では二百種以上の様式があり、我が邦で考案されたものだけでも四五十種には下るまい。けれども、要する所、その構造がなるべく簡單で、堅牢で、然かも便利なものとなければならない。精巧なもの、は、便利ではあるが、多くは破損し易くつて、永久の使用に堪へ難い。

机腰掛の構造

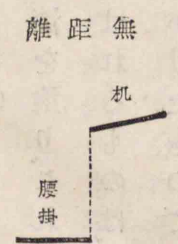
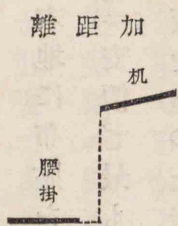


前圖は、學習上・衛生上・經濟上等各種の條件を考慮して研究を重ね、最も適當と認められたものであつて、その要點は次の如くである。

- イ、机面は成なるべく廣く、且なるべく刻みを少なくしてある。
- ロ、机内の長さ・幅深さは、携帶品から打算してその整理に便利にしてある。
- ハ、腰掛の下部に目ザラ棚を設けて、携帶品の一部を置くのに便利にしてある。

ニ、腰掛は、一定の限度に於て自由に移動することが出來、課業の種類によつて適當な離尺を保つことが出来る。離尺の種類別は次の如くである。

離尺の種類



ホ、二人用よりは、一人用の方がよいけれども、費用の都合によつては、この圖の如き二人用とするもよい。

ヘ、課業の種類と離尺との關係は次篇で述べる。

黑板の種類  
黑板の作り方

二黑板 黑板には、大黑板と小黑板とがあり、又廻轉板を使用するものもある。用材は何れも檜朴の類がよく、その塗色は黒又は濃綠色をよしとする。作り方に關しては、<sup>〔一〕</sup>最も完全なのは、本式の漆塗艶消法、即ち、木地に布貼を施し、黒漆を塗り、これを研いて艶消としたものである。<sup>〔二〕</sup>安價で最も廣く行はれるものは、五倍子の煮汁に綠礬を混じた溶液を塗つた後、生澁をかけたものである。<sup>〔三〕</sup>近年新案の黑板塗料の發賣されてゐるものも亦少なくはない。

教卓の大小構造

三教卓 教卓は、その大きさが餘り大きくはなくその高さも亦餘り高くないのがよい。高大に失すると、黑板面の書寫物を兒童の眼から遮蔽する虞があるからである。その構造は、上部に抽出があつて、下部に棚を設けてあるのがよい。そして、特に多數の實物標本模型等直觀方便物を觀察させる時には、教卓机面の廣いことが必要であるから、更に机面に廣い板を安全に裝置し得るやうに構造するのが便利である。

教授用具設備上の注意

る。

四その他の諸器具 前掲以外、諸多の器具も、それぞれに便利なものを工夫して使用すべきである。

教授用具 教授用具として不要なものを設備するのは、寧ろ戒しむべきことであるが、教授上必要なものに至つては、必ず設備しなければならぬ。教授用具の中、教師の工夫考案によつて作製し得るものは手製すべきであり、又努力配意によつて集め得るものは、なるべくこれを集めるがよい。教授用具を分けると、<sup>〔一〕</sup>圖書類、<sup>〔二〕</sup>器械器具類、<sup>〔三〕</sup>標本、模型類、<sup>〔四〕</sup>圖表類となるが、孰れも學校の事情に應じて設備することが肝要である。

教授用具の種類

教授用具整理保存上の注意

又教授用具は、特に適切な整頓法を取つて使用上の便利に供し、且保存上に注意を加へるべきであつて、その爲には適當な戸棚が必要である。又整理の方法は、概して言へば、先づ物があつて然る後方法が

これに随ふべきであるけれども、然し掛圖類などは、却つて豫め整理の方法を講じて置いて、その方法に適合したものを作製し、或は購入し、それに随つて整理して行く方が便利なものもある。例へば、豫め紙の大きさとこれが整頓の枠とを定めて置いて、然る後その紙に繪畫圖表等を描き、一樣の表装を加へて漸次整頓する等である。

**雑用器具** 雑用器具とは、前記教室用具、教授用具を除き、學校生活に必要な一切の諸器具を含む。その主なものとしては、門札、國旗、諸儀式用具、時計、鐘、提灯、宿直用具、消防用具、日課表、教師用机及び腰掛、煖室具、救急用具、小使室諸道具等である。總じて備品、消耗品とも、その節約利用には十分の注意を拂ひ、又それを購入するにも、數校聯合し共同購入の方法を採る等、務めて冗費を省くことが必要である。

## 第六節 學校園

### 學校園の價值

### 學校園の設置及び利用上の注意

### 學校園と農村教育

### 附近の自然界と廣義の學校園

學校園は、生きた教授材料を供給し、十分な觀察、實驗をさせる場所として、甚だ重要なものであつて、奥匈國の如く法令を以てそれに關する事項を規定してある邦もある。我が邦ではこれに就て何等特別の規定は見ないけれども、然し教育上の見地からして、適當な設備をなすべきである。動もすると、一種の裝飾用となり、教師の玩弄物となり易い弊が無いでもない。注意すべきである。寧ろ丁抹や米國などでも盛んに講ぜられてゐる如く、農村教育の特長を發揮して、田園、籬圍の野趣を備へさせ、兒童をして、自然に親しみ、草花を愛し、勤勞を好む氣風と習慣とを養ふ機會を茲に見出させるやう十分にこれを利用すべきである。尤も、教授に使ふ理科材料の全部を學校園に備へることは、事實上恐らく不可能であらうし、又物によつては、必ずしも學校園に集める必要の無いものもある。それ故に、學校附近の自然界を以て廣義に於ける學校園の一部と見做し、これと相待つて狹義の學校

學校園管理上の注意

園を學校内に設けることが必要である。そしてその管理の方法としては、主任者を定める外、兒童の分擔をも定め、手入、整理等の責任を負はせるやうにするがよい。

### 第六章 就學

#### 第一節 就學義務

女子教育令第三條

義務教育に関する異説

義務教育制は世界の大勢である

義務教育とは、國家が自存發達の必要上、國民をして、その兒童に國家が要求する程度の教育を強ひて受けさせることをいふ。元來、義務教育に關しては、反對の意見も絶無ではない。即ち、兒童の教育は全く父兄の自由に一任すべきであつて、國家がこれに干涉すべきでないといふ説もある。けれども、方今世界の文明國は、大抵義務教育の制度を採用してゐるのであつて、まだ採用してゐない邦は甚だ少なく、それも亦將に採用しようとする傾向である。我が邦では、明治

五年學制頒布以來既にこの方針を採り、同二十三年からは、教育の義務を以て、納稅、兵役の義務と共に國民必守の義務と確定し、斯くて、現今の制度となつたのである。

各國に於ける義務教育年限

義務教育年限 義務教育を受ける年限を義務教育年限といふ。我が邦では、現在にあつては六箇年制を採用してゐる。然し、近くこれを八箇年に延長せんとするの議がある。外國の事例を擧げると、瑞西聯州の中には九箇年制の所があり、獨逸聯邦は八箇年制で、その上、滿十八歳までの補習教育をも義務とし、英國は七箇年制で、その上、滿十九歳までの補習教育をも義務としてゐる。その他の諸國でも、多くは八箇年制又は七箇年制を採つてゐる。

各國に於ける學齡の相違

學齡兒童 義務教育が、兒童の何歳から始めて何歳に終らすべきかは、理論のみでそれを決定することは困難である。各國多くは經驗と慣習との結果、滿六歳を以て學齡の始期と定めてゐるけれども、英國



昭八、十、  
生ニテハ尋常小學校ニ在リテ  
何レノ事モ其ノ義務ニシテ  
其ノ義務ニシテ其ノ義務ニシテ

我が邦の學齡

學齡兒童

就學の始期

就學の終期

學齡兒童保護者の權利

學齡兒童保護者の義務

の如きは滿五歳からであるし、瑞典、諾威、丁抹では滿七歳からである。我が邦に於ては、滿六歳に達した翌日から滿十四歳に至る八箇年間に於て六箇年の義務教育を完了すべきこととしてある。そして、兒童が學齡に達した日以後に於ける最初の學年の始を以て就學の始期とし、尋常小學校の教科を修了した時を以て就學の終期とする。

**學齡兒童保護者** 學齡兒童に對して親權を行ふ者を學齡兒童保護者といふ。親權とは、兒童と同住して監護教育をする權利であつて、父又は母がこれに當り、父母の無い時は、後見人がこれに當るのである。學齡兒童を就學させることは學齡兒童保護者の義務である。又義務教育を修了せざる學齡兒童を雇傭する者は、その雇傭によつて兒童の就學を妨げることが出來ないのである。

**入學させる學校** 學齡兒童保護者は、市町村長の指定に従ひ、兒童を

市町村立以外の學校に入學させる場合

就學猶豫の場合

就學免除の場合

昭八、十、  
就學猶豫免除  
市町村立以外の學校に入學させる場合

市町村立小學校に入學させるべきである。但し、市町村長に届け出て、他の市町村立尋常小學校に入學させ、又は官立、府縣立學校で尋常小學校の教科を修めさせ、若は高等學校、中學校の豫科に入學させることが出來るし、又認可を受けて、私立小學校若は家庭で教育することも出來る。そして、後の場合にあつては、市町村長はその兒童の教育を監督し、不適當と認められた時には、その認可を取消すことが出來るのである。

**就學の猶豫と免除** 學齡兒童が病弱又は發育不完全の爲、或はその保護者が貧窮の爲、就學させるべき時期に於て就學させることが出來ない時には、市町村長はその就學を一箇年以内に於て猶豫するることが出來る。この場合に於ては、直にこれを府縣知事に報告しなければならぬ。又學齡兒童が、瘋癲、白痴、或は不具、癱疾の爲、就學することが出來ないと認められた時、若は保護者が貧窮で到底就學させることが

出來ないと認められた時は、市町村長は府縣知事の許可を受けて學齡兒童保護者の義務を免除することが出来る。その他尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免ぜられた區域内の學齡兒童保護者はその義務を免除されたものとなる。

**現時の實況** 全國道府縣に於ける人口の數は、最近の十箇年間、即ち大正二年から同十一年までの間に於ける平均を取つて見ると、五千五百九十四万五千五百六十七人であるが、これに對して、學齡兒童の平均數は、九百七十七万二千二百十七人である。即ち全人口の一割七分強が學齡兒童なのである。この割合は朝鮮、臺灣等に於ても略ぼ同様であらうと推定される。そして、この學齡兒童の中、市町村立小學校に於ける就學兒童はその平均數に於て實に七百九十七万二十人である。即ち、學齡兒童中の八割二分強は市町村立小學校の就學兒童であつて、殘餘一割七分強は、既に義務教育を満了した者か、或は前に述べた

人口と學齡兒童との割合

學齡兒童數と市町村立小學校兒童數との割合

如く、官立、府縣立又は私立の小學校に入學してゐる者か、或は認可を得て家庭で教育を受けてゐる者か、若は今述べた理由によつて、就學義務を猶豫又は免除された者なのである。

**参照** 小學校令第五章各條。小學校令施行規則第三章第八十四條から第八十八條までの各條。

### 第二節 就學に關する事務

義務教育普及の爲には、就學義務の執行に關する事務は極めて必要な事柄である。これに關係する者は、市町村長、市町村立尋常小學校長、府縣知事、學齡兒童保護者であるが、何れも眞摯にこの事務を行はなければならぬものである。

#### 一、市町村長の事務

イ、市町村長は、毎年十二月末日までに、翌年四月に入學させるべき學齡兒童を、又秋季入學を行ふ學校にあつては、六月末日までに、九月に入學さ

就學義務執行に關する事務

學齡簿の編製

せるべき學齡兒童を調査し、左の様式によつて、學齡簿を編製し、若し異動ある時は、直ちに加除訂正すること。  
〔小學校令施行規則第九號表〕

考 備	學 就 不		學 就	名 氏	住 所	生 年 月 日	學 齡 終 了 年 月 日	保 護 者					
	猶 豫	年 月 日						免 年 月 日	事 由	氏 名	住 所	職 業	兒 童 關 係
			入學シタル學校又ハ教授者氏名 就學シタル年月日 尋常小學校ノ教科ヲ了リタル年月日										

口、學齡簿に登録した兒童の中に、死亡した者、市町村外に轉住した者、居所

が一箇年以上分明でない者がある時は、遲滯なくこれを抹消し、市町村外に轉住した者に就ては、市町村長はこれを抹消すると同時に學齡簿の謄本を兒童の轉住地の市町村長に送付すべきこと。

ハ、學齡簿の謄本の送付を受けた市町村長は、送付した市町村長に對し、遲滯なく學齡簿に記入の手續を完了した旨又は兒童の來住せざる旨を通知すること。

ニ、入學期日及び入學させる學校を定め、これを保護者に通告すること。

ホ、入學させるべき兒童名、入學期日を關係學校長に通告すること。

ヘ、家庭その他私立の小學校に於て義務教育を受ける者がある時は、それを監督すること。

ト、不就學者、缺席者がある時は、その保護者に對して督促を加へること。若し二回以上督促を加へても應じない時は、これを府縣知事に報告すること。

二、市町村立尋常小學校長の事務

イ、學年の始に於て入學した兒童の學籍簿を編製し、且、入學の兒童に異動

學籍簿の編製

出席簿の調製

- が生じた時は、遅滞なくこれを加除訂正すること。
- ロ、在學兒童の出席簿を作つて、その出席・缺席を明かにすること。
- ハ、入學期日後一週間以内に入學しない兒童がある時は、これを關係市町村長に報告すること。
- ニ、在學兒童が、正當の理由なくして缺席一週間に及んだ時は、直接に保護者に對して督促を加へ、尙引續き一週間以上出席しない時は、これを關係市町村長に報告すること。
- ホ、毎學年末に於て、卒業兒童の氏名を關係市町村長に報告すること。
- ヘ、他の區域から入學した兒童が卒業した時又は退學・廢學した時は、これを關係市町村長に報告すること。

三、府縣知事の事務

- イ、府縣知事は、市町村長から不就學・缺席の報告を受けた時は、關係兒童の保護者に對して就學又は出席の督促を加へること。

四、學齡兒童保護者の事務

- イ、學齡兒童保護者は、市町村長の指定に隨つて、當然兒童を入學させなけ

ればならないこと。但し、二校以上ある場合には、その一校を選定して市町村長に申立てることが出来る。

ロ、他の市町村立小學校又は官立府縣立の學校に入學させる時は、その學校の管理者又は學校長の承認書を添付して關係市町村長に届け出るべきこと。

ハ、家庭又は他の私立小學校に於て義務教育を受けさせやうとする時は、市町村長の認可を受くべきこと。

ニ、就學不能の事由のある時は、義務の猶豫又は免除を市町村長に申立つべきこと。但し貧困に因る場合の外は醫師の證明書を添へるべきこと。

参照 小學校令施行規則第三章第八十條から第八十三條までの各條。  
同第八十九條から第九十六條までの各條。

第七章 小學校の職員

① 第一節 種類及び資格

小學校令  
四十九條

種類 小學校の職員を大別して校長・教員・代用教員とする。

① 校長 校長は、本科正教員から兼務すべきものであつて、全般の校務を整理し、職員を統督し、児童教育の全責任を負ふべきものである。

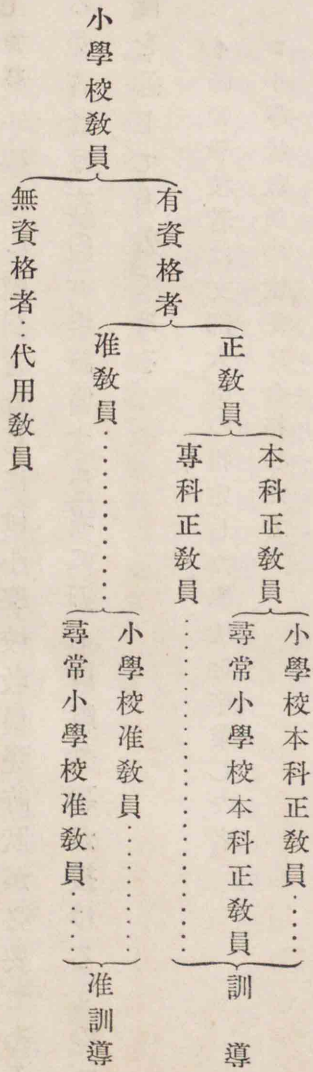
② 教員 教員には、本科正教員・専科正教員・准教員の三種がある。本科正教員の中には、小學校本科正教員と尋常小學校本科正教員とがある。前者は尋常・高等兩小學校を通じて全教科を教授し得る者をいひ、後者は尋常小學校のみの全教科を教授し得る者をいふ。次に専科正教員とは、修身・國語・算術・國史・地理・理科以外の教科目で文部大臣の定める一科目又は數科目を限つて教授し得る者をいふ。以上を職務上からはこれを訓導と稱するのである。又准教員にも、小學校准教員と尋常小學校准教員とがある。その教授し得る範圍はそれぞれ本科正教員の場合と同様であつて何れも正教員を補助する者である。職務上からはこれを准訓導と稱するのである。

訓導

准訓導

③ 三代用教員 代用教員とは、資格を有しない者を准教員に代用するものをいふ。准教員の缺乏と經濟上の事情とによつてこれを置くのである。

上述教員の種別を一目に表示すると次の如くである。



教員の數 小學校教員數は、大正十一年度に於て、本科正教員十四万三千八百八十二人、専科正教員九千八百三十四人、准教員一万七千四百六十二人、代用教員二万七千五百十九人(この中二人は外國人)であつて、總計十九万五千九百九十七人を算する。この中、尋常小學校教員十六万

小學校教員の現在總數

小學校教員免許  
状

七千八百五十五人、高等小學校教員二万七千三百四十二人であり、又師範學校附屬小學校に従事する者千二百七人、市町村立小學校に従事する者十九万三千百五十一人、私立小學校に従事する者八百三十九人である。

①資格 小學校の教員となるには、小學校教員免許状が必要である。その免許状は、左の一に該当する者に對し、府縣知事が授けるもので、全國を通じて有効である。

免許状を受け得  
る資格

- イ、師範學校若は文部大臣の指定した學校を卒業した者。
- ロ、小學校教員の檢定に合格した者。

檢定の機關

②檢定 檢定を行ふ機關としては、各府縣に小學校教員檢定委員會がある。會長常任委員、臨時委員を以て組織し、會長は學務部長たる書記官を以てこれに充て、常任委員及び臨時委員は、府縣知事がこれを命ずる。又檢定には無試験檢定と試験檢定とあり、共に出願者の學力、性

檢定の種別

行及び身體に就てこれを行ふものである。

①無試験檢定 左の一に該当する者には無試験檢定を行ふ。

無試験檢定を受  
け得る資格

- イ、師範學校、中學校、高等女學校教員免許状若は高等學校高等科教員免許状を有する者。
- ロ、高等學校高等科又は大學豫科を卒へた者。
- ハ、文部省直轄學校に於て、某科目に關し、特に教員の職に適する教育を受けて卒業した者。
- ニ、中學校又は高等女學校を卒業した者。
- ホ、公立、私立學校認定に關する規則により認定された學校の卒業生、專門學校入學者檢定規定により試験檢定に合格した者、及び一般の專門學校入學に關し無試験檢定を受ける資格を有する者。
- ヘ、その他府縣知事に於て特に適任と認められた者。

但し、ニ・ホに該当する者に對して小學校本科正教員檢定を行ふ場合は、卒業後二箇年以上小學校教育に従事した者、又は高等女學校を卒業し、高等女學校の高等科、專攻科若は修業年限一年以上の補習科に於て小學校教

試験検定の標準

員に適する教育を受けて卒業した者に限る。

二、試験検定 試験検定は、左の規定に遵つてこれを行ふ。

イ、本科正教員は、師範學校の學科程度に準ずる。

ロ、専科教員、准教員は、小學校令施行規則の規定による。

但し、禁錮以上の刑に處せられた者、破産者及び免許狀褫奪の處分を受けて三箇年を経過しない者は、教員の檢定を受けることが出来ない。又教員免許狀を有する者でも、禁錮以上の刑に處せられた時又は破産の宣告を受けた時は、その免許狀は效力を失ふのである。

参照 小學校令第六章第三十九條から第四十三條までの各條。小學校令施行規則第四章第一節各條。

第二節 任用及び待遇

任用の手續

任用 市立小學校長及び教員の任用は、市長又は市町村學校組合管理者の申請によつて府縣知事これを行ひ、町村立小學校長及び教員

の任用は、府縣知事がこれを行ふ。孰れも任官の手續を経て任命されるものである。

待遇 小學校長及び正教員は、國家の官吏として待遇される。小學校教員は、その俸給が地方自治團體の支給を受け、且特定の服務規律がある點からいへば、官吏でないやうに見えるけれども、小學校の教育は明かに國家の事務であつて、その教員は任官の手續を経て任命されるものであるから、これを官吏と認めるのが正當である。然し純然たる官吏でなく、待遇官吏であつて、一般には判任文官として待遇されるのである。但し小學校長の中には、特別の規定によつて奏任文官と同一の待遇を受けるものもある。

参照 小學校令第六章第四十條から第四十三條までの各條。

小學校教員と官吏待遇

判任待遇

奏任待遇

服八、十、  
小學校長  
及職務を  
評述スベシ

第三節 服務及び職務

昭九  
小學校教員服務  
上ノ心得ヲ述ベテ

小學校教員服務  
規律

○服務 小學校教員の服務に關し、小學校令施行規則に規定した條文に、  
學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ  
とある。蓋し、校長及び教員は、學校教育の首腦で、實に重大な責任を負ふものだからである。尙校長教員の服務に關し、同規則には左の如く定めてある。

- ◎一、市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合、町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ學校長ニ在リテハ府縣知事、其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス
- 二、學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ルルコトヲ得ス
- 三、學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス  
四學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

職務 學校長は、一校統理の任に當るものであり、正教員は校長の指揮を受けて兒童の教育を擔任し、且學級に關する事務を掌る外、分掌を命ぜられた學校事務を司つて校務の進捗を圖るべきであり、准教員は、正教員の職務を助け、代用教員も亦これに準ずべきものである。尙校長教員の事務の細項に至つては、更に第四篇第三章に於てこれを詳説する。

参照 小學校令施行規則第五章第二節各條

第四節 俸給・諸給與及び恩給

俸給 市町村立小學校教員の俸給は月俸で支給される。その等級・金額は、左表に準據して府縣知事がこれを定め、そして市町村がそれを

學校長の職務  
正教員の職務  
准教員の職務  
代用教員の職務

小學校教員の本俸



その増給

支辨するのである。但し、一級上俸を受け特に功勞ある者には、本科正教員にあつては二百四十圓まで、専科正教員にあつては百六十圓まで漸次増給することが出来る。又教員の俸給はその意に反してこれを減ずることを得ない。但し、當分の内、等級相當の額を減じてこれを支給することが出来る。

月俸の標準

職名	一級		二級		三級		四級		五級		六級		七級		八級		九級		
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	
本科正教員	百八十圓	百六十圓	百四十五圓	百三十圓	百二十圓	百圓	百圓	九十圓	八十五圓	八十五圓	七十五圓	六十五圓	五十五圓	五十五圓	四十五圓	四十五圓	四十五圓	四十五圓	四十五圓
	百六十圓	六十圓	百三十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	八十圓	八十圓	七十圓	六十圓	六十圓	五十圓	五十圓	五十圓	四十圓	四十圓	四十圓
専科正教員	百二十圓	百十圓	百圓	九十圓	八十圓	七十圓	七十圓	七十圓	六十圓	六十圓	五十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓
	百十圓	九十圓	九十圓	九十圓	八十圓	七十圓	七十圓	六十圓	六十圓	五十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓
准教員	六十圓	五十圓	五十圓	四十圓	四十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓
	五十五圓	四十五圓	四十五圓	三十五圓	三十五圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓

今全國を通じての實際の月俸平均額を挙げると、大正十一年度の情況は次表の如くである。

尋常小學校ノ教授ニ従事スル者

高等小學校ノ教授ニ従事スル者

實際平均額

本科正教員		専科正教員		准教員		代用教員	
小本正	尋正	正	正	正	正	正	正
六四・三二	五一・〇六	四二・二三	三六・二四	三一・三九	六八・一三	四五・七二	三九・〇三
							三九・二八

市町村立小學校教員加俸資金

加俸 國家は、教員優遇の趣意に基き、本俸の外尙國費を以て加俸を支給する。これが爲に市町村立小學校教育費國庫補助法並びに市町村立小學校教員加俸令を發布し、國庫より配賦する金額を以て道府縣に市町村立小學校教員加俸資金を設置させ、道府縣も亦同額の金額をこれに支出する。該資金は大正十年度にあつては合計六百六十七万九千八百七十二圓に上り、その中二百萬圓は、この年度の豫算により國庫から支出された額である。加俸はこれを年功加俸特別加俸の二つに別ける。

一、年功加俸 これは、小學校教員で五年以上同一府縣内の市町村立小學校に勤續し、地方長官に於て成績佳良と認められた者に左の如く支

年功加俸の規定

給されるものである。

イ、本科正教員には、年額二十四圓乃至六十圓。

ロ、専科正教員及び准教員には、年額十二圓乃至二十四圓。

ハ、年功加俸を受けた後勤続五年を加へる毎に、本科正教員にあつては年額十八圓乃至三十六圓、専科正教員及び准教員にあつては年額十二圓乃至十八圓を加給する。

二特別加俸 これは、尋常小學校教員で左記の者に、年功加俸の外尙

支給されるものである。

特別加俸の規定

イ、單級學校に勤務する本科正教員には、年額六十圓以下。

ロ、多級學校の一學年より四學年、五學年又は六學年に至る兒童を以て編制した學級を擔任する本科正教員には、年額四十八圓以下。

ハ、僻陬地の學校に勤務する本科正教員には、年額三十六圓以下、専科正教員及び准教員には、年額十八圓以下。

ニ、同一府縣内で、僻陬地の市町村立小學校に五年以上勤続する者には、前三項による特別加俸の外、本科正教員にあつては年額三十六圓以下、専科正

諸給與の規定

教員及び准教員にあつては、年額十八圓以下を加給する。

諸給與 教員は左の諸給與を受ける。

イ、一週三十二時以上の教授を擔當する者には、別に手當を給する。

ロ、宿直者には、膳料を給する。

ハ、職務の爲に、傷痍を受けたり、疾病に罹つたりした者には、療治料を給する。

ニ、特に勤勞ある者には、慰勞金を給する。

ホ、土地の情況によつては、住宅料を給する。

ヘ、公務を以て旅行する時は、旅費を給する。その額は、正教員にあつては、判任文官の例に準じ、准教員にあつては、地方の情況を量つてこれを定める。

恩給 小學校教員、幼稚園職員等は、教育職員として、特定の服務規律の下に、一意専心職務に従事する者であるから、左記の種別に隨ひ、恩給法の定める所によつて、恩給を受ける権利を有する。

一、普通恩給 在職十五年以上で退職した時は、普通恩給を給される。退職とは、免職、退職、解職又は失職をいふのである。普通恩給は、年金で

普通恩給の規定

あつて、その年額は、在職年十五年以上十六年未滿に對し、退職當時の俸給年額百五十分の五十に相當する金額とし、十五年以上一年を増す毎に、その一年に對し、退職當時の俸給年額の百五十分の二に相當する金額を加へた金額である。

増加恩給の規定

二、増加恩給 公務の爲、傷痍を受け、又は疾病に罹り、不具廢疾となり、失格原因が無くつて退職した時には、普通恩給の上に、尙増加恩給を給される。増加恩給も年金であつて、その年額は、二百四十圓以上、退職當時の階等、傷痍の原因、不具廢疾の性質によつて異なる。

一時恩給の規定

三、一時恩給 在職三年以上十<sup>七</sup>年未滿で退職した者には、一時恩給を給される。一時恩給は一時金であつて、その額は、退職當時の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じた金額である。

扶助料の規定

四、扶助料 在職中に死亡し、その死亡を退職と看做すと普通恩給を給さるべき場合、或は普通恩給を給されてゐる者が死亡した場合に

は、その遺族は扶助料を給される。扶助料は年金であつて、その年額は普通公務による傷痍、疾病の爲死亡したのであれば、普通恩給年額の十分の八に相當する金額であり、その他の場合であれば、普通恩給年額の十分の五に相當する金額である。

一時扶助料の規定

五、一時扶助料 在職三年以上十<sup>七</sup>年未滿で、在職中に死亡した者には、一時扶助料を給される。一時扶助料は一時金であつて、その額は、死亡當時の俸給月額に相當する金額に在職年數を乗じた金額である。

小學校教育效績規程

效績の表彰 小學校の教育に従事し、多年勤續して效績顯著な者は、小學校教育效績規程によつて選奨されて、文部大臣から表彰される。これ亦教員優遇の一方法であつて、明治三十八年該規程が始めて發布されてから、大正十二年に至るまで十八箇年の間に、これによつて表彰された者が、總計八百十二人を算してゐるが、その中百二十五人は市町村吏員、十三人は學校醫であつて、殘餘七百人は悉く小學校

教員である。

参照 小學校令施行規則第五章第四節各條。市町村立小學校教員加俸令各條。恩給法。恩給法施行令。小學校教育成績狀規程。

第五節 權限・解職及び懲罰

○權限 權限とは、小學校長及び教員が、國の教育事務を執行するに當つて、國家から與へられた權利をいふ。

○一學校長の權限 學校長は、<sup>昭和七年十月</sup>〔一〕兒童出席停止の權を有する。即ち、傳染病に罹り、又はその虞ある者、及び、性行不良で他の兒童の教育に妨ありと認めたる者に、出席停止を命ずる權を有してゐる。〔二〕懲戒の權、即ち、操行不良な兒童には、教育上の手段として懲戒を加へる權を有する。但し體罰を行ふことを得ない規定である。〔三〕教科目を加除した場合の教授時數を定める權、並びに、夏季冬季休業前後の教授時數を減縮

學校長の權限の要項  
小學校長及び教員ノ權限ヲ  
凡ク

する權を有する。〔四〕俸給その他の諸給與及び恩給を受けることも、亦その權限と見做すことが出来る。

二教員の權限 教員は、前記學校長の權限の中、〔一〕兒童懲戒の權と、〔二〕俸給諸給與及び恩給を受ける權とを有つてゐる。

解職 市町村立小學校長及び教員の解職は、府縣知事がこれを行ふもので、それに休職退職及び失職の三種がある。但し小學校教員は、一旦任用された以上は濫にこれを解職することが出来ない。規定の事由によらずして休職又は退職を命ずる必要があると認めたる時は、府縣知事は文部大臣の指揮を受けなければならぬし、休職の場合に於ては、豫め期間を定めて具申しなければならぬ。

一、休職 左の一に該當する者は、休職を命ぜられる。但し、その期限は事由によつて同一ではない。

イ、傷疾を受け、若は疾病に罹つたのに因り、職務を行ふに妨ある時。

解職の種類

教員の權限の要項

休職を命ぜられ

る場合

ロ、學校編制の變更又は訴願の裁決によつて、過員を生じた時。

ハ、教員養成を目的とする官立府縣立學校に入學する時。

ニ、名譽職たる町村長及び助役に當選した時。

ホ、私立小學校の教員又は外國に於て本邦人を教育する爲に設置した學校の教員となる時。

ヘ、刑事事件に關し告訴又は告發された時。

ト、一年現役兵として服務した後、陸軍補充令により勤務演習に召集された時。

チ、陸海軍現役に服し、又は戰時事變に際し召集された者は、命を待たずして當然休職者となる。但し、一年現役兵として服務する者はこの限りではな

當然休職

す。

休職者

休職者は、現に職務に従事しなけれども、全然教員の職から離れたものではないから、休職中はその俸給の三分の一を給される。但し、市町村市町村學校組合、町村學校組合又はその學區に於て特別の事情ある場合、若は上述のハ乃至へに該當する者に對しては給しない

一年現役服務者

こともある。又一年現役兵として服務する者は、休職者とせず現職者とするのである。随つて俸給をも受ける。但し、その在營中は俸給の三分の二を減ぜられる。そして、この關係は府縣立師範學校附屬小學校の訓導たる者にあつても同様である。

二、退職 退職は全然教員の職から離れるもので、左の一に該當する

時は、府縣知事はこれに退職を命ずることが出来る。

イ、不具廢疾により、又は身體若は精神の衰弱によつて職務を執るに堪へない時。

ロ、傷痍を受け、若は疾病に罹つて、その職に堪へない爲又は自己の便宜によつて退職を願した時。

ハ、休職者が復職した爲その代員を要しない時。

ニ、當該學校が廢された時、及び休職期間が満ちた時は、當然退職者となる。

三、失職 免許狀褫奪の處分を受け、又はその免許狀が效力を失つた

時は、當然その職を失ふものである。

退職を命ぜられる場合

當然退職

小學校教員の懲戒處分

八、

證責

減俸

免職

免許狀の褫奪

業務停止

懲戒教員たる者が職務上の義務に違背し、若は職務を怠つた時、又は職務の内外を問はず、體面を汚辱する行爲のあつた時は、府縣知事はこれに對して懲戒處分を行ふ。懲戒處分には譴責、減俸、免職の種別がある。譴責は、公然文書を以て戒飭するもの、減俸は、一箇月以上一箇年以下の間月俸三分の一以下を減給するもの、免職は、教員の職を免ずるものである。そして、瀆職の情狀の重い者は、免許狀を褫奪される。又免職者は、二箇年を経過しなければ再び教職に就くことが出来ない。次に、私立小學校長教員に向つての懲戒は、一箇月以上二箇年以下の業務停止の處分をするのである。

免職業務停止の處分を受けた者でも、その改悛の實顯著な者には、文部大臣の認可を受けて、これを解くことが出来る。又府縣知事が行つた免職若は業務停止又は免許狀褫奪の處分に不服のある者は、文部大臣に訴願することが出来る。

參照

小學校令第五章第三十八條、第六章第四十七條、小學校令施行規則第一章第一節第十七條、第二章第三項、同第二十條、同第五章第一節各條、同第三節各條、同第四節各條。

### 第八章 小學校の費用負擔及び授業料

#### 第一節 費用の負擔

**經費の負擔者** 小學校の設置に伴ひ設備費及び維持費、經常費、職員の俸給、諸給與等の經費を要する。これ等の經費は、教員俸給の一部を國庫が負擔する外、市町村に於て負擔するのが本體であるけれども、義務教育は國家の自存發達に必要なものであるから、國庫及び府縣から幾分の補助を與へるべきことをも規定してある。即ち、國庫からは毎年補助金を各府縣に配賦して、教員の年功加俸及び特別加俸に充て、尙國庫保管の教育基金の利子を各府縣に配當して、小學校の設

市町村の負擔

國庫の補助

府縣の補助

備費、教員の獎勵費等に充て、府縣も亦金額を支出して、教員の加俸又は住宅料を補助すべき規定を設けてある。

### 第二節 豫算及び收支

收支豫算案

豫算案と學校長

經費の収入と支出 經費の收支は、市町村會の議決を経てこれを決定する。その爲、市町村長は、毎年翌年度の收支豫算の原案を作つて、市町村會の議に附せなければならぬ。そして市町村立小學校長は學校の事情に適合した原案を作つて、市町村長の參考に供するのが便利である。

經費の收入

基本財産

市町村會を通過して決定した収入は、これをその住民から徴収すべきである。然るに、市制町村制の示す所に従ふと、自治團體の費用は、先づその團體共有の基本財産の利子その他の収入を以て支辨すべきであり、足らざる場合に於て、始めてこれを住民に課賦し、徴収すべきものとしてある。それ故に、學校の經費は學校基本財産の収益から支辨するのが第一である。そして學校基本財産及び積立金に關しては、地方學事通則に於て、監督官廳の許可を受けてこれを設けることが出來、一旦設けた上は、廢止、賣却、交換その他の處分をしようとするには、監督官廳の許可が要することに規定されてゐる。又この基本財産から生ずる収入は、これを教育以外のことに支出するを禁じて、教育費が時勢の變動、天災等から受ける打撃を輕減しようとしてある。

經費の支出

經費の支出と學校長

經費の支出も、亦市町村長の管掌に屬するものであるが、便宜上これを學校長に委任することが多い。それ故に、學校長は、よく緩急を考へて有効にこれを處置すべきである。

### 第三節 授業料

尋常小學校の授業料 義務教育は、その普及が必要であるから、尋常

無月謝主義

授業料徴収の特  
別事情

徴収する場合の  
法定額

小學校では授業料を徴収することが出来ない、經費は市町村の負擔すべきものと規定してある。即ち、所謂無月謝主義で、近世文明諸國の採つてゐる所である。但し、市町村の資力が不十分であるか、又は就學の普及を妨げない場合には、府縣知事の認可を受けて、市にあつては月額二十錢以下、町村又は町村學校組合にあつては月額十錢以下に於て、これを徴収することが出来る。

徴収する場合の  
法定額

高等小學校の授業料 高等小學校に於て徴収する授業料は市又は市町村學校組合では月額六十錢以下、町村又は町村學校組合では月額三十錢以下に於てその金額を定め、府縣知事の認可を受くべきである。又就學の普及を妨げないやうにとの趣意から、貧困者には、その全部若は一部を免除し、一家二名以上同時に就學してゐる場合には、特に輕減することも出来るやうになつてゐる。そして、授業料は當然市町村の収入に屬し、収入役がこれを管掌すべきものである。

#### 第四節 經費の實額と地方の財政

一學校一學級及  
び一兒童の教育  
公費額

市に於ける割合  
町村に於ける割合

經費の實額 全國市町村小學校に於ける經費の總額は、最近即ち大正十三年度にあつては、二億二千百万五千十圓を算し、就中、俸給費は、一億三千八百七十二万三千七百七十一圓を占めてゐる。そして、これを學校數學級數及び兒童數に配當すると、一學校當一万七百四十二圓、一學級當千七百七十八圓、兒童一人當二十三圓となるのである。

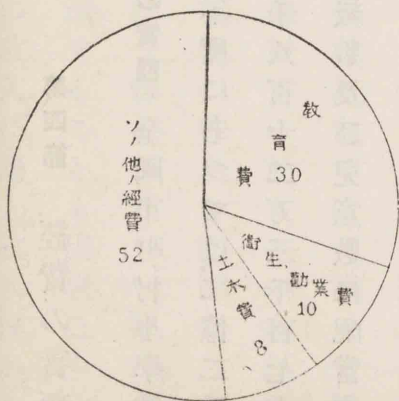
教育費と他の經費との割合 市町村に於ける教育費と、諸他の經費との割合に至つては、市と町村とによつて著しくその關係を異にしてゐる。今大正五年から同十四年に至る十箇年間に於ける平均を取つて、諸經費の割合を擧げると、次頁右方の兩圖の如くである。即ち、教育費は、市にあつてはその經費總額の約一割五分を占め、町村にあつてはその經費總額の約四割二分の多きに達してゐる。



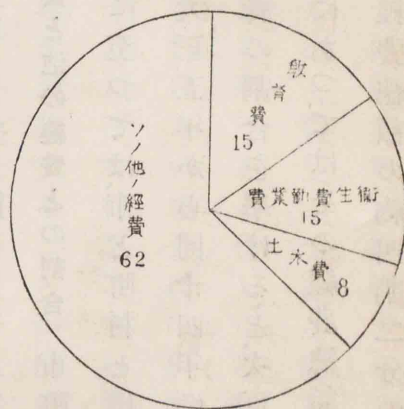
自治團體に於ける主要經費割合

教育費は地方財政の重要な部分をなしてゐる

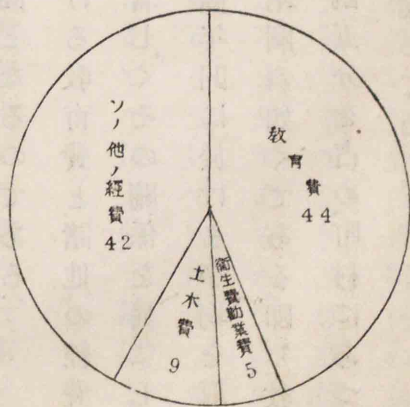
全市を通じての主要經費割合



市に於ける主要經費割合



町村に於ける主要經費割合



更に市町村全部を通じて見ると、上圖の如くである。即ち教育費は、市町村經費總額の約三割を占め、實に地方財政の極めて重要な部分をなしてゐるのである。この點から考へても、教育の効果を確

實にしその能率を増進する爲に、最も適切な經營畫策を講ずるのは、甚だ大切なことであり、随つて、學校管理法の研究には十分の力を加へなければならぬのである。

参照 地方學事通則第三條第九條 小學校令第七章各條 小學校令施行規則第六章各條

## 第九章 小學校の補習科及び實業補習學校

### 第一節 補習教育と職業指導

**補習教育** 補習教育は、小學校教育の効果を確實にし、又職業の基礎を與へるもので、實に國民教育の仕上げをなすものと言つてよい。小學校卒業生の中には、更に進んで中等以上の教育を受ける者もあるけれども、多數は働がて實際社會に出る者である。そして、今日の社會

補習教育の任務

補習教育の必要

公民としての心得の必要

誘惑に對する保護の必要

實際生活の直接準備の必要

その學校系統上に於ける位置

は、昔とは違つて、諸般の關係が頗る複雑となつた結果、一方には公民として世に立つ上に心得て置かなければならない事項も多くなり、他方には、思想上生活上、少青年の心を唆る誘惑も亦決して少なくはない。然るに、小學校教育を終へたばかりの者を、その儘に放任して置くのは、彼等の品性の上にも、知能の上にも、將た又身體の上にも、甚だ心許ないことと言はなければならぬ。それ故に、少なくとも尙若干の期間、これに適切な補習教育を加へて、實際社會に出るべき直接の準備をさせることは、家庭社會職業生活等孰れの方面から眺めても、缺くべからざることである。これ、この教育が學校系統上頗る重要な位置を占める所以であつて、輓近歐米の諸國がその施設經營に多大の努力を加へるに至つたのも亦これが爲である。就中、この教育に於て世界に先鞭を着けた獨逸の如き、又それに次でこの教育を頗る盛にした英國の如きは、孰れも既にこれを義務教育としてゐるのである。

る。

職業指導の必要

補習教育と職業指導

補習教育の種別

職業指導 殊に、産業の發達は益、急に、業務の分化は愈、滋くなつた今日にあつては、職業に關して適切な指導を與へることは、教育上一般に必要であるが、補習教育に於ては特に然りである。即ち、補習教育は實際の生活に結合して加へらるべきものであつて、子弟をして直接職業の問題に面接させ、且正しく自己の適所を發見させるやうに指導を與へ、そして國民教育の仕上げを完うすることが、その重要な任務でなければならぬ。

補習教育は、これを大別すると、普通教育の補習をする小學校の補習科と、實業教育の補習をする實業補習學校との二つとなるのである。

### 第二節 小學校の補習科

尋常小學校の補習科  
高等小學校の補習科

種類及び目的 小學校の補習科に、尋常小學校の補習科と高等小學校の補習科とがある。前者は、尋常小學校の卒業生及びこれと同等の學力ある者を收容して、尋常小學校の教科目を補習させ、後者は、高等小學校の卒業生及びこれと同等の學力を有する者に、高等小學校の教科目を補習させるのである。

教科目

教科目及び教科用書 補習科の教科目は、管理者及び設立者が定め、その教科用書は、學校長が定めて、孰れも府縣知事の認可を受けるべきである。そして、補習科の教科を授けるには、その土地の業務に適切な事項を交へなければならぬ。

教科用書

修業年限  
教授時間

修業年限及び教授時數 修業年限は、二箇年以内であつて、一定の季節を選んで教授してもよい。その教授日數、教授時間及び毎週教授時數等は、兒童の便宜を圖つて、管理者又は設立者がこれを定めて、府縣知事の認可を受けるべきである。

實際生活との結合

補習科の教授 補習科の教授は、小學校で正教科を擔當する教師が受持つべきものであつて、兒童の自學を本位とし、且出來る限り實際生活と結合して扱ふことが肝要である。

參照 小學校令第三章第二十一條及び第二十三條、小學校令施行規則第一章第四節各條。

### 第三節 實業補習學校

實業補習教育の目的

實業補習教育の發達

目的及び發達 實業補習學校は、小學校の教科を卒へ、職業に従事する者に對し、職業に關する知識、技能を授けると共に、國民生活に必須な教育を施すのが、その目的である。今この教育の發達の概況を舉げると、始めて實業補習學校規程の發布された翌年、即ち明治二十七年には、全國に於て僅に十九箇の實業補習學校を見るに過ぎなかつたが、それから十年目の明治三十六年には、それが千三百四十九校とな

實業補習學校の  
現在數

り、次の十年目の大正元年には、七千三百八十二校となり、更に又その次の十年目で、然も該規程の改正された翌年に當る大正十年度には、實に一万四千八百三十九校の多きに達してゐる。即ち、市町村立小學校の總數の半をも超過するに至つたのである。更に最近即ち大正十一年度に於ては、實業補習學校の校數一万四千八百七十九、教員數七千二百十二、生徒數百万七千五百六十一、卒業者數二十八万八千二百十八、入學者數四十五万八千二百十二である。この教育が、最近三十箇年間に於て、いかに著大な發達を遂げたかは、これを見ても判かる。斯く實業補習の教育も、その形式は、既に稍、整ひ、その上これが施設上準據すべき標準は、大正九年十二月の改正規程によつて明示されたのであるから、これによつてその内容を充實させて、その十分の振興を圖ることこそ、今後の教育實際家の手腕に期待されてゐる重要問題である。

内容充實と今後  
の問題

課程

修業年限

學科目  
前期の學科目

後期の學科目

女子の學科目

學科目の加除

課程と修業年限 實業補習學校の課程は、前期後期に別かれる。前期は、尋常小學校の卒業生又はこれに準ずる者を入れる課程であるし、後期は、高等小學校の卒業生又はこれに準ずる者を入れる課程である。そしてその修業年限は、前期にあつては二年、後期にあつては、工業又は商業に關する學校では二年、農業又は水産に關する學校では二年乃至三年である。

學科目と教授時數 前期の學科目は修身・國語・數學・理科及び職業に關するものであり、後期のそれは修身・國語・數學及び職業に關するものである。但し、前期の理科及び後期の國語又は數學はこれを缺くことが出来る。又女子に課すべき學科目は、前期では修身・國語・數學・家事・裁縫及び職業に關するもの、後期では修身・國語・家事・裁縫及び職業に關するもので、前期の家事又は裁縫、後期の國語・家事・裁縫中の二學科以内は、これを缺くことが出来る。以上の外、必要に應じて歴史・地理・體操

職業に關する  
學科目

公民教育

教授時數の標準

法制・經濟・簿記・外國語その他の學科目も適宜選擇して加設することが出来る。その上、學科目の分合・隨意科目・選擇科目等も許され、又生徒の學力・職業の種類に應じて、教授事項の選定その宜しきを得させるやうになつてゐる。職業に關する學科目に於ては、前期では、主として基礎的の知識・技能を授け、後期では、職業の種類に應じて適切な事項を授けなければならぬし、又兩期を通じて、特に法制上の知識その他國民・公民として心得べき事項を授け、經濟觀念の養成に力めなければならぬのである。

又教授時數は、一年につき、工業又は商業の學校では、前期二百八十時乃至四百二十時、後期二百十時乃至四百二十時、農業又は水産の學校では、前期二百時乃至三百二十時、後期百六十時乃至三百二十時を標準とする。

學科課程は、學科の種類・土地の情況等によつて一様に律すべきも

學科課程の標準

のでないから、大正十一年二月文部省は實業補習學校の學科課程を調査し、學科目の選擇・教授時數の配當に就てその標準を作成し、各地方長官に通牒して、實施の參酌に資せしめたのであるが、これによつても、前期に於ては、普通科目に重きを置き、後期に於ては、主として職業に關する學科目及び公民心得を授ける方針であることが明かであり、又教授時數が最少の標準にも達しない學校でも、早朝夕刻・全日教授等適當な方法を講じて、なるべく教授時數の増加を圖らせやうとしてゐる。

併置し得べき學  
校等

學校の名稱

設置及び設備 實業補習學校は、小學校だけでなく、各種の中等學校・試驗所・講習所等にもこれを併設することが出来る。但し、道府縣立に係るものの外は、その設置には地方長官の認可を要する。又學校の名稱に就ては、規程上には何等の制限も無いから、その内容に應じて、工業補習學校・商業補習學校・農業補習學校・水産補習學校或は女子補習

科目制と學年制

學校等と稱することが出来るのである。

孰れの種類の補習學校も、從來の實際に於ては、都市では科目制のものが多く、町村では學年制のものが多かつたが、大正九年十二月の改正規程によつて、都鄙を通じて前期後期共に學年制を本體とする事となつた。然し、短期間特殊の事項を授ける爲、隨時講習會をすることが出来る。又補習學校は、分教場を置くことも出来るが、必要な諸室、圖書器具、機械、標本等はこれを備へなければならぬ。殊に生徒の體育及び衛生には、常に十分の注意を拂ふべきである。

分教場

體育及び衛生

教員の資格

教員 實業補習學校教員養成所を卒業した者、若は小學校本科正教員又は小學校専科正教員の免許狀を有する者は、一般の實業學校の教員たる資格を有する者と共に、實業補習學校の教員たる事が出来る。この外實業に關する特別の知識經驗を有する者で、地方長官の認可を受けた者も同様である。

参照

實業補習學校規程各條。實業學校令第七條。公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程第二條。

### 第十章 小學校に類する各種學校

目的及び課程 小學校に類する各種學校とは、純然たる小學校ではないが、その目的、課程等に於て小學校に準ずる各種の學校をいふ。例へば、裁縫學校、簿記學校等の如く、卑近な實用上の技藝を授ける學校は概ねこれに屬し、孰れも小學校令及び同施行規則の支配を受けるものである。

その設置  
その校長

設置及び職員 これ等の各種學校には公立と私立とがあつて、公立のものは高等小學校に準じ、私立のものは私立小學校に準じてその設置をなすことを得、又これを小學校に附設することも出来るのである。その學校長は、これを置くことも出来れば又これを缺いても

小學校に類する各種學校の性質

その教員

差支ないが、その教員は、小學校教員たるべき資格を有する者又は府縣知事の免許状を得たものでなければならぬ。そしてこれ等各種學校の學校長及び教員の採用・解職・懲戒處分・業務停止は小學校教員の例により、市町村立のこれ等各種學校の學校長及び教員の俸給旅費その他諸給與に關する規程は府縣知事がこれを定める。

現在に於ける實數

現在の實況 小學校に類する各種學校は、大正十一年度に於て全國に公立四百四十九、私立百七十五、合計六百二十四校を算し、その教員の數は千八百八十八、生徒の數は四万千八百五十三である。この中、教員三十七と生徒五百三十八とは外國人である。

参照 小學校令第五條第十七條。小學校令施行規則第二百九條乃至第二百一十一條。

### 第十一章 幼稚園

幼稚園保育の目的

目的 幼稚園も、從來は小學校に準ずるものとして、小學校令及び同施行規則の中に規定されてゐたのであるが、大正十五年四月幼稚園令及び幼稚園令施行規則が新たに發布されて、幼稚園は特別の法規に支配される教育施設となつたのである。その目的に關しては、幼稚園令第一條に

幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情を涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス  
と示され、尙幼稚園令施行規則には  
幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス  
常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善

良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムヘシ  
と規定されてゐる。即ち、幼兒の心身を健全に發達させること、善良な  
性情を涵養すること、及び家庭教育を補ふことの三點が、幼稚園保育  
の目的である。

**設置及び廢止** 市町村、市町村學校組合及び町村學校組合は幼稚園  
を設置することを得、その費用の負擔の爲學區を設けることが出來  
る。斯くて生じたものが公立幼稚園である。これと同時に私人も亦幼  
稚園を設けることが出來るので、それが私立幼稚園である。孰れもそ  
の設置、廢止共に地方長官の認可を受けなければならぬのであつ  
て、即ちその設置の場合には、公立幼稚園にあつては管理者に於て、私  
立幼稚園にあつては設立者に於て、その名稱、位置、敷地の面積、地質及  
び附近の情況、建物の配置を記載した圖面及び飲料水の定量分析表  
を添付する必要がある。園則設備經費及び維持の方法、開園の期日を

公立幼稚園

私立幼稚園

設置の手續

廢止の手續

入園幼兒の資格

幼兒數

具し、私立幼稚園では尙設立者の履歷書をも添へて、地方長官に申請  
すべきであるし、園則及び開園期日の變更は地方長官に開申すべき  
である。又その廢止の場合には、公立幼稚園にあつては管理者に於て、  
私立幼稚園にあつては設立者に於て、廢止の理由及び期日並びに廢  
止後の幼兒の處分方法を具して地方長官に申請すべきである。

**幼兒とその編制及び保育項目** 幼稚園に入園することの出來る者は、  
三歳から尋常小學校就學の始期に達するまでの幼兒を本體とし、三  
歳未満の幼兒を入園させやうとする時には、それに要する相當の設  
備をなし、且その施設の概要を具して地方長官の認可を受けなければ  
ならない。

幼稚園の幼兒數は、百二十人以下と規定され、但し特別の事情ある  
時は、約二百人までに増すことが出來る。そして年齢別によつて組の  
編制をなすを常例とし、保姆一人の保育する幼兒數は約四十人以下



保育項目

と定められてゐる。又幼稚園の保育項目は、遊戯・唱歌・觀察・談話・手技等であつて、その内容は既に新教育學に明かにした如くである。

園長とその資格

職員 幼稚園の職員は、園長と保母とである。園長は、園務を掌理して所屬職員を監督し、その資格は、公立幼稚園にあつては小學校の本科正教員又は保母免許狀を有する者若は教員免許令による教員免許狀を有する者でなければならぬ。又保母は、幼兒の保育を掌るもので、その資格は保母免許狀を有する女子でなければならぬ。但し、その有資格者を得難い場合には、有資格者の半數以下に於て無資格者を代用することが出来る。そして幼稚園に於ては、保育項目・保育時數及び組數等に應じて、必要な員數の保母を置かなければならぬのである。

保母とその資格

幼稚園の職員の進退・戒飭・服務・懲戒處分・業務停止及び免許狀褫奪

保母檢定の機關

に關しては、小學校職員の例に準じ、又公立幼稚園の職員の俸給・旅費その他諸給與に關する規程は、小學校令施行規則中小學校職員の例に準じて地方長官がこれを定める。そして孰れの場合に於ても、園長は學校長に、保母は正教員に、代用保母は代用教員に準ずる。但し月俸額に就ては、園長は本科正教員に、保母は専科正教員に準ずる。

保母免許狀及び保母檢定 保母免許狀は、地方長官に於て、保母檢定に

合格した者にこれを授與し、全國に通じて有效である。

保母檢定は、小學校教員檢定委員會に於てこれを行ひ、小學校教員檢定と同じく無試験檢定・試験檢定の二つとし、學力・性行及び身體に就てこれを行ふものである。

一、無試験檢定 左の者は、無試験檢定を受けることが出来る。

イ、小學校の本科正教員の免許狀を有する者。

ロ、高等女學校を卒業した者又は専門學校入學者檢定規程により試験檢定

無試験檢定を受け得る資格

試験検定の標準

- に合格した者若は一般の専門學校入學に關し無試験検定を受ける資格を有する者で、その合格又は卒業後一年以上幼稚園に於て幼児の保育に従事した者。
- ハ、専門學校入學資格を以て入學資格とする學校に於て、一年以上幼児の保育に適する教育を受けて卒業した者。
- ニ、従前の規定により保母免許狀を取得した者で、三年以上幼稚園に於て幼児の保育に従事した者。
- ホ、その他地方長官に於て特に適當と認めたる者。
- 二、試験検定 試験検定は、左の規定に遵つてこれを行ふ。
- イ、幼稚園令施行規則に掲げられた科目に就き、尋常小學校本科正教員の試験検定の程度に準じて行ふ。
- ロ、高等女學校を卒業した者又は専門學校入學者検定規程により試験検定に合格した者若は一般の専門學校入學に關し無試験検定を受ける資格を有する者には、修身、教育、保育、圖畫、手工、音樂、體操以外の學科目に限りその試験を缺くことが出来る。

但し、禁錮以上の刑に處せられた者、破産者及び免許狀褫奪の處分を受けて三箇年を経過しない者は、保母の検定を受けることが出来ないし、又保母免許狀を有する者が禁錮以上の刑に處せられた時、若は破産の宣告を受けた時は、免許狀がその效力を失ふことは、教員檢定、教員免許狀に於けると同様である。

保育料入園料 幼稚園で保育料入園料等を徴收しようとする時は、公立幼稚園にあつては管理者に於て、私立幼稚園にあつては設立者に於て、地方長官の認可を経てその額を定めるべきであり、これを變更しようとする時も亦同様である。

設備 幼稚園の設備は、左の各項の規定によらなければならない。

- 一、敷地は道徳上及び衛生上害の無い所たること。
- 二、建物は、なるべく平家造とし、組數に應ずる保育室、遊戯室その他必要な諸室を備へること。

幼稚園の設備の規定

幼稚園の現況

- 三、保育室の大きさは、幼児五人につき一坪より小ならざること。
- 四、遊園は、幼児一人につき、なるべく一坪以上の割合を以て設けること。
- 五、保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等を備へ、その他衛生上の設備をすること。

六、これ等の外、三歳未満の幼児を入園させる場合には、尙それに必要な相當の設備を加へること。

幼稚園の將來

現時の實況 大正十四年十月一日の現在に於て、全國幼稚園の總數は九百三十三であつて、保姆の數は二千九百十三人、園兒の數は八万四千五人である。即ち、一園に就き保姆の比例は三・一人、幼兒の比例は九〇・〇人で、一保姆に就き幼兒の比例は二・八・八人である。世界に於て幼稚園教育の最も盛な佛、米、伊の諸國に於て、園兒の數多きは五六十万少なきも二三十万を算へてゐるのに比べると、我が邦の幼稚園教育は今後尙盛となるべき運命を擔つてゐる。

參照 幼稚園令各條。幼稚園令施行規則各條。

第十二章 小學校の管理及び監督

小學校の管理の意義

小學校の管理者

小學校の管理 小學校の管理とは、小學校に於てその教育が適切に行はれ得るやうに校地を選定し、校舍を建造し、備品を整へる等一切の物的設備をなし、且これが保管の責に任ずることをいふ。そして市町村、市町村學校組合又は町村學校組合に屬する國の教育事務を掌し、市町村立小學校を管理するものは、市町村長、市町村學校組合管理者又は町村學校組合管理者である。然し市町村長等の職權は、市町村等に屬する教育事務の管掌及び主として小學校の物的設備の管理にあるのだから、漫に小學校長及び教員の進退を云爲し、その執行する教育事務即ち教授、訓練に干渉し、これに對して監督がましい行動に出づべきものではないのである。

學務委員の設置

小學校の管理と學務委員 市町村、市町村學校組合又は町村學校組

合は、條例の規定によつて學務委員を置かなければならないし、又その學區にもこれを置くことが出来る。學務委員は名譽職であつて、その數は十人以下とし、東京市及び大阪市では十五人までにこれを増すことが出来る。その組織は、市にあつては、市會議員名譽職參事會員又は市公民中選舉權を有する者から市長の推薦により市會が定め、た者、町村にあつては、町村會議員又は町村民中選舉權を有する者から町村長の推薦により町村會が定めた者に、市町村立小學校男教員が加はつて成立し、その教員から出る學務委員は市町村長、市町村學校組合管理者又は町村學校組合管理者がこれを任免することになつてゐる。そして學務委員の任務は、左に掲げる事項に就て市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者、區長並びにその代理者を補助し、又はその諮問に應じて意見を陳述するのである。

學務委員の關與

一、就學督促に關すること。

二、家庭又はその他に於て尋常小學校の教科を修める者の認可に關すること。

三、就學義務の免除又は就學の猶豫に關すること。

四、設備に關すること。

五、經費豫算の調製に關すること。

六、授業料に關すること。

七、學校基本財産に關すること。

八、教科目の加除選定に關すること。

九、修業年限に關すること。

一〇、補習科の設置廢止に關すること。

**小學校の監督** 小學校の監督とは、小學校に於て行はれる國の教育事務が法規に合致してゐるかどうかを監視し、督勵することをいふ。市町村立小學校長及び教員の執行する國の教育事務に對してこれを監督するものは府縣知事であつて、私立小學校も亦府縣知事の監督する所である。それ故に、これ等の教育事務にして若し法規に反す

すべき事項

小學校の監督の意義

小學校の監督者

ることがあれば、府縣知事はその監督權を以てこれに制裁を加へることが出来るのである。そして文部大臣が最高の監督官廳として、更に全國の教育事務を統轄することは、既に第二章に於て述べた通りである。

參照 小學校令第八章各條。小學校令施行規則第七章各條。市制第八十三條。町村制第六十九條。

### 第三篇 學校衛生上の諸問題

#### 第一章 學校衛生の必要

小學校は、心身のまだ軟弱な多數の兒童を收容して、これに教育を加へる場所であるから、彼等の健康を害し、疾病を誘致する機會の多いことは、家庭に比して一層甚だしいのが普通である。殊に、教科の學習は、兒童に多大の刺激を與へ、動もすると、その爲に身體の發育を沮害する虞も決して無いではない。然も國民體力の如何は、實に國運の發展に至大の關係を有するものであるから、學校にあつては、兒童が直接間接に受ける身體發育上の障害を遺憾なく豫防すべきは勿論、更に體操教授等と相待つて、兒童の健康を積極的に増進させる途を十分に講ずることは、洵に至重至要のことである。學校衛生は、即ちこ

學校教育と學校衛生

學校衛生の切要

れ等の諸問題を研究するものであるから、その大切なことは固より明かである。

## 第二章 學校衛生の實際

學校衛生は、消極的と積極的との兩方面に亘らなければならぬ。消極的方面とは、身體の發育に障害を與へる原因を除去して、その危険を豫防することをいひ、積極的方面とは、身體を鍛鍊して、その發育を助長し、健康を増進させることをいふ。そしてその一般當面の實際問題としては、先づ設備上の衛生、教授上の衛生及び運動上の衛生を擧げなければならぬ。左に節を分けてこれを述べやう。

### 第一節 設備上の衛生

通風上の要項

通風空氣は人生第一の必要物である以上、通風は教室衛生の第一

の注意でなければならぬ。窓は、新らしい空氣の入口であると同時に、古い空氣の出口であるから、頻繁にこれを開くがよい。教室は、入る前にも新鮮な空氣を流通させなければならぬし、授業の間にも換氣には注意しなければならぬし、又嚴寒の候でも毎時授業の終には、必ず窓を開いて空氣を交換させるべきである。衛生學の示す所によると、兒童一人が一時間に要する空氣の容積は十五立方メートルであつて、又空氣千分中に僅か一分の炭酸瓦斯を含んでも既に衛生上には害があるといふことである。他方、歐米諸國に於て、近時段々と盛に行はれて來た戶外學校や開窓教室の成績は、身體上にも、學習上にも、極めて良好なのである。これ等を併せ考へても、通風には最も注意を加へるべきである。

採光 兒童身體の發育上に日光の重要なことは、寧ろ豫想以上である。殊に日光は、殺菌の力が強いものであるから、室内には十分な光線

採光上の要項

## 煖室上の要項

の射入を必要とする。然し直射光線は、眼を害する虞があるから、學習の際には、窓懸によつてこれを遮蔽すべきは前に述べた通りである。煖室室内の温度は華氏六十度を最も適當とするから、冬季にあつては、相當の煖室法を取るべきである。煖室の設備には、通常、火鉢を用ひる。この場合には、生炭を盛るのは宜しくない。なるべく烈火となつたものを入れて、炭酸瓦斯の發生を少なくすべきである。又煖爐を用ひる場合には、絶えず少量の燃料を加へて、滅火させない程度にして置くがよい。そして、煖爐の上には必ず水槽を置き、水蒸氣を發散させて空氣の乾燥を防ぎ、呼吸器の保護を圖るべきである。その上、熱線の直射を防ぐ爲、金網又は亞鉛板製の衝立を置いて遮蔽するがよい。

清潔法 學校に於ける清潔法は、左に示した大正十五年十二月文部省訓令第二十六號に據るべきである。

## 學校清潔方法

## 清潔上の要項

## 學校清潔方法

學校ニ於ケル清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法、定期清潔方法及臨時清潔方法ノ三種トス

## 甲 日常清潔方法

- 一 學校ノ建築ニ際シテハ其ノ構造ニ注意シ就中教室、廊下、昇降口等ノ廣サヲ適當ニシ且光線ノ射入、空氣ノ流通ニ便ナラシムヘシ
- 二 校舍、寄宿舎等ハ毎日人ナキ時ニ於テ窓戶ヲ開放シ適宜左ノ方法ニ依リ掃除ヲ行フヘシ
  - 塵埃ノ飛散ヲ防ク爲先ツ如露ヲ用ヒテ少シク床ヲ潤シ靜ニ掃出シタル後濕布ヲ以テ清拭シ又ハ濕リタル鋸屑、茶殻、穀殼等ヲ床上ニ撒布シテ之ヲ掃出シ或ハ狀況ニ依リテハ單ニ濕布ヲ以テ清拭スヘシ
  - 除塵油ヲ塗布シタル床ニ在リテハ單ニ帚ニテ掃出スカ又ハ除塵油ニテ濕シタル布片ヲ以テ拭フヘシ
  - アスファルト、タイル、コンクリート、石、煉瓦等ノ廊下、昇降口、運動場等ハ時時水ヲ以テ洗滌スヘシ
  - 疊敷又ハ塵埃ノ飛散スル虞ナキ場所ニ於テハ乾燥ノ儘掃出スモ支障ナシ

建具、校具等ハ濕布ヲ以テ清拭スヘシ

三 木床、リノリウム敷等ハナルヘク除塵油ヲ塗布スヘシ木床ニ塗油スル

ニハ先ツ曹達水ヲ以テ床面ヲ洗拭シ其ノ乾燥シタル後之ヲ爲スヘシ

塗油ハ春季、夏季、冬季ノ休業等ノ時期ニ於テ行フヲ可トス其ノ回数ハ兒

童、生徒ノ員數及校舎ノ構造等ニヨリ適宜斟酌スヘシ

四 教室、廊下、寄宿舎等ニ於テハ適當ナル個數ノ屑箱及液體ヲ容レタル唾

壺ヲ配置シ紙片其ノ他ノ廢棄物ノ散亂ヲ防キ且唾痰ヲ唾壺以外ニ略出

スルヲ禁スヘシ唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スヘシ

五 黑板、黑板拭ハ常ニ清潔ヲ保タシメ黑板ヲ拭ヒ又ハ其ノ掃除ヲ爲ス際

ニハチヨーク粉ノ飛散セサルヤウ注意シ又黑板拭ハナルヘク室外ニ於

テ清掃スヘシ

六 靴ノ儘昇降スル校舎、寄宿舎等ノ昇降口ニハ塵掃、靴拭、靴洗器等ヲ備ヘ

室内ニ砂塵ノ侵入スルヲ防クヘシ尙狀況ニ依リテハ上靴、カバト等ヲ使

用セシムヘシ

七 便所ノ尿溝、注壁、便池及其ノ周圍ハ不滲透性ノ物質ヲ以テ固メ尿溝、注

壁等ハ時々水ヲ以テ洗滌シ便池内ノ汚物ハ期ニ後レス汲取り常ニ清潔

ヲ保チ惡臭ノ鬱滯ヲ防クヘシ

八 宿直室、寢室等ハ特ニ採光、換氣ニ留意シ寢具ハ適宜日光ニ曝シ被布、寢

衣等ハ時々洗濯シ清潔ヲ保タシムヘシ

九 食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ採光、換氣ニ注意シ且常ニ清潔ヲ保

タシメ殊ニ食堂、炊事場等ニ於テハ惡臭ノ鬱滯ナキヤウ注意スヘシ

十 塵芥ノ類ハ芥箱又ハ一定ノ場所ニ集メ置キ期ヲ誤ラス焼却又ハ搬送

セシムヘシ

十一 常ニ校地ノ排水ニ注意シ下水溝ハ適當ノ勾配ヲ保タシメ其ノ溝壁

ニハ不滲透性物質ヲ用ヒ又時々浚渫ヲ行ヒ汚泥ハ適當ノ方法ヲ以テ他

ニ搬送シ或ハ狀況ニ依リ一定ノ場所ニ集積シ散亂ヲ防クヘシ

下水溝ハ成ルヘク暗渠ト爲スヘシ

十二 運動場ハ其ノ廣サヲ適當ナラシメ其ノ手入竝清潔保持ニ注意シ塵

埃ノ飛散ヲ防ク爲時々撒水ヲ爲シ狀況ニ依リ樹木ヲ植エ又ハ芝生ヲ造

ルヘシ

十三 廊下、運動場其ノ他適當ナル場所ニ手洗場ヲ設ケ狀況ニ依リ運動場、



昇降口等ニ足洗場ヲ設クヘシ  
 十四 器械室、標本室、戸棚、押入、下駄箱、物置、庭園等ニ關シテハ前記各項ニ準據シ適宜其ノ清潔保持ニカムヘシ

乙 定期清潔方法

- 一 定期清潔方法ハ每年少クトモ一回之ヲ行フヘシ
- 二 教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ハ之ヲ室外ニ出シ戸、障子、窓掛等ハ之ヲ外シテ掃除シ尙天井、壁面、床等ヲ掃ヒ其ノ他日常清潔方法ニ準據シテ十分清潔ナラシムヘシ
- 三 室外ニ持出シタル器具、寢具等ハ之ヲ清潔ニシ十分空氣ヲ通シ日光ニ曝シ室内ノ乾燥シタル後持込ムヘシ
- 四 校地、建物、校具、井戸、下水其ノ他ノ設備ヲ査閲シ其ノ改善修理ヲ要スルモノハ適當ニ處理スヘシ

丙 臨時清潔方法

- 一 浸水ノ害ヲ被リタル學校ニ在リテハ速ニ左ノ清潔方法ヲ行フヘシ
- (イ) 水ニ浸サレタル校舎、寄宿舎ハ成ルヘク其ノ建具、床板等ヲ取り外シ日光ノ射入、空氣ノ流通ヲ圖リ床下ノ汚物、泥土ヲ除去シ十分乾燥セシムヘシ

ムヘシ

(ロ) 建具、床板、校具、腰羽目等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ清拭シタル後成ルヘク之ヲ日光ニ曝シ十分乾燥セシムヘシ

(ハ) 浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ學校傳染病豫防規程第十八條ニ準シ消毒方法ヲ行フヘシ  
 炊事場、食堂、洗面所、其ノ他必要ト認メラル、モノニツキテモ適宜消毒方法ヲ行フヘシ

- (ニ) 右ノ外日常又ハ定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜準用スヘシ
- 二 前項以外ノ災害其ノ他公衆ノ集合等ニ依リ不潔トナリタル校舎等ニツキテハ夫々適當ナル清潔方法ヲ行フヘシ

第二節 教授上の衛生

學習時間と休憩時間 十分な睡眠は身體の發育に必要であるから、學校の始業時刻は、兒童の起床時刻を顧みてこれを定めるべきである。通例、夏季は午前八時、冬季は同九時を適當とする。そして、學習時間と休憩時間との分量は、疲労及びその恢復に密接の關係を有し、又午

始業時刻  
 學習時間と休憩  
 時間との分量

前は心身の氣力が盛て然も疲勞が少なく、午後は氣力が稍衰へて且疲勞し易いのが、一般の情態である。それ故に教授時限を重ねるに随つて、休憩時間を増す法を取り、年齢の高下に應じてそれを斟酌するがよい。現今廣く行はれてゐる如く、通じて學習時間を四十五分間とし、休憩時間を十五分間とするのは、研究を要する問題である。

疲勞疲勞は、活動の結果として免れ難い所であるが、過勞に至つては、心身の發育を害することが極めて大きいから、必ずこれを避けなければならぬ。實驗の示す所に随ふと、注意の緊張し得る時間は、年齢によつて差がある。即ち、

注意緊張の時間

- 六歳では……………約十五分間。
- 七歳乃至九歳では……………約二十分間。
- 十歳乃至十二歳では……………約二十五分間。
- 十三歳乃至十六歳では……………約三十分間。

一時限内に於ける疲勞恢復の企圖

兒童の表はす疲勞の徴候

を度とするのである。随つて、小學校に於て、年齢の如何を問はず劃一的に、一時限(四十五分間)中絶えず、注意の緊張を兒童に要求するのは、寧ろ要求する方が無理である。それ故に、一時限の内に於ても、適當に勞逸を轉換させなければならぬ。又課業中適宜の時期に於て、輕體操を行はせたり、呼吸運動をさせたりして、循環呼吸の諸作用を催進させ、或は一二分間冥目端座させて疲勞の恢復を圖るべきである。

- 一、顔面の皮膚が光澤を失つて蒼白となり、
  - 二、眼球が朦朧となつて眼尻が下がり、
  - 三、姿勢は端正を保つことが出来なくなつて動搖を始め、
  - 四、時々吐息をついたり欠伸をしたり
  - 五、思考作用が一般に遲鈍となる。
- 等である。それ故に、若し一般に斯うした徴候を表はした時には、適宜の處置を取ることを忘れてはならない。

正しい姿勢は健康保全の最捷徑である

姿勢を正しくすることは、衛生上並びに發育上、極めて大切なことであつて、自ら己が身體を害することを避けるには、常に姿勢を正しくするのが、その最も簡單な然も最も有效な方法である。といふのは、姿勢が正しくないと或は終に脊柱彎曲症に罹つたり、或は兩肩の水平均齊を失つたりする結果、胸部や腹部が壓迫されて、呼吸循環の作用を妨げ、延いて内臓諸器官の機能をも害するからである。元來、姿勢の正しいのが自然の姿であつて、兒童が學校に入らない前は、大抵頭を眞直に兩肩の上に乗せてゐる。然るに、學校に入ると、机に倚たれ易く、これが、多くの場合、自然の姿勢から離れる發端になるのである。それ故に、小學校では、學習時の姿勢には、殊に甚大の注意を拂はなければならぬ。

姿勢の要領

姿勢の要領の中で、最も重要なのは、立つてゐる時と腰を掛けた時とを問はず、頭の位置を正しくし、兩肩を水平に保ち、胸部を擴張し、下

腹部に少し力を入れさせることである。

直立の姿勢  
談話の姿勢  
讀書の姿勢

そして立つてゐる時には、身體を眞直にさせ、口を閉ぢさせ、兩脚を自然に揃へて、足尖を適當に開かせ、眼は前方を正視させる。その談話の際には、兩手を自然に垂れさせ、その讀書の際には、全身の姿勢を崩さない程度に於て、適宜に手を舉げて書物を支持させる。

着座の姿勢

聽聞書見と離尺

書寫製作と離尺

目と手との距離

又腰を掛けた時には、上體は自然の直立を保たせ、その重心點が兩坐骨結節の中間に落ちる位置を取らせ、兩脚は自然に開かせ、兩下腿を垂直にして、兩足は平に牀面を踏ませ、兩手は股の上に置いて、眼は前方を正視させる。そして、聽聞書見等の際には、机腰掛の離尺を加距離として、なるべく深く腰を掛けさせ、書寫・描寫・製作等手を働かす際には、離尺を減距離として、なるべく浅く腰を掛けさせる。又書見・書寫・製作等の場合には、目と手との間に、必ず約一尺の距離を保たせるべきである。尤も、姿勢を正しくする責任は、飽くまでも人にあるので、机

正しい歩き方

や腰掛や書物にあるのではないといふことを忘れてはならない。姿勢に就ては、直立と着座の外、正しい歩き方に注意を拂ふことも亦頗る必要である。蓋し、正しく歩くことは、正しく立つこと及び正しく坐ることと共に、身體の均齊な發達には、缺くべからざる條件であつて、品位・自覺の上から見ても、亦洵に望ましいことだからである。

座席に關する注  
意要項

兒童の座席 教室内に於ける兒童の座席は、身長之最も高いものを左右に配し、順次中央に至るに随つて、身長の低いものを置くのが、理論上からも實施上からも最も良い。そして、耳及び目に故障ある者、その他特別の事情ある者等には、適宜斟酌を加へるやうにし、又一年に數回左右前後の交代を行ふのがよい。

文字の大きさに關  
する注意要項

文字の大小 教科用書の文字の大きさは、文部省に於てその標準を定められ、現行教科用書は皆これに準據してゐる。謄寫物、印刷物を用ひる場合にも、その文字の大きさには注意を加へるべきであり、兒童の筆記文字も亦決して小さ過ぎてはならない。次に、教師が黑板上に書く文字も、なるべく大きく書くやうにし、少なくとも方二寸を下つてはならない。

### 第三節 運動上の衛生

#### 第一 運動上の一般衛生

兒童前期の運動  
衛生

年齢の適應 運動は、心身發育の程度に適合しなければならぬから、大體に於て年齢に適應すべきである。七歳乃至九歳の兒童は、筋骨がまだ軟弱で、強烈な運動を練習させる程度には達してゐない。その上、學校生活の影響を受けて、呼吸及び血行を害し、神經を疲勞させる虞も大きい。それ故に、遊戯としては、變化に富み興味も多いものや、唱歌につれて調律的・團體的に行はれるものを課し、體操としては、筋の努力を廣く諸筋に分配する徒手運動、速歩運動、平均運動、姿勢體操と

しての軀幹運動等が適當である。簡単な競技はこれを課してよいが、過勞及び外傷には特に注意を拂はなければならない。又都會地の兒童に對しては、約一週に一回、林間又は田園に連れて行つて、清新な空氣と日光とに浴させるがよい。

十歳乃至十四歳の兒童は、筋骨の發育も次第に顯著となつて、その抵抗力も増大し、心臟及び肺臟も稍強大となり、神經の調節作用もよほど進んで來るから、稍強い運動に適するやうになる。随つて姿勢養成に有效な軀幹運動、呼吸、血行を促進する速歩運動を一層活潑に課し、漸次に器械を使ふ一定の巧緻運動に進み、次に懸垂に移り、又競走、跳躍もその度を高めてよいが、永續駐足は五分間乃至十分間を以て限度とする。遊戯も、この頃の兒童は愉悅と怡樂とだけでは満足せず、更に技巧と機敏性とを要求するから、筋肉的のものを加へることが出来るし、神經の調節作用も大分進んで來てゐるから、フットボール、

兒童後期の運動  
衛生

ベースボール等の球技も適當となる。又過勞に亘らない程度に於て遠足を課し、水泳・スキー・スケート等を始め、武術の如きもその基本練習を課してよい。

性別の斟酌 運動上性別の斟酌は重要なことである。從來、女子の體育運動は、男子の爲に作られた方法に餘り盲從し過ぎてゐた。けれども、女子の筋骨は男子に較べて柔軟で、殊に上肢筋が薄弱であるといふ解剖上の事實は、運動種目の選定上、兩性の間は十分の斟酌を加へるべき必要を吾等に物語り、又女子が男子と同様に心身の緊張を續けることが出來ず、屢々休息を要するといふ生理上の現象は、團體運動の上に少なからざる酌量を如實に要求してゐる。即ち、女子の體育運動は、保健本位に行ひ、心身の永續的緊張を強ひず、又重い精神的負擔を感ずるやうな箇人競技を避けるがよい。随つて野球・蹴球・幅跳・長距離競走等は、女兒には寧ろ不適當である。強健といふことが運動の企

性別と運動上の  
斟酌

正常體質と異常體質

圖であるが、就中、男兒は強を冀ひ、女兒は健を主とすべきである。體質の顧慮 人の體質は、嚴密にいへばその顔の違ふが如くに違ふものであるが、大體に於てこれを正常體質と異常體質とに別けることが出来る。そして運動の方法は、概ね正常體質を標準として定められてあるのだから、異常體質の者に就ては、それに應じて更にその實施の程度を十分に酌量しなければならない。

兒童の服裝

服裝と食事 運動の衛生に緊密な關係を有つものは、服裝と食事とである。先づ兒童の服裝は、容儀上から考へるべき點もあるが、主として體育上の要求に應ずるものでなければならぬ。即ち、被服は緩やかに輕便にして、運動が自由に出来ると同時に、日光、空氣の接觸が多いやうにすべきである。随つて、袖はなるべく短い筒袖とし、袴を着ける場合には、その裾は下脚部の中央部に止め、又襟元は出来るだけ緩やかにし、帶は必ず肋骨下に位させなければならぬ。そして薄着に

薄着の習慣

は、幼年の頃から漸を追つてこれに慣れさせるやう獎勵すべきである。

食前後の運動

食事の直ぐ前後に強い運動を行ふのは、消化を害し延いて種々の害を來たす虞があるから、食前三十分、食後二時間は餘り劇しい運動を行はない方がよい。運動後食慾の衰へるのは、運動が過度であつた證據であるから、斯うした場合には、消化し易い食物を取らせて食慾の恢復を待つべきであり、又運動後食慾の旺盛となるのは必ずしもそれに比例して消化力が増大したことを示すものではないから、食慾に任かせて多食させてはならないのである。

運動後の食事

## 第二 各種運動の勵行

徒歩主義

徒歩の獎勵 都會の地では、電車、汽車、自動車等交通機關の利用すべきものが多いが、兒童には出来るだけ徒歩を獎勵するがよい。遠距離

の通學兒童でも、復路はなるべく全部を徒歩させるか、又は一定の地點以上は必ず徒歩させるやうにするがよい。その他戶外の運動散歩は常に獎勵すべきである。蓋し、新鮮な空氣と日光とは全身に對して最良の強壯劑だからである。

#### 輕體操の永續的勵行

**短時間の輕體操** 短時間を以てする簡単な體操を永續的に行はせることは、體育上大に有效である。それ故に、朝會の際それに伴はせて、「舉踵臂の上下屈伸」、「頭及び上體後屈」、「上體右左屈」、「呼吸運動等」を約五分間宛全生に行はせるがよい。且この種の合同體操は、體育以外、規律を尙び、心機を新にし、協同の心を養ふ等、訓練上に及ぼす効果も決して鮮少ではない。

#### 自由運動の効果

**放課後の運動** 課業としての體操は、概して受動的であるのに比べて、放課後に於ける兒童の自由運動は、發動的であつて、體力増進上の効果も亦著しいものである。蓋し、毎休憩時間の自由遊戯は、既述の如

#### 放課後の運動の監督及び種類

く、専ら疲勞の恢復を目的とし、又晝食後の運動は、餘りに激烈に涉ることを避けさせるべきであるが、放課後の運動に至つては、過勞に陥らない限り、運動そのものを目的として、十分愉快に活潑に行はせることが出来る。但し、この場合に於ても、教師は監督指導を加へつつ、共に運動するのがよい。今普通に行はせる運動の主な種類を挙げると、器械を使つて行ふ各種の運動、徒競走、綱引、棒押、繩跳、相撲、フットボール、バレーボール、ベースボールの類である。

#### 校技の價值

校技遊戯・競技の種類は極めて多い。就中最も興味に富み、且體力増進の效が多く、然も訓練上の價值の大きなものを選んで校技とし、永續的にこれを行はせるのがよい。例へば、擬戰・打球その他なるべくその地方に特有のものを取るがよい。そして、校技は、平素の體操時間及び放課後に於て各學級別々に練習させるのもよいが、又運動會に於て特定演技として全體の兒童に同時にこれを行はせたり、或は毎學

#### 校戲の方法

運動會の價值

期約一回特に野外適當の場所で行はせて、意氣の振興と體力の増進とを圖るは有效有趣のことである。

運動會 運動會の目的は、體力の増進と訓練の効果を收めるとにあるけれども、又父兄に、それを參觀させて、兒童の運動・氣風等を觀察させ、體力・氣力の練磨の必要を感じさせる機會ともすべきである。但し、その行事のお祭騒ぎに近いやうな弊は、斷じてこれを防止しどこまでも質素堅實でなければならぬ。そして、小運動會は、各學級に於て、小規模の下に隨時に行ふがよいし、全校の大運動會は、春秋の二回に催すのが適當である。孰れも兒童をして、平素意氣を緊張して運動に努めさせる所以となるからである。然し、體育の效果は、決して運動會の一日で收め得べきものではなく、平素の運動勵行によつて始めてこれを達し得ることを忘れてはならない。

運動會の方法

小運動會

大運動會

今運動會で行ふ運動演技の主なものを次に擧げる。

運動會に於ける運動演技

一、各種の競技

イ、各學年個人競技      ロ、各學年團體競技      ハ、各學年選手競技      ニ、卒業生

競技      ホ、職員競技

二、合同體操

イ、下學年      ロ、中學年      ハ、上學年      「男女に分けることもある。」

三、合同遊戯

イ、下學年      ロ、中學年      ハ、上學年      「男女に分けることもある。」

四、校技

又、運動會は、一校だけで行ふ外、附近の數校が聯合して行ひ、或は一地方の小學校が高學年合同の聯合運動會を開く等のこともある。總べて、聯合運動會は、一層意氣の緊張を來たし、身體・氣力の練磨に及ぼす效も大きいから、約三年に一回位宛これを開催するのがよい。

遠足 心情を快活にし、身體を鍛練し、耐忍持久の精神を養ふ爲に、遠足を行ふことも亦極めて有效である。遠足には、普通遠足と強行遠足

聯合運動會

遠足の價值及び方法



普通遠足

強行遠足

遠足の距離

距離の標準

とがある。普通遠足は、春秋の好季節に名所舊蹟、有益の場所に赴くのがそれで、これは心情の快活と見聞の開弘とを目的とするものである。強行遠足は、専ら身體の鍛鍊、氣力の練磨を目的とし、兒童の堪へ得る範圍に於て遠足を強行するものである。随つて、服装は努めて輕便にして、よく足元を整へ、質素な食物を携へさせ、歩行休憩の場所、時間、食事の時刻等を豫定し、計畫的に施行すべきである。遠足の距離は、無論、兒童の性別、健否等によつて酌量を加へるべきであるが、各學年一般の標準を示すと、凡そ左の如くである。

尋常科第一學年	往復二里
同 第二學年	同 三里
同 第三學年	同 四里
同 第四學年	同 五里
同 第五學年	同 六里
同 第六學年	同 七里

高等科

同 八里乃至十里

登山の價值

登山の方法及び注意

水泳スケート及びスキートの價值

登山登山は、心情の快活、氣宇の擴大を感じさせると共に、その身體上に及ぼす影響も亦甚だ大きい。それ故學校の附近に適當な山のある土地では隨時兒童を引率して登山をさせるがよい。又夏季休業中、計畫的に登山會を設けて、一箇月又は三週間、全兒童をして毎朝早起して登山させるなども、それが心身に及ぼす影響は極めて顯著であらう。又これに一般父兄を參加させるのもよい。但しその距離、時間、方法は必ず兒童の發達程度に副はなければならぬ。中等程度の學校生徒に行はれるやうな高山峻嶺の攀登跋涉の如きは、小學校兒童にあつては元より尙早である。

水泳スケート、スキー、夏季の水泳は、低學年を除けば勵行すべきである。體操時間に水泳の基本練習を陸上でさせることも推奨すべきである。又冬季凍水積雪の地方にあつては、スケート、スキー等を行はせ

その方法及び注意

るのもよい。但し、これ等は往々危険を伴ふことがあるから、萬々遺漏なき計畫を立て、注意を加へて、嚴重な規律・監督の下に行はせるべきである。

家庭體操の奨励

**家庭體操** 學校で授ける體操の中、家庭でも簡單に行ひ得るものは、適宜の指導を與へて、起床後及び就褥前等に於て、永續的にこれを行ふことを奨励すべきである。

冷水摩擦の勵行

**冷水摩擦** 冷水摩擦を永續して行はせることは、皮膚を健全にし、内臓諸器官の機能を催進するに有效である。相當の年齢からその習慣を養成するのは至極望ましいことである。但しそれは、夏季から始めて段々と冬季に入らせるやうにするがよい。

### 第三章 身體虛弱者精神薄弱者の取扱

身體虛弱者や精神薄弱者に對して、何等特別の注意を拂ふことな

身體虛弱者精神薄弱者に對する特別取扱の必要

く、普通の者と全然同一に教育する時は、その負擔が著しく重い爲、益健康を害して發達を妨げ、或は結核その他各種の疾病に冒され、或は遂に社會の落伍者となり、本人の爲實に氣の毒なのはいふまでもなく、家族の爲にも國家の爲にも、不幸の上もないことである。それ故に、これ等の兒童に對し早くから特別の注意を加へることは、教育上極めて大切である。

#### 第一節 身體虛弱者の取扱

身體虛弱な兒童に對する特別保護の施設が近時盛に講ぜられて來たのは、眞に悦ばしいことであつて、實に教育衛生上の新福音といつてよい。今その施設の主なものを次に擧げやう。

**林間學校** これは、獨逸に始めて起つたもので、林間の風物清新な境地に簡易な屋舎を建て、主に春夏の候、身體虛弱な兒童を茲に收容し

林間學校の方法

戶外學校の方法

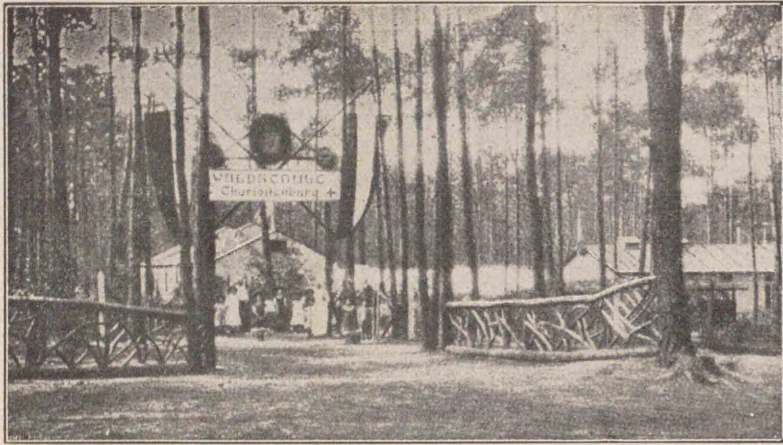
て、教育を施しつつ健康の恢復増進を圖るものである。林間の生活が自由で愉快で衛生的である上に、その教授には特に注意を加へ、運動と食飼を適當にし、自然に親み、日光・空氣の接觸を十分にすること等によつて、新陳代謝の機能を進め、これが爲に身體の抵抗力は加はり、體重が増大する等、その結果は極めて良好である。

**戶外學校** これは、普通の學校に於てその校舎を一部改造して、南側の障壁を打抜き、新鮮な空氣と日光とを十分に受け入れ得るやうに、開け放つた教室を造り、身體虛弱な兒童を茲に收容して授業を受けさせるのである。英・米・佛等の諸國に盛に行はれる。

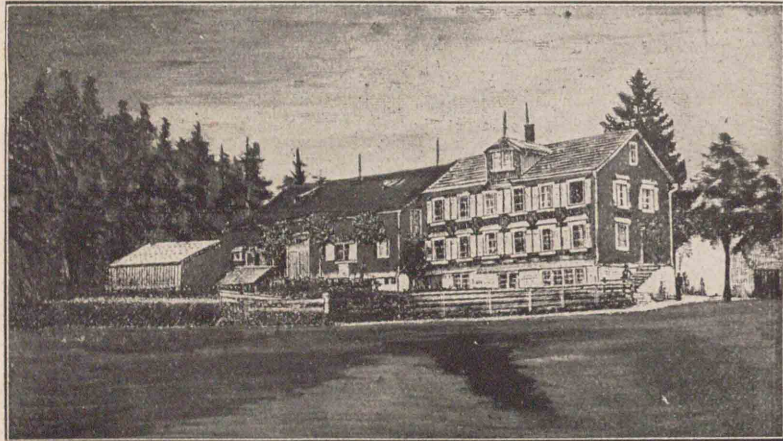
開窓教室の方法

**開窓教室** これは、普通の教室で特にその窓を大きくし、室内の温度の冷え切らない限り、絶えずそれを開け放して新鮮な空氣と十分な日光の射入を計り、そこで學習をさせるものである。米國に於て最も多く行はれてゐる。

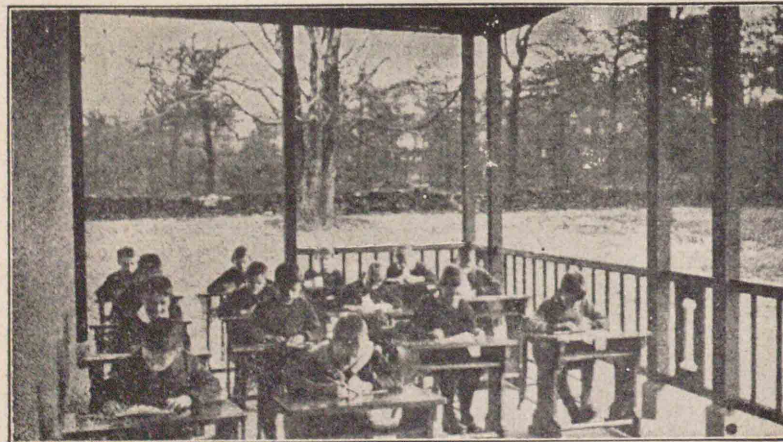
一のそ 設施別特るす對に者弱虛體身



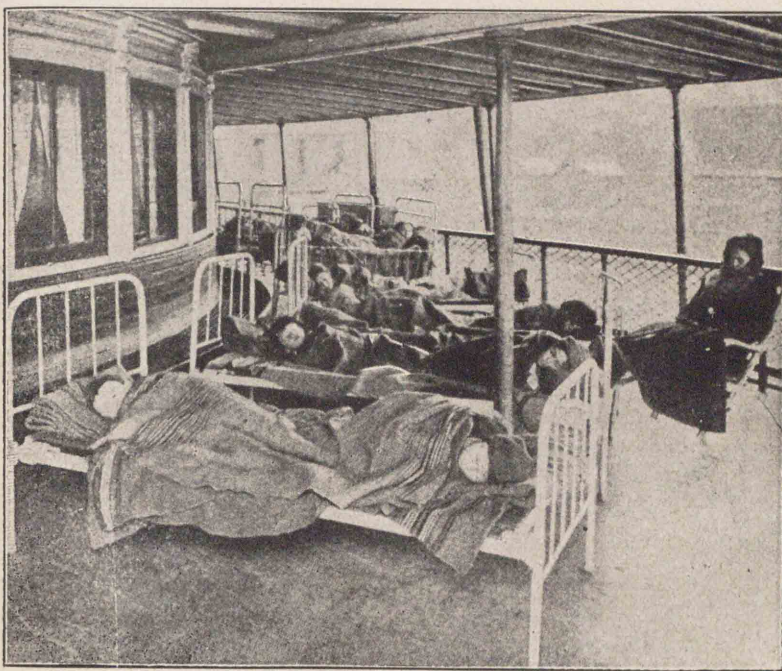
獨逸に於ける最初の林間學校  
(入口及校舎の一部)



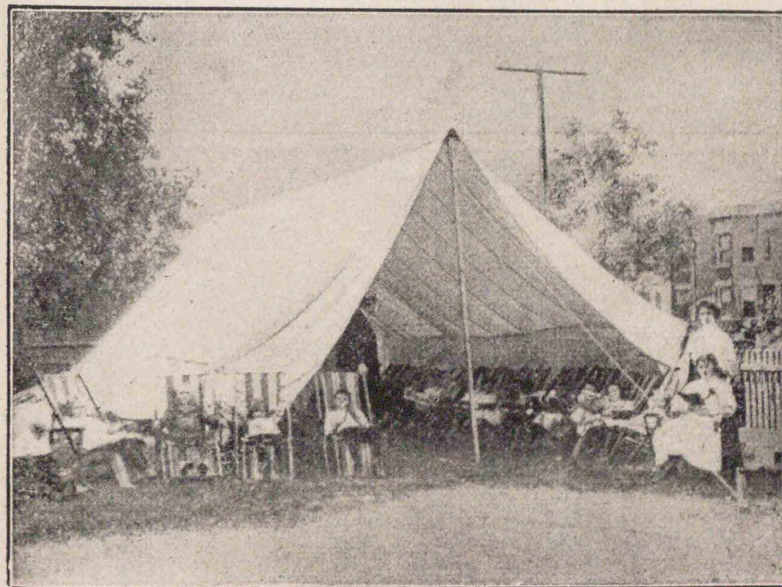
瑞西に於ける最も有名な休暇聚落の  
滯留所 (正面から見た全景)



英國に於ける戶外學校  
(學習時間)



米國に於ける船上學校 (休養時間)



米國に於ける天幕學校 (學習時間)

休暇聚落の方法

休暇聚落 これは、虚弱で疾病に罹り易い兒童を集團とし、主に夏季  
休暇中、森林、溪谷、高原、海岸等の健康地に移住させて、その身體健康の  
増進を圖るものである。これに全聚落、半聚落、遍歷聚落の三種がある。  
全聚落は一定距離の地に全然滞在させるもの、半聚落は晝間だけ適  
當の地に集團生活をさせるもの、遍歷聚落は衛生的見地から仕組ま  
れた旅程によつて、徒歩で山、紫水明の地を旅行させるものである。孰  
れにもその特長はあるが、就中、前兩者にあつては、適當な場所の選定  
が大切であり、最後の者に於ては、その方法が全然衛生的、慰安的でな  
ければならない。又、休暇聚落はその人數の多少によつて大聚落、中聚  
落及び小聚落に區別される。大聚落は瑞西起原のものである。

臨海保養の方法

臨海保養 これは身體虚弱な兒童を海濱に滞留させ、保養慰安によ  
つてその健康を恢復させるものである。海水浴が健康兒に適するの  
に比べて、これは海濱の自由な逍遙嬉遊によつて虚弱兒の健康を進

船上學校天幕學

めるものである。始は夏季に於てのみ行はれたのであるが、今は四季を通じて行はれ、特に英佛の諸國に最も盛である。  
この外、船上學校天幕學校など稱するものもある。孰れにせよ、身體虛弱の兒童に對し、土地の情況に應じて適切な取扱方法を講ずる上に、多大の參考を與へるものである。

### 第二節 精神薄弱者の取扱

精神薄弱な兒童に對する特別取扱の必要も、亦今更にいふまでもない。低能兒教育法が十九世紀に於て非常な勢を以て勃興して來たのは、實にその爲であつて、今日では世界の文明國で、これを實施してゐない所はないのである。これを補助學校及び補助學級といふ。

**補助學校** これは、精神薄弱の兒童をば特別に收容する小學校である。但し、その兒童が普通兒童でないのだから、特にその點を顧慮した

低能兒教育法

補助學校に於ける教育方法の要領

教育方法の要るのは勿論である。今その要點を挙げると、教科目は普通の小學校に準ずるけれども、多少その教材を減じ、且その程度を下げることに、一教員の擔當すべき兒童數を少なくして、教授訓練の徹底を計ること、特に周到に兒童を觀察して、その性能の向ふ所をよく知り別けること、及び衛生上治療上の考を須臾も忘れてはならないこと等これである。

**補助學級** 補助學校の設置されるまでは、普通の小學校に於て特別學級を造り、精神薄弱の兒童を集めて、特によく指導を加へることにしなければならぬ。それが補助學級である。補助學級に於ては、一學級の兒童數をなるべく十五名以内とし、多くとも二十名を超えないやうにし、教材は緊要適切な事項のみを選んで配當し、然も決してその進程を急ぐことなく、寧ろ石垣を築くが如くに根底から確乎と固めて、一步一步に築き上げなければならぬ。即ち、身體精神の實感に

補助學級に於ける教育方法の要領

訴へて彼等の學習を指導し、十分に反覆練習を積ませるがよい。又精神の薄弱は、身體の不器用と密關してゐる場合が多いものであるから、體操・手工・農業等の實習によつて心身の練磨を計るべき必要は、普通兒の教育に於けるよりも一層大きいのみならず、これ等の學習は、彼等に對して恰好な職業指導の基礎ともなる。

#### 第四章 學校醫及び學校看護婦

##### 第一節 學校醫

校長教員と學校醫との協力

學校醫の必要及び任務 學校衛生の目的を達し、體育の實績を擧げるには、必ず醫師の協力に待たなければならぬ。それ故に、明治三十一年に勅令を以て公立學校に學校醫を置くべき規定を發し、大正九年に文部省令を以て學校醫の資格及び職務に關する規程を定めて、學校醫の職務を督勵することとなつた。學校長及び教員は、學校醫と

力を合せて事に従ひ、よくその實績の擧がるやうに努めなければならぬ。今その規程を擧げると左の通りである。

學校醫ノ資格及職務ニ關スル規程

學校醫ノ資格及職務ニ關スル規程

第一條 學校醫ハ醫師法ニ依ル醫師タルヘシ

第二條 學校醫ハ少クトモ毎月二回教授時間内ニ於テ其ノ擔當學校ニ到リ左ノ事項ヲ調査スヘシ但シ必要ニ應シ調査事項ノ取捨ヲ行フコトヲ得

- 一、校地、建物並設備ノ衛生ニ關スル事項
- 二、校具ノ衛生ニ關スル事項
- 三、教授衛生ニ關スル事項
- 四、運動ニ關スル事項
- 五、職員生徒兒童ノ健康狀態
- 六、病者、虛弱者、精神薄弱者等ノ監督養護ニ關スル事項
- 七、清潔ニ關スル事項
- 八、飲料水並飲食物ニ關スル事項

- 九、其ノ他衛生上必要ナル事項  
臨時必要アル場合ニ於テ學校醫ハ管理者又ハ學校長ノ請求ニ依リ特ニ  
前項各號ノ全部又ハ一部ニ就キ調査スヘシ
- 第三條 學校醫ハ生徒兒童中病者、虛弱者、精神薄弱者ヲ發見シ若ハ學校長  
其ノ他ノ職員ヨリ之ニ關スル通知アリタルトキハ其ノ狀況ニ依リ一科  
目若ハ數科目ノ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學、退學又ハ治療、保護、矯正  
等ヲ要スヘキコトヲ學校長ニ申告スヘシ
- 前項ノ異狀アル生徒兒童中就學猶豫、就學免除、休學、退學等ヲ要セサル者  
ニ對シ學校醫ハ繼續的ニ之ヲ監察スヘシ
- 第四條 學校醫ハ學校職員、中學校衛生上注意ヲ要スル者ヲ發見シタルト  
キハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ學校長ニ申告スヘシ
- 第五條 學校醫ハ學生、生徒及幼兒身體檢查規程ニ依リ生徒兒童ノ身體檢  
査ヲ爲スヘシ
- 第六條 學校醫ハ學校傳染病豫防規程ニ依リ學校傳染病豫防ニ關スル事  
務ニ從事シ同規程第六條乃至第八條ノ場合ニ於テハ必要ナル事項ヲ學

- 校長ニ申告スヘシ
- 第七條 學校醫ハ第三條、第四條及第六條ニ掲ケタル場合ノ外學校衛生上  
必要ト認メタル事項ニ就キ管理者又ハ學校長ニ申告スヘシ
- 第八條 學校醫ハ學校衛生ニ關シ學校長ノ諮問ニ應シテ意見ヲ述フヘシ
- 第九條 學校醫ハ學校長ノ請求ニ應シ生徒兒童又ハ其ノ保護者等ニ對シ  
テ衛生ニ關スル講話ヲナスヘシ
- 第十條 學校醫ハ其ノ調査シタル事項、執務ノ狀況、申告若ハ建議セル事項  
ニ就キ其ノ大要ヲ學校醫務日誌ニ記入シ其ノ都度學校長ニ提出スヘシ
- 第十一條 學校醫ハ本令ニ掲クルモノノ外地方長官ノ命ヲ受ケ學校衛生  
ニ關スル職務ニ從事スヘシ
- 第十二條 本令ニ關シ必要ナル規則ハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得

## 第二節 學校看護婦

學校看護婦の效果 學校では、兒童が不時に發病したり、不慮の災害  
を受けたりすることが屢あるが、學校醫は常に學校に詰めてゐるも

學校看護婦の必  
要

\*Philadelphia.

のではない。斯うした場合に學校に看護婦が置いてあれば、直ぐ適當な手當を加へることが出来る。その他、小學校は多數の兒童を收容する所であるから、衛生上絶えず注意すべき事柄が頗る多い。學校醫及び學校長の指揮の下に、常に斯うした衛生上の専門的勤務に當るものは即ち學校看護婦である。米國フイラデルフイヤでの調査によれば、學校看護婦を置いた爲、輕微な傳染病はその治癒を平均約五日間早めることが出来、又これが爲に、學校看護婦に支拂はれた報酬に對して約三十六倍の治療費をば、經濟上に於て節約することが出来たといふことである。斯くて學校看護婦の效果は次第に認められて、英米諸國では既に各地に設けられ、我が邦に於ても、近時益多く置かれて來たのである。

**學校看護婦の資格** 學校看護婦は、法定上看護婦の資格ある者たるべきは勿論、性質溫良で親切の情に富み、且兒童に對する理會と愛情

とに富んだ者でなければならぬ。その上、看護の實際に相當の經驗を有する者を選ぶことが出来れば、最も望ましい所である。

**學校看護婦の事務** 學校看護婦の事務は、大體に於て二方面に分かれる。その一は學校内の事務であつて、即ち、校舎、教室の巡視、換氣、採光の注意、兒童に對する不斷の衛生的監視、急病又は不慮の災害に對する救急處置、學校醫の指揮の下に於ける輕微な治療手當、定期及び臨時に於ける身體検査の補助、身體被服、携帶品等の清潔検査から、各種の衛生的訓練、例へば毛髮の手入、齒揚技の使ひ方、鼻汁のかみ方等の指導に至るまで皆これに屬するのである。その二は學校外の事務であつて、即ち、主として家庭を訪問して兒童缺席の因由を確め、その疾病に對して注意を與へ、その加療に就て協力し、乃至は修學旅行、遠足、水泳その他林間學校、休暇聚落等に於ける醫務の補助に當るのである。

學校看護婦の校  
内事務學校看護婦の校  
外事務



### 第五章 身體検査

身體検査の必要 兒童身體發達の情況、疾病の有無、その他身體に關する諸般の事情を明かにして、これが改善の途を講ずるのは、教育上極めて重要なことである。それ故に、小學校では毎年一回以上、身體検査を行つて教育上の参考とし、又それを兒童に知らせて自覺を與へ、父兄にも示して兒童教養上の参考に供すべきである。

身體検査規程 兒童身體發達の情況を明かにすることは、唯その教育期間に於て必要であるだけではない。國民體格の如何は、實に國運の盛衰に至大の關係を有する問題である。それで文部省では、大正九年に學生生徒兒童身體検査規程を左の如く定めて、全國劃一の方法で検査を行はせて身體検査表に記入させ、又これを統計し、毎年文部省年報に登載してその情況を公に示す。

學生生徒兒童身體検査規程

#### 學生生徒兒童身體検査規程

第一條 學生生徒兒童身體検査ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得

監督官廳又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ學校醫ニ於テ必要ト認メ學校長ノ同意ヲ得タルトキハ身體検査ノ全部若ハ一部ヲ臨時施行スルコトヲ得

第二條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ

學校醫ナキ場合若ハ學校醫カ身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

學校職員又ハ他ノ適當ナルモノヲシテ身體検査ノ一部ヲ助ケシムルコトヲ得

第三條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

- 一 發育(身長、體重、胸圍)概評
- 二 榮養
- 三 脊柱
- 四 視力及屈折狀態
- 五 色神
- 六 眼疾
- 七 聽力
- 八 耳疾
- 九 齒牙
- 十 其ノ他ノ疾病及異常
- 十一 監察ノ要否

前項目ノ外必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フコトヲ得  
色神検査ハ在學中一回行ヒタルトキハ其ノ後之ヲ省略スルコトヲ得尋  
常小學校第四學年以下ノ兒童ニ在リテハ視力及屈折狀態色神竝聽力ノ  
検査ヲ省略スルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

一 検査ノ表記ニハ度ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度  
ハ分、衡ハ分ニ止ムヘシ

二 身長ヲ測定スルニハ足袋、靴等ヲ脱セシメ兩踵ヲ密接シテ直立シ兩上  
肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ鬢アル者ハ  
小桿ヲ鬢下ニ水平ニ挿入シテ測定スヘシ

三 體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去  
スヘシ

四 胸圍ハ起立ノ姿勢ニ於テ兩上肢ヲ自然ニ垂レシメ乳頭ノ水平線ニ沿  
ヒ普通呼吸ノ終レル時ヲ測定スヘシ乳房ノ下垂セル女子ニ在リテハ  
乳線上第四肋間ノ水平線ニ於テ測定スルモノトス

五 發育ノ概評ハ別ニ定ムル標準ニ據リ甲、乙、丙ノ三分ツモノトス  
六 榮養ハ甲、乙、丙ニ分チ其ノ佳良ナルヲ甲トシ不良ナルヲ丙トシ其ノ中  
間ナルヲ乙トス

七 脊柱ハ正、左彎、右彎、前彎、後彎ヲ區別シ彎ニ就テハ凡テ其ノ凸側ニ依リ  
テ前後左右ノ方向ヲ表示スルモノトス其ノ程度ハ之ヲ強弱ノ二種ニ  
區別シ自己ノ意思ニ依リ容易ニ矯正シ得ルモノヲ弱トシ然ラサルモ  
ノヲ強トス

八 視力ハ萬國式試視力表ニ就キ兩眼ヲ各別ニ検査シ裸眼視力ヲ記入ス  
ヘシ裸眼視力一、〇以上ナルヲ正視眼トス

屈折機ノ異常アルモノハ其ノ種別ヲ記入スヘシ  
弱視、失明等モ兩眼ニツキ各別ニ記入スヘシ

九 色神ハ其ノ異常アルモノニ就キ色盲及色弱ヲ區別スヘシ

十 聽力ハ其ノ障礙ノ有無ヲ検査スヘシ

十一 齒牙ハ齲齒ニ就キ検査スヘシ

十二 其ノ他ノ疾病及異常ハ検査ノ際發見シタルモノヲ記入スヘシ殊ニ

結核性疾患、腺病、肋膜炎、心臟疾患及機能障礙、貧血、脚氣、傳染性皮膚病、腺樣增殖症及扁桃腺肥大、「ヘルニヤ」、神經衰弱、精神障礙ニ注意スヘシ

十三 監察ノ要否ハ検査ノ結果、心身ノ健康状態不良ニシテ學校衛生上特

ニ繼續的ニ監察ヲ要スト認ムル者ヲ「要」トシ記入スルモノトス

第五條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ其ノ結果ヲ身體検査票ニ記入シ本人同一種類ノ學校ニ在學中連年之ヲ繼續スヘシ但シ程度ヲ異ニスル學科部類ヲ有スル學校ニ在リテハ其ノ部類毎ニ別票ヲ用フルモノトス

第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査票ノ裏面ニ記入スルモノトス繼續的監察ノ場合亦同シ他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ

身體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其ノ保護者ニ示スヘシ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學、退學又ハ治療保護矯

凡そ検査票ノ記入ハ検査員ノ責任ニ屬スルモノトシ、検査員ハ検査票ノ記入ハ検査票ノ裏面に記入スルモノトス

フルモノトス  
第一條第二項ノ臨時身體検査ノ際必要ト認ムル事項ヲ發見シタルトキハ之ヲ身體検査票ノ裏面ニ記入スルモノトス繼續的監察ノ場合亦同シ他校ヨリ轉入シタル者アルトキハ學校長ハ前ノ學校ヨリ其ノ身體検査票ノ交付ヲ受ケ使用スヘシ

身體検査票ハ學校長ニ於テ保管スヘシ  
第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ其ノ結果ヲ本人若ハ其ノ保護者ニ示スヘシ授業免除、就學猶豫、就學免除、休學、退學又ハ治療保護矯

身體検査票

検査醫印	備考	本人ニ注意スル要否	監察ノ要否	其ノ他ノ疾病ノ異常	齒牙	耳疾	聴力	眼疾	色神	屈視力及折狀	脊柱	榮養	發育			年檢月日	學年	年	氏名	學校名
													概評	胸圍	體重					
																		男		
																		女		
																			年	
																			月	
																			日	
																			生	
																			家ノ	
																			職業ノ	

↑一寸五分 ↓一寸五分 ←七分→

(注意事項)

- 一 用紙ノ大サハ幅八寸長サ一尺二寸トシ綴込用孔ハ本圖ニ示セル如シ
- 二 横ノ區劃ハ全學年數ヨリ二欄多クシ尙足ラサルトキハ符號ヲ以テ之ヲ補フヘシ
- 三 學校名欄ニハ本規程第五ノ學科部類名ヲモ記入スヘシ 移轉先學校名ハ適宜學校名欄ノ餘白ニ記入スヘシ
- 四 疾病其ノ他ノ爲検査ヲ受ケサル場合ハ當該區劃ニ其ノ旨記入スヘシ

(校名) 學生生徒兒童身體檢查統計表 (男女) (大正 年 月 檢查)

年	身	長	年											
			年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		
身	總	長												
	平	均												
體	總	重												
	平	均												
胸	總	長												
	平	均												
發	概	甲												
	育	乙												
榮	養	甲												
	養	乙												
春	柱	丙												
	柱	正												
視	力	兩												
	及	一												
屈	折	兩												
	狀	一												
態	態	兩												
	態	一												
色	神	異												
	神	檢												
眼	疾	ト												
	疾	其												
聽	力	障												
	力	害												
耳	疾	ア												
	疾	ル												
齒	疾	ア												
	疾	ル												
其	他													
	他													
疾	病													
	病													
異	常													
	常													
監	察	ヲ												
	察	要												
檢	查	ス												
	查	ル												
備	考													
	考													

- 一本表ハ男女別學科部類別ニ調製スヘシ
- 一年齡ハ四月一日ノ計算ニ依リ滿六年一日以上滿七年迄ノ者ヲ七年トシ其ノ他之ニ準ス
- 一身長、胸圍ニ係ル總長、體重ニ係ル總重ノ各欄ニハ孰レモ同一年齡ニ於ケル各検査人員ノ身長、胸圍又ハ體重ノ各合計ヲ掲ケ平均ノ各欄ニハ其ノ検査人員ヲ以テ總長又ハ總重ヲ除シタル商ヲ掲クヘシ
- 一視力及屈折狀態ニ就テハ兩眼ノ欄ニハ兩眼トモ正視、遠視、近視若ハ亂視及ヒ其ノ他ノ者ノ人員ヲ掲ケ一眼ノ欄ニハ一眼ノミ正視、遠視、近視若ハ亂視及ヒ其ノ他ノ者ノ人員ヲ掲クヘシ
- 一色神ニ就テハ異常者ノ數及ヒ検査人員ヲ記スヘシ
- 一尋常小學校第四學年以下ノ兒童及幼稚園幼兒ニ在リテハ視力及屈折狀態、色神並聽力ハ之ヲ本表ニ計入スルヲ要セス
- 一其ノ他ノ疾病異常欄ニ不足ヲ生シタルトキハ附箋ヲ以テ之ヲ補フヘシ
- 一前項ノ外本表ニ記入スヘキ項目ノ一部ノ検査ヲ缺キタル者ハ之ヲ表中ニ計入スヘカラス
- 一外國人ニ係ルモノハ之ヲ計入スヘカラス
- 一備考ノ欄ニハ表中記入ノ事實ニ關シ説明ヲ要スル事項其ノ他特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スヘシ
- 一本表ノ成績ニ關シ學校醫ニ於テ學校衛生上意見アルトキハ之ヲ表末ニ附記スヘシ

正等ヲ要スヘキモノアルトキハ本人若ハ其ノ保護者ニ對シテ特ニ注意ヲ與ヘ其ノ他必要ナル處置ヲ取ルヘシ

第七條 第一條第一項ノ身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ身體検査統計表ヲ調製シ其ノ年六月限り文部省直轄學校長及公立大學長ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年七月限り文部大臣ニ報告スヘシ

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中尋常小學校第四學年以下ノ兒童ノ身體検査ニ關スル規定ヲ準用ス但シ胸圍及脊柱ノ検査ヲ省略スルコトヲ得

第九條 特別ノ事情アル場合ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ本令ノ身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

〔附則はこれを略する。〕

發育概評決定標準 前掲學生生徒兒童身體検査規程第四條第一項第五號の發育概評の決定は、大正九年の文部省訓令によつて左の標準に依りこれを定むべきものとされてゐる。

七年ヨリ十八年マテノ男子、七年ヨリ十六年マテノ女子ニ在リテハ被檢者ノ身長、體重、身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商ノ三者カ何レモ左記發育標準表ニ照シテ當該年齡ヨリ一年々長ノモノノ標準以上ナルヲ甲トシ之ニ該當セスシテ一年々少ノモノノ標準以上ナルヲ乙トシ甲乙何レニモ該當セサルモノヲ丙トス

表中ニ掲ケサル年少者ニ關シテハ右ニ準シテ推定スルモノトス  
發育概評決定標準表

年 齡	男			女		
	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
七 年	三・五二	四・六六〇	一・三三二	三・四八	四・五〇〇	一・二二九
八 年	三・六七	五・一三〇	一・四〇	三・六二	四・九一〇	一・三三六
九 年	三・八二	五・六〇〇	一・四七	三・七七	五・三八〇	一・四三
十 年	三・九七	六・一〇〇	一・五四	三・九二	五・九〇〇	一・五一
十一年	四・一二	六・六五〇	一・六一	四・〇八	六・四八〇	一・五九

身體検査上の注意

身體検査成績利用上の注意

年 齡	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商	身 長	體 重	身長ヲ以テ體重ヲ除シタル商
十二 年	四・二五	七・二三〇	一・七〇	四・二四	七・二〇〇	一・七〇
十三 年	四・四一	七・九七〇	一・八一	四・四六	八・二〇〇	一・八四
十四 年	四・六〇	八・九七〇	一・九五	四・六〇	九・二六〇	二・〇一
十五 年	四・八三	一〇・三三〇	二・一四	四・七五	一〇・三九〇	二・一九
十六 年	五・〇四	一一・八六〇	二・三五	四・八四	一一・三九〇	二・三五

身體検査とその成績の利用 身體検査は、兒童身體發達の情況を明かにする根本單位であるから、これが検査は、寸毫も誤謬なく最も嚴密に施行さるべきは勿論、その成績を十分によく利用して兒童身體發達の益進向上に役立つことが最も大切である。即ち、身體検査を施行した時は、その成績を速に家庭に通知し、身體薄弱な者、疾病又は身體上の缺陷を有する者に對しては、特に學校醫の意見を附し、治療矯正又は保護の方針を指示し、或は検査の結果に就て父兄等に對して學校醫から講話をさせ、教員は父兄と共に日常その兒童の情況を監察

すべきである。その他學校では、連年式の異常者名簿を作つて、異常者に座席の選定その他適宜の方法を講じ、個人別學級別及び男女別等の身體發育表を製し、圖畫又は色別を用ひて具體的の圖表とし、比較考察を加へて體育並びに衛生の向上に資し、卒業後の職業選擇に供する等、校長、教員は學校醫及び學校看護婦と協力して、身體検査の成績を利用して常に兒童體力の増進を圖らなければならぬ。

### 第六章 學校に於ける疾病豫防並びに治療

#### 第一節 學校兒童の疾病異常及びその豫防

兒童期に現はれる疾病及び異常は數々である。その上、學校は多數の兒童を集めて課業に就かせる場所であるから、その生活の境遇上起り易い疾病も亦頗る多い。今その主なものを挙げる。

一、**營養障害** 營養障害は、學齡兒童に多く現はれるもので、教室の不

學校兒童の疾病異常の主なもの

適當、課業の過重等に因ることも少なくない。殊に就學の初期に於ては最も注意すべきである。

二、**視力障害** 視力障害の中最も多いのは近視眼で、然も年々増加の傾あるは最も寒心すべきことである。特に學年の進むに隨つて、その數の加はる所から見ると、教育がこれに大きな關係のあることが判かる。即ち採光の不十分、姿勢の不端正、文字の過小等に基くことが多いのであるから、これが豫防に關しては大正八年に發せられた左の訓令に遵ふべきである。

兒童生徒及學生ノ近視豫防ニ關スル注意

#### 兒童生徒及學生ノ近視豫防ニ關スル注意

兒童生徒及學生ノ近視者ガ年ト共ニ増加シテ來タノハ洵ニ憂フベキ現象デアツテ、是ハ雷ニ學習ノ障害トナルバカリデナク、他日社會ニ出デ活動スルニ當ツテ其ノ能率ニ影響スル所ガ少クナイ、又之ヲ壯丁検査ノ結果ニ徴シテ見ルニ、近視ノ爲不合格ニナル者ガ毎年多クナツテ來ル傾向ガアルノハ、國家ノ爲輕視スルコトノ出來ナイ問題デアル。近視ハ其ノ原因種々アルガ、學校教育



ニ因ツテ誘發シ若ハ増悪スルコトガ頗ル多イ。併シ平常周到ナ注意ヲ拂ツテ適當ナ措置ヲスレバ、之ヲ未然ニ防グコトガ必シモ難事デナイカラ、學校時代ニ豫防ノ方法ヲ講ズルコトハ極メテ緊要ナ事柄デアアル。

地方長官ハ、教育ノ任ニ當ル者ヲシテ善ク家庭トノ聯絡ヲ保チ、左ニ指示スル要項ニ則リ、豫防上其ノ宜シキヲ得サセテ、此ノ訓令ノ趣意ヲ貫徹サセル様ニ努メラレタイ。

### 一、採光ニ關スル件

採光ハ主トシテ座席ノ左側カラスル。但シ紙面ニ陰影ヲ生ジナイ限上方カラシテモ善イ。光度ハ充分デ平等ナコトガ必要デアアル。併シ授業時間中教室内ニ日光ガ直射スルノハ、光度ガ強過ギ、且頭部ヲ熱シテ充血ヲ來スカラ、適當ニ窓掛等ヲ利用シテ其ノ害ヲ避ケル様ニシナケレバナラス。

人工採光ヲ用ヒルトキハ、殊ニ光力ニ注意スルト共ニ、陰影ヲ生ジナイ様ニカメナケレバナラス。

### 二、机腰掛ニ關スル件

机腰掛ハ之ヲ調製スル際ニ善ク衛生上ノ要求ニ適フ様ニシ、常ニ身體ニ適

シタルモノヲ用ユベキデアアル。且机ト腰掛ノ分離スルモノデハ、着席後常ニ其ノ離尺ニ注意シテ、輕度ノ陰性離尺ヲ保タセル様ニスベキデアアル。

### 三、讀書書字・圖畫・手工・裁縫等ニ關スル件

學校ニ居ル時デモ家庭ニ居ル時デモ、學習若ハ作業ノ際ニハ、姿勢ヲ正シクシナケレバナラス。姿勢ハ不正ニ流レ易イカラ、教師ヤ父兄ハ絶エズ監督シテ其ノ矯正ニ努メルコトガ必要デアアル。

讀書書字等ノ場合ニハ、紙面ト眼ノ距離ヲ大凡一尺以上保タセ、且讀書ノ際ハ書物ヲ机ノ水平面上約四十五度ノ角度ニアル様ニ注意シナケレバナラス。

總テ讀物ハ文字ノ大イサガ適當デ、色形等モ明瞭ナモノヲ擇ブベキデアアル。歩行中又ハ電車汽車人力車等ノ動搖スル處デ讀書スルコトハ避ケナケレバナラス。

筆記帳等ニ書ク文字ガアマリ小サ過ギルカ、又ハ明瞭デナイノハ甚ダシク有害ナモノデアアルカラ、努メテ之ヲ避ケナケレバナラス。殊ニ鉛筆ヲ細ク削ツテ、非常ニ細カナ文字ヲ書ク様ナコトハ最モ注意スベキデアアル。圖畫・手工・

裁縫等ハ年少者ニ對シテ過度ニ緻密ナモノヲ課シテハナラヌ。

四、黑板・圖表等ニ關スル件

黑板及圖表等ノ文字ハ、其ノ色ガ鮮明デ且大キイガ宜シイ。黑板又ハ圖表ハ光線反射ノ關係上光ツテ見難イコトガアルカラ、適當ナ方法デ不良ナ反射ヲ避ケル様ニシナケレバナラヌ。殊ニ夜間ハ一層此ノ關係ニ注意シ、且眼ト黑板又ハ圖表ノ間ニアル光源ノ輝閃ニ依ツテ視覺ヲ妨グナイ様ニスベキデアアル。

五、服裝ニ關スル件

黑板ノ色ハ常ニ黒クナケレバナラヌ。故ニ時々塗替ヘルコトガ必要デアアル。服裝特ニ頸部ニ於ケルモノニ、窮窟ナモノヲ用ヒルトキハ、頸部ヲ壓迫シテ頭部ニ鬱血ヲ來シ、延イテ近視ノ原因トナルコトガアルカラ、常ニ寛カナモノヲ用ヒル様注意ヲ要スル。

六、眼ノ疲勞ニ關スル件

眼ノ過勞ハ、近視トナルモノデ、長時間ニ亘ツテ微小ナ文字ヲ讀ミ、或ハ精細ナ作業ヲスレバ、眼ノ疲勞ヲ來スモノデアアル。故ニ學校ニアルト家庭ニアル

トヲ問ハズ、斯様ナ場合ニハ時々作業ヲ變更シ、又ハ眼ヲ遠距離ニ轉ジテ休養ヲ圖ルベキデアアル。

七、身體検査ニ關スル件

身體検査ノ際近視者ヲ發見シタル場合ニハ、當人ハ勿論、教師又ハ家庭ニモ適當ナ注意ヲ與ヘ、其ノ後モ絶エズ其ノ増惡ヲ防グコトニ力メナケレバナラヌ。

八、眼鏡ニ關スル件

眼鏡ヲ要スル場合ニハ必ズ醫師ノ指圖ニ從ツテ適當ナモノヲ使用スベキデアアル。濫リニ自分デ選擇シテ使用スルコトハ斷ジテ善クナイ。

九、座席ニ關スル件

近視者デ特ニ必要ナル者ニハ座席ヲ黑板ノ近クニ設ケテ、視力ノ不十分ナトコロヲ成ルベク補足シテヤル様ニ注意スベキデアアル。

十、近視ニ關スル知識ヲ授ケル件

兒童生徒及其ノ父兄ニ對シテ、種々ノ機會ニ近視ノ弊害原因竝其ノ豫防ノ方法等ニ關スル知識ヲ授ケテ、各自自衛的ニ之ヲ豫防スル様ニ努メサセナケレバナラヌ。

十一、遺傳的素質ニ關スル件

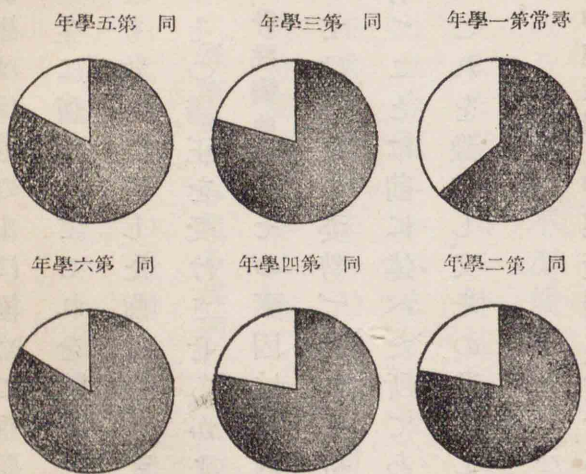
近視者ノ子孫ハ近視ニ罹リ易イ遺傳的素質ヲ享ケテ居ルコトガアルカラ、血族中ニ近視者ノアル者ハ特ニ前記ノ諸項ニ注意スルコトガ必要デアアル。

三、トラホーム これは、全國を通じて最も多い眼疾で、患者の眼脂から傳染するものである。それ故に、手拭は必ず各自別々に用意させ、物品を共用した時には、その前後に必ず手を洗はせるなど、清潔法を勵行すべきである。その患者に對しては、速に治療を受けさせ、初期に於て根治させなければならぬ。それが爲には、校内治療をも行ひ、又その撲滅を期する爲には、家庭と協力すべきである。

四、耳鼻咽喉病 即ち、耳漏、扁桃腺肥大、腺樣增殖症、肥厚性鼻炎等であつて、これ等は概ね俄に危險を來たすべき疾病ではないから、その治療を忽にする傾があるが、然し心意の發達並びに活動に大きな關係があるものだから、特に注意を加へる必要がある。

五、齲齒 これも、兒童期に少くないもので、殊に春機發動期に屢起るものである。その手當に至つては後に述べる。

小學校兒童に於ける齲齒の割合



六、齒牙の疾患 人は齲齒をば病氣だと思つてゐないけれども、それは大きな誤で、却つて多數の兒童に見る疾患である。東京市の兒童に就て調べた結果によると、齲齒の一本もない者は、百人中幼稚園兒では僅に八人、小學校兒童では僅に十三人である。又臼齒即ち滿六歳頃に生える永久齒に就て、尋常小學校兒童の頃から既に齲齒になつてゐる者の割合を取つた結果は、實に上圖の如くである。然

も歯牙は保健の上に極めて重要なものであるから、幼少の頃からその衛生に留意してこれを清潔に保ち、早くからその磨き方及び含嗽法をも教へ、齲蝕した歯は必ず充填させ、又齒列の不整な者にはなるべくその矯正を受けさせるがよい。

七、脊柱彎曲症 その素因は筋肉の薄弱にあるけれども、その誘因に至つては不良の姿勢であつて、机腰掛の不適當がこれに重大な關係を有つことは前に述べた所である。それ故に、斯うした因由を除き去つてこれを豫防し、又その發生し始めた時には早く矯正に努めるがよい。

八、神經衰弱 神經衰弱は、少青年だけではなく、兒童にも少なくないものである。そしてその基因は、不規則な學習、精神の過勞にあるのだから、教師は常に注意を怠らないで、斯かる因由を避けさせなければならぬ。

九、頭痛 頭痛は、換氣の不十分、温度の過高、精神の過勞、睡眠の不足等により、又諸種の疾病の兆候として現れることもある。孰れもその原因を除去することによつて救治される。

一〇、呼吸器病 これは、兒童死亡の原因としてその率の頗る高いものである。空氣の不潔、煖室法の不完全、及び姿勢の不正等から起ることも少なくない。殊に肺結核は、廣く蔓延してゐる疾病で、その怖ろしいことは今更にいふまでもない。これに罹らないやうにする途は、換氣に注意し、清潔法を勵行し、皮膚を強くし、結核菌に抵抗し得る丈夫な身體を養成するにある。

一一、寄生虫から起る疾病 最近の調査によれば、我が邦では、百人中の八十人までは、その體内に寄生虫又はその卵を有つてゐるといふことである。随つて廻虫、十二指腸虫、吸血虫等の寄生虫から起る疾病も頗る多く、兒童がこれに犯されると、著しく身體の發育を害し、延いて

精神の發達をも妨げる。兒童の大切な身體をば斯かる危険な寄生虫に巢喰はせない爲には、時々虫卵を検査し、その卵保有者には直に適切な驅虫法を施すべきである。

一二消化不良　これは、兒童に最も多いもので、然も實にその死亡原因中の第一位を占めてゐる。そしてこれは、不消化物の攝取、咀嚼の十分、運動の不足等に基くものであるから、特に注意して豫防の方法を講じなければならぬ。

### 第二節 傳染病及びその豫防

學校は多人數を收容する所であるから、傳染病の發生はその最も恐るべきことである。それ故に、文部省は曩に學校傳染病豫防規程を定め、大正十三年九月にそれを改正した。學校は必ずこれを勵行しなければならぬ。今左に、その直接小學校に關係ある條項を掲げやう。

#### 學校傳染病豫防規程

##### 學校傳染病豫防規程

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 「コレラ」赤痢(疫痢ヲ含ム)「腸チフス」、「バラチフス」、「痘瘡發疹チフス」、「猩紅

熱」、「チフテリア」、「流行性腦脊髓膜炎」、「ペスト」

第二類 百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘

第三類 肺喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩

第四類 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病

「コレラ」及「ペスト」ノ疑似症ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ「コレラ」及「ペスト」ト看做ス

地方長官ニ於テ傳染病豫防法第二條第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ適用スルトキ其ノ他學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキハ「コレラ」及「ペスト」以外ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ本令中其ノ傳染病ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スヘシ官立學校長ニ於テ學校傳染病豫防上必要アリト認メタルトキ又同シ

第一類ノ傳染病ノ病原體保有者ハ本令ノ適用ニ關シテハ之ヲ其ノ傳染病

ノ患者ト看做ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場合ニ於テハ其ノ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ第二期種痘定期ニ在ル在學中ノ生徒兒童ニ關シ亦同シ

尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書、盲學校及聾啞學校ノ初等部、中學校豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童カ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヲ記入スヘシ

第三條 第一類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治癒シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス第一類ノ傳染病病原體保有者ハ其ノ病原體消失シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ左記各號ノ一ニ該當シ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニアラス

一 罹患後ノ病原體保有者ニシテ其ノ主要症狀消退ノ時ヨリ起算シ左ノ期間ヲ經過シタルモノ

イ 赤痢

十四日

ロ 腸チフス「バラチフス」

二十一日

ハ 「デフテリア」流行性腦脊髓膜炎

七日

二 健康病原體保有者

「コレラ」ノ病原體保有者及地方長官又ハ官立學校長ニ於テ特別ノ必要アリト認メタル者ニ就テハ前項但書ノ規定ヲ適用セス

第四條 「コレラ」、「デフテリア」及流行性腦脊髓膜炎ニ在リテハ二十四時間以上、赤痢、腸チフス及「バラチフス」ニ在リテハ四十八時間以上ノ間隔ヲ置キ採取シタル検査材料ニ付細菌學的検査ヲ行ヒ引續キ二回以上病原體ノ存在ヲ證明セサル場合ニ於テ病原體消失シタルモノト看做ス

前項ノ検査材料ハ「コレラ」及赤痢ニ付テハ尿、腸チフス及「バラチフス」ニ付テハ尿、チフテリア及流行性腦脊髓膜炎ニ付テハ鼻咽喉ノ粘液トス

第五條 第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ左記ニ該當スルニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ病況ニ依リ學校醫ニ於テ其ノ傳染病ノ豫防上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 百日咳ニ在リテハ特有ノ咳嗽消失シタルモノ

二 麻疹ニ在リテハ主要症狀消退後七日ヲ經過シタルモノ

三 流行性感冒ニ在リテハ主要症狀消退後三日ヲ經過シタルモノ

四 流行性耳下腺炎ニ在リテハ耳下腺ノ腫脹消失シタルモノ

五 風疹ニ在リテハ主要症狀消退後五日ヲ經過シタルモノ

六 水痘ニ在リテハ痂皮全部脱落シタルモノ

第六條 第三類又ハ第四類ノ傳染病ニ罹リタル職員學生生徒兒童等ハ治療シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス但シ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタルトキ又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 職員學生生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スルモノ又ハ該病毒ニ感染ノ疑アルモノハ豫防處置施行ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染ノ虞ナシト認メタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第八條 職員等ハ學校内ニ於テ第一條ニ掲クル傳染病ノ患者又ハ其ノ疑アル者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ

學校長ハ必要ト認ムルトキハ當該學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲クル處置ヲ爲スヘシ

- 一 第一類ノ傳染病ニ在リテハ速ニ其ノ地ノ警察官吏又ハ市町村長ニ通報シ消毒、隔離其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
- 二 第二類ノ傳染病ニ在リテハ第五條各號ノ一ニ該當スル者及學校醫ニ於テ豫防上支障ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
- 三 第三類ノ傳染病ニアリテハ肺喉頭ノ開放結核以外ノ傳染病ノ患者ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ
- 四 第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外昇校ヲ停止スヘシ

學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アルトキハ消毒其ノ他相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第九條 第三條第二項但書又ハ第六條但書ニ依リ昇校スル職員學生生徒兒童等アル場合ニ於テ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ必要ト認ムルトキハ左ニ準據シ豫防處置ヲ爲スヘシ

- 一 病原體保有者又ハ患者ノ座席ヲ健康者ノ座席ト隔ツルコト
- 二 病原體保有者又ハ患者ノ使用スル器具書籍等ヲ専用トスルコト
- 三 病原體保有者又ハ患者ノ座席器具書籍等ヲ時々消毒スルコト
- 四 病原體保有者又ハ患者ノ使用シタル衣類器具寢具書籍其ノ他ノ物ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシムル場合ハ之ヲ消毒スルコト
- 五 「デフテリア」腦脊髓膜炎ノ病原體保有者ニ在リテハ前各號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト
  - イ 咳嗽、噴嚏ノ際ハ布片、紙片等ヲ以テ口鼻ヲ覆フコト
  - ロ 鼻汁、唾痰ノ附著シタル布片、紙片其ノ他鼻汁、唾痰ニ汚サレタル物ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト

六 赤痢腸「チフス」、「バラチフス」ノ病原體保有者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外左ノ事項ヲ遵守セシムルコト

- イ 便所ハ専用トシ上圍ノ都度便池ニ消毒藥ヲ投入スルコト
- ロ 便所ノ手洗水ニハ消毒藥ヲ用キ上圍ノ都度消毒スルコト
- ハ 尿尿ニ汚サレタル物ハ之ヲ消毒スルコト

七 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎ノ患者ニ在リテハ本條第一號乃至第四號ニ掲クル豫防處置ヲ爲スノ外眼脂ヲ拭フニ清潔ナル専用ノ布片類ヲ使用セシムルコト

第十條 學校内、學校所在地及其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外學校長ニ於テ學校醫ノ意見ヲ徵シ學校ノ全部若ハ其ノ一部ノ閉鎖又ハ休業ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第十一條 學校所在地若ハ其ノ附近ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ狀況ニ依リ適當ナル清潔方法ヲ施行スヘシ



第十二條 傳染病ノ爲閉鎖シタル學校若ハ其ノ舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第十三條 學生生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員等ノ居住地ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ學校長ハ學校醫ノ意見ヲ徵シ其ノ地域ヨリ通學スル學生生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル學生生徒兒童及職員等ニ對シ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ之ヲ監督官廳ニ届出ツヘシ

第十四條は寄宿舎に關する事項であるからこれを略する。

第十五條 學校長ハ學校ノ設備ニ關シ第三類及第四類ノ傳染病豫防ノ爲左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 手洗水ハ流出装置ト爲スコト
- 二 共同手拭ヲ備ヘサルコト
- 三 學生生徒兒童ノ數ニ應シ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置シ唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スルコト

四 宿直其ノ他ノ爲ニ使用スル共同ノ寢具ハ之ヲ各自専用ノ白布又ハ使用者ヲ改ムル毎ニ洗濯シタル白布ヲ以テ被包スルコト

第十六條 本規程中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキ時若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テハ適宜他ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ

第十七條第十八條は本規定に依り行ふ清潔方法及び消毒方法を細定してあるが、主に學校醫の職務執行に關する事項であるからこれを略する。

第十九條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

### 第三節 救急處置

學校看護婦ばかりでなく、兒童を教育する教職員全部が救急處置を一通り知つてゐることは必要であるから、左にこれを掲げる。

一、**創傷** 軽い傷は、沃度丁幾を塗るか、消毒ガーゼを貼つて繃帶し、傷口が汚れてゐれば、五十倍乃至三十倍の硼酸水に浸した消毒ガーゼで拭つて上述の手當をする。然し重い傷で鮮血が線狀をなして迸り

出るやうな場合には、直ぐ厚く疊んだ消毒ガーゼを確乎と當てて、局部の兩側を緊縛し、急いで醫師を迎へなければならぬ。

二、骨折脱臼 骨折脱臼の見分けは素人にはつき難いもので、下手な取扱をしては却つて治療が困難となる。唯、さうした疑のある時には、局所に何か副木を當てて繃帶し、そして直ぐ醫師の所に連れて行くがよい。

三、卒倒 卒倒には、腦貧血で起る場合と腦充血で起る場合とがある。前者は顔面が蒼白となつて、口唇も貧血するし、後者は顔面が潮紅して、結膜に充血してゐる。前者に對しては、頭部を稍低下して靜に横臥させ、空氣の流通をよくし、且シャツ襟卷帶等を弛めて呼吸を容易ならせ、又後者に對しては、頭部を稍高くして横臥させ、被服を緩めて頭部を冷やすべきである。

四、衄血 衄血には、頸部の被服を緩め、頭部を高くして安靜にさせ、そして消毒ガーゼ、脱脂綿或は軟かい紙で鼻孔を塞ぎ、且鼻部を冷却するがよい。

五、溺水 先づ水中から引上げ、直ぐ口中鼻孔内の異物を除き、腹部に枕のやうな物を當て、頭部胸部を低くして水を吐かせた後、上體を少し高くして仰臥させ、呼吸を促す爲には人工呼吸法を行ひ、呼吸を始めたならば身體を温め、又全身を摩擦して體温の復舊を計るべきである。

六、火傷 局部に亞麻仁油又はオリーブ油を塗つて、直ぐ布片でこれを覆ふがよい。

七、中毒 食物に中毒した場合には、指を口中に入れて嘔吐を促し、その吐瀉物は器物にこれを受けて必ず消毒すべきである。

八、螫刺 アンモニア水を塗り、トゲがあれば毛拔でそれを拔取るがよいし、狂犬等に噛まれた場合には、創部を洗つて直ぐ醫師の手當を

受けなければならぬ。

九日射病熱射病 強い日光の直射によるのが日射病で、行軍・遠足その他劇しい運動によつて高まつた體温が發散を妨げられた爲に起るのが熱射病である。共にその症狀は、頭痛・眩暈・呼吸困難等を感じて脈搏は細小となる。これに對しては、直に日影の涼しい所に仰臥させ、被服を解き、少量の食鹽と冷飲料とを與へ、頭部・顔面・胸部等に冷水を注ぎ、又人事不省に陥つた場合には人工呼吸法を施す。

一〇、異物 眼に異物の入つた時、眼を擦つてはいけない。靜に眼瞼を翻へし、脱脂綿消毒ガーゼ等の濕したものでこれを除くがよい。若し異物が判らなければ、眼を閉ぢて涙を流し、或は眼瞼を翻したまま硼酸水で洗ふがよい。耳に異物の入つた時にも、指やピンセットを差入れるのは却つてこれを押込む虞がある。寧ろ淺い所にある場合には、耳を下に傾けて頭を振らせるか、或は軽く叩けば、取れることがある。

し又深い所にある場合には、針金の尖端を曲げ異物に觸れないやうにして後方に送り、引掛けて取出すことが出来る。

設備藥品及器械 學校には、前掲學校傳染病豫防規程第十五條等の設備の外、救急處置の爲、左の藥品器械を備へるべきである。

二十倍及び五十倍の石炭酸水又は千倍の昇汞水着色を要する。オレイン油。亞麻仁油。アルコール。グリセリン。硼酸。生石灰。アンモニア水。沃度丁幾。石鹼。氣付藥。絆創膏。晒木綿及び繻帶。脱脂綿及び消毒ガーゼ。油紙。驗温器。護謨管。灌腸器。イルリガートル。スポイト。鋏。毛抜及びピンセット。洗盤。氷嚢。汚物入器等。

#### 第四節 衛生事項の訓話

學校では、時々又は必要に應じて兒童に對し、耳・鼻・咽喉・齒牙・皮膚・飲食物等に關する攝生・流行病に對する豫防法及び未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法の趣意等の衛生事項に就て、懇篤な訓話を與

教師に特に衛生の必要な理由

へることが極めて有効である。

### 第五節 教師の衛生

教師の健否は、その職務の執行に直接の關係が有るだけでなく、又その疾病の種類によつては、兒童の衛生上にも少なからざる影響を及ぼすものであるから、教師は常に自己の衛生に注意しなければならぬ。又女教員にあつては、大正十一年九月に文部省から達せられた訓令の趣旨によつて、産前二週間、産後六週間は賜暇を請ふて十分に休養をなすべきである。

## 第四篇 小學校經營の實際

### 第一章 教授に關する行事

#### 第一節 學期の區分及び休業日

學年の始終期  
 秋季始業の學年  
 二重學年の制  
 三學期の區分

學年度 小學校の學年は、四月一日に始まつて、翌年三月三十一日に終るのが通例である。但し、土地の情況によつては、九月一日に始まつて、翌年八月三十一日に終るものを置くことが出來、それを秋季始業の學年と名づける。即ち二重學年の制である。

學期の區分 學期の區分は、府縣知事に委任された職權であつて、府縣知事は土地の情況を酌量してこれを定めるべきものとされてゐるが、我が邦多年の慣習では、多くこれを三學期に分ける。即ち次の通りである。

休業日數の制限

- 一、春季始業の學年
  - 第一學期 四月一日から八月三十一日まで。
  - 第二學期 九月一日から十二月三十一日まで。
  - 第三學期 一月一日から三月三十一日まで。
- 二、秋季始業の學年
  - 第一學期 九月一日から十二月三十一日まで。
  - 第二學期 一月一日から三月三十一日まで。
  - 第三學期 四月一日から八月三十一日まで。

休業日 小學校の休業日は、左の如くに規定されてある。

- 〔一〕祝日・大祭日、〔二〕日曜日、〔三〕夏季休業日、〔四〕冬季休業日、〔五〕學年末休業日、〔六〕その他府縣知事の定める休業日。

右の内、夏季休業日以下は、府縣知事が定めるものであつて、學年によつてこれを異にすることも出来る。そして一學年間の休業日數は、日曜日を別にして、總計九十日を超えてはならない規定である。それ

一年の授業日數  
一年の授業週數

故に、一年間に於ける實際の授業日數は二百四十五日であつて、週にすれば約四十週と見てよい。

第二節 教授細目の編制

教授細目編制の原理及びこれが注意は、既に新教育學で述べた所である。そして、その編制は、小學校令施行規則にも、學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシと示されてある通り、學校長に委任された大事な仕事である。左にその形式の實例を擧げやう。

教授細目の形式の實例

月及び週	第何學期	教授豫定時數約何時	聯絡事項	教具及び參考書
(四月) 一週	大題目 (凡そ何時)			(參) 何々

二	一、小題目……………(約何時) イ、何々 ロ、何々	(教) 何々
	二、小題目……………(約何時) イ、何々 ロ、何々	何科第何課何々 (教) 何々
	「注意」何々(取扱上注意すべき重要なことを記す)	

二、國語科讀み方綴り方書き方

四月 週及び月	第何學期 教授豫定時數約何時	綴り方同約何時	書き方同約何時	聯絡	教及具
	讀み方 教授豫定時數約何時	教授事項(豫定時數)	教授事項(豫定時數)	事項	考及書
	尋常小學讀本 卷何 第何課 何々(約何時) (一)内容 (啓發すべき智徳の要點を記す)	文題 何々 文例(豫定文を擧げる)	何々(授くべき文字を記す) 注意(取扱上注意すべき事項を記す)	(讀) 何々 何科第何々 (綴) 何々	(讀、教) 何々 (綴、教) 何々 (書、教) 何々

(二)形式 (取扱ふべき文字・語句・語法・文體等を記す) (三)注意 (取扱上注意すべき主な事項を擧げる)	自由選題	(讀、參) 何々
--	------	----------

三、圖畫手工唱歌裁縫科

四月 週及び月	第何學期 教授豫定時數約何時	聯絡事項	兒童用材料	教具及び參考書
二	教授事項(豫定時數)	何科何々	何々	何々
	題目(約何時) 方法(取扱ふ方法を記す) 注意(取扱上注意すべき主な事項を擧げる)			

四、體操科

第何學期 教授豫定時數約何時	
教 練	體 操
練習事項 何々 注意 何々	練習事項 何々 注意 何々
	遊戲及び競技
	練習事項 何々 注意 何々

五家事農業工業商業科

第何學期 教授豫定時數約何時					
月及 び週 (四月)	教授事項(豫定時數)	實習事項	見學事項	聯絡事項	教具及び參考書
題目(約何時)	何々	何々	何々	何科何々	何々
注意何々	注意何々	注意何々	注意何々		

参照 小學校令施行規則第一章第一節第二十二條

第三節 教授案・指導案及び目標の設定

教授に於ては、教授細目に定められた教材に就て、毎時間實地に取

教授案

その立案の要領

精査と工夫

扱ふべき順序・方法等の豫定を立てなければならぬ。これを教授案  
 或は略して教案といふ。教授案を立てることは教師たるものの要務  
 である。そして、その立案に際しては、教材を精査することと、これを有  
 效に取扱ふ方法を工夫することが、共に極めて必要である。即ち、精  
 査と工夫、これが、實に教授案立案の要訣であつて、常に千篇一律の方  
 法を墨守するが如きは、決して教授の効果を増す所以ではない。

密案と略案

教授に際しては、いかなる場合にあつても、その教材を  
 どう取扱ふべきかの腹案は、十分精細に考慮されなければならぬ  
 が、その記載方に至つては、精密に記述するものと、單にその綱要を舉  
 示するに止まるものがある。前者を密案と名づけ、後者を略案と呼  
 ぶ。密案は特に必要な場合にこれを作るべきであるが、日常の教授に  
 あつては、略案で足りる。

結果の記録

教授細目も、教授案も、共に教授上の豫定であつて、實地

密案  
略案

教授録とその種類

週録  
日録  
題目別教授録

指導案

\*Lalton Plan.

は必ずしも常に豫定の如くに進行するものではない。それ故に教授者は、その實施の跡に鑑みて、教材の難易、分量の多寡、方法の適否、その他注意すべき點等、當該教授に於て感得した事項を記録して、そして教授細目の訂正並びに教授法改善の参考に供すべきである。これを教授録といふ。教授録には、週毎にする週録、日毎にする日録、及び各題目毎に記録し置くもの等あるけれども、週録が普通である。

指導案及び目標の設定 高學年に至つては、教師は、教授細目によつて毎月、毎週又は毎課の學習豫定表を作り、題目、要項、參考書及び自己整理の要點等を記入し、これを掲示し、又は謄寫して配布し、兒童がそれによつて自らその學習を進める準據とさせることがある。これを指導案といひ、ドルトン案に於てはこの指導案を以て教授案に代へやうとするのである。然し指導案を用ひる場合にも、問題の検討及び一齊教授の必要なことは、元より言ふまでもない。

目標の設定

\*Winnetka System.

教授に關する研究の必要

校長の指導と職員との協同

理論的研究の要領と方法

科目別研究部の設定

又ウインネツカ組織では目標の設定といふことを行はせる。これは、學習の始に於て、先づ所定の題材をば正確明瞭に限定することであつて、これにも教師の指導は要るのである。

#### 第四節 教授に關する研究

教材に關して豊富確實な知識を有すること、教授の方法に巧妙で圓熟した技能を有することとは、教授者の具有すべき重要な資格である。それ故に、教師は常にこの兩方面の研究を怠つてはならない。そして、校長は、實にその研究の中心者、指導者となり、職員全部が協同してこれに従事すべきである。今これに關する要領を述べやう。

一 理論的研究 小學校では、大體に於ては學級擔任法によるのを本體とすべきであるから、職員は、何れの教科目に就ても研究を怠つてはならないけれども、然も各科目別に研究部を設け、各に主任者を定



その報告會

實際的研究の要領と方法

め、これに若干の部員を配置して、常に理論的研究を進め、一定の時期に於て、或は必要に應じて、順次にこれを報告させ、質問、批評を行つて共同研究をすることは、全校職員各教科目教授に關する進歩と統一とを圖る上に、最も經濟的で且適切な方法である。

二 實際的研究 實際的研究は、前述の理論的研究と相待つべきもので、實地の教授によつて教授法の研究をするものである。これには、その目的の如何によつて方法上の區別を生ずる。左にその主なものを述べる。

批評教授の目的及び方法

イ 批評教授 批評教授は、各教授者の伎倆を上達させることを目的とするもので、豫め當事者を定めて實地に教授させ、職員全部がこれを參觀し、後批評會を開いてその教授法の適否、巧拙等を批評、討究して、各自の修養に資するものである。

研究教授の目的及び方法

ロ 研究教授 研究教授は、教授上最も適切有效な方法の發見を目

的とするもので、取扱の困難な或種の教材に就て、全職員參觀の下にこれを取扱ひ、協同して研究を加へるか、又は取扱方に關して兩立した二種の方法のある場合に、別々に實地の取扱をして、その結果を比較研究する等である。孰れにしても、研究教授は單に研究の爲の研究ではなくつて、實際の能率を進める爲の研究であることを忘れてはならない。

ハ 實地經驗の報告 各學期末に際し、報告會を開いて、その學期中に各自が實地に經驗し、又は特に實驗した教授上の重要問題に關してそれを報告し、互に質問、批評、討議して、各自の修養に資すると同時に、教授法の改善を圖らうとするものである。これも亦極めて有效なことである。

實地經驗報告の目的及び方法

### 第五節 學用品

學用品に關する  
研究とその取扱  
上の注意

兒童に適當な學用品を使用させることは、教授の効果を確實にする上に頗る重要なことである。就中、教科用書は常に一定のものを持たせるべきは勿論、その他の學用品でも、教授上、學習上の便否と、質素節約の趣旨とに基いて、十分な研究を加へて必要なものを定め、その大小品質形式定價等に於て最も適當なものを選んで、それを使用させるがよい。但し、土地の情況によつては、或種の學用品は全くこれを家庭の自由に任かすべきものもある。

學校で一定した學用品は、各學年別にその品目、定價、使用期限等を定め、これを家庭に通知して、その参考に供すべきであり、又學校では、これが見本を整理し、適宜の場所に掲げて置いて、兒童父兄の觀覽に供すべきである。

又、筆記帳は、時々その記載の精粗確否、巧拙等を檢閲し、その他の學用品にあつても、時々これが整否、使用の情況等を檢閲するがよい。こ

筆記帳の檢閲

れは教授の効果を確實にするのみならず、又訓練上にも必要である。自學自習を行はせる場合には、學習帳の檢閲は殊に大切な教師の任務である。

#### 第六節 優等兒童及び劣等兒童の取扱

兒童天賦の能力には甚だしい差異がある。その上家庭の事情、境遇の如何が、一層その差を著しからせることも亦少なくない。そして、方今教育の組織は學級教授を本體とはするけれども、個別指導も亦大切な方面であり、且教育の効果は、畢竟兒童の各個に徹底させなければならぬものであるから、教授者は、よく這般の消息を解して、適切な個別的取扱を加へることに努めるべきである。今左にその要點を述べやう。

優等兒の取扱 優等兒に就ては、それが眞に能力の卓越した者であ

適切な個別的取扱

優等の所由を詳察する必要

優等兒に對する特別注意の要點

特別教材の用意

劣等の素因を精査する必要

るか、又は早熟性の者であるかを慎重に觀察し、眞に能力の卓越した者には特別の取扱をなすべきである。又能力の卓越した者の中には、全教科を通じて優秀な者と、或教科目に限つて拔群なものがあるが、必ずしも同一ではないが、その天賦の能力を適當に助長すべきに至つては、即ち一である。そして、その助長の方法としては、同一程度の練習事項を多く課して能力を練磨するものと、教授事項に聯絡ある他の材料を與へて一層深く學習させるものがある。併せ用ふべきで、その爲には、特別に教材を用意して置くことが必要である。又優等兒は主として自學自習の方法によらせるがよい。

劣等兒の取扱 劣等兒に就ても、亦全教科に亘つて能力の低い者と、或教科目に限つて劣等な者とがあり、又その程度に於ても、甚だしく劣等な者と、さ程でもない者がある。更にその素質に關しては、普通の方法を盡して相當の進歩を見得べき者と、特別の手段を講じなければならぬ。

れば救済し難い精神薄弱者とがある。後者に關しては、前にも述べた通り、補助學校、補助學級が必要であり、前者に關しては、普通の學級教授に於て、出来る限りの手段を盡して、十分にこれを救ふ途を講じなければならぬ。今その方法に關して特に注意すべき要點を左に擧げる。

劣等兒に對する特別注意の要點

- 一、劣等兒は、その劣等の原因を精査して、それぞれ適切な救済の方法を取るべきである。
- 二、劣等兒は、教師の膝下に近く位置を取らせ、又は優等兒の傍に座を定めて、指導誘掖を受けるに最も便利ならせる。
- 三、平易な發問は、成るべく劣等兒に答へさせて、その心力の活動を促進するがよい。
- 四、劣等兒に向つて要求する程度及び分量は、一般の兒童に比して、稍低い所で満足しなければならぬ。
- 五、適當な程度に於て課外に特別指導を與へる等、あらゆる方面から工夫を

凝らして、これを救済することに努めるべきである。  
 六、劣等兒に對して少しでも嘲笑侮蔑を加へるやうなことをしてはならない。寧ろ賞讃褒辭を惜まないで、常にこれを鼓舞獎勵すべきである。  
 七、劣等兒にも比較的長所とする所のあるものが多い。それ故に、その長所を十分に發展させるやう、特に考慮を加へるがよい。

### 第七節 復習・宿題及び課外作業

**復習** 復習は、教授の効果を確實にさせるに必要な補助的方法で、教授上頗る重用すべき手段である。そして、學校に於ける教授の半は、復習をその要素とすると言つても敢て誣言ではない。又家庭でさせる復習に關しても、第一には、復習の方法に就て各科目別にそれぞれ適切な指導を與へ、第二には、學年に應じて適當な復習時間の標準を示すべきである。これに關して一般の標準を次に示す。

尋常科第一・二學年 一日 三十分間以内

同 第三・四學年 一日 一時間以内  
 同 第五・六學年 一日 二時間以内  
 高等科第一・二・三學年 一日 三時間以内

復習の價値と必要

家庭での復習に對する注意

復習時間の標準

宿題の可否

宿題の分量

休暇期間に於ける宿題

**宿題** 小學校で宿題を課することの可否に關しては、論議が無いではない。勿論、過度にこれを課して心身の發育に妨を及ぼすやうなことは、慎まなければならぬが、一定の學年例へば尋常科第三學年以上にあつては、必要に臨み、適當な分量でこれを課するのは、教授の結果を十分にさせるに有效な方法である。そしてその分量は、前に示した復習時間中の約半分で完成し得る程のものを適當とする。但し、土地の情況が放課後一般に家事を手傳はせるやうな處では、學校で特に適當な復習時間を設けて、教師の指導の下に、有効にこれを行はせるがよい。

又、休日及び夏季冬季に於ける長期の休暇にあつては、主として精

課外作業の價值

神を休養させ、身體の發育を圖ることが必要であるから、斯かる際に過重の宿題を課するなどは宜しくない。寧ろ、運動を奨励し、自然界と接觸する機會を多からせるがよい。

課外作業 地圖及び圖畫の描寫、手工の製作、理科の實驗、學校園の手入等、比較的多くの時間を要する作業は、その全部を教授時間中に結了させることは困難である。その上、これ等の諸作業は、課外に兒童をして自由に從事させる方が適當であり、殊に、技能を練り、工夫、創作の才を養ふ上にも効果が多し。それ故に、相當の取締法を設け、又他の課外行事、例へば、時間外の運動、學級文庫、兒童圖書館に於ける課外讀書等との權衡を圖りつつ、適當な程度でそれを課するがよい。

第八節 校外教授

校外教授の價值

校外教授の必要 事物の教授は、教室内で實物標本、模型、繪畫等によ

校外教授の準備事項

つて、直觀的にこれを取扱ふけれども、又時々兒童を校外に引率して、自然界に接觸させ、實地を踏査させ、或は工場、農園等を見學させることは、彼等に活きた知識を與へて、その學習を一層實際的にさせ、且職業に對する理會を得させる等の點で極めて大切である。

校外教授の準備 校外教授には、適切な計畫を立てなければならぬ。左に必要な準備事項を掲げる。

第一、郷土の研究 郷土に於ける地理、歴史、理科、産業、軍事等に關し、豫め精確な調査を遂げて、校外教授を行ふ場所と事項とを明かにして置くこと。

第二、校外教授に訴へるべき事項 讀み方、地理、國史、理科等の教材中、校外教授に訴へるべき必要のある事項は、特に選定して置くこと。

第三、校外教授の回数 兒童を校外に引率することは、多くの時間を要する。然も教授時數には一定の制限があるから、この中、校外教授の爲に幾何の時間を割き得べきかを精査して、その回数を定めて置くこと。通例、各學年、每學期約二回乃至三回が適當である。

**第四 校外教授豫定表** 校外教授に訴へるべき事項、場所及び回数が定まつたなら、これによつて校外教授豫定表を作ること。そして該表には所定の目的地の外、その往復の途中、他教科目の事項を観察させるに便利なものをも調査して、記入して置くこと一層便利である。

**第五 取扱上の準備** 目的地に引率するに先だつて、教師は豫め観察させる事項とその方法とに關して、これが取扱上の準備をして置くこと。又出發に先だち教師は一度その地を検分して置くこと、及び兒童に観察すべき要點を豫め指示して置くこと。

**實際の取扱** 目的の箇所<sup>に</sup>於ける實際の取扱方は、これを二方面に大別することが出来る。一つは教師の説明で、一つは兒童の自由觀察である。兩方共必要であるが、何れを先にすべきかは、場所と事項とによつて違ふ。何れにせよ、觀察させるべき要點は、必ず明瞭に捉ませなければならぬ。その爲には、觀察點を指示し、適當に問答を行ひ、質問をさせて説明を與へ、要領を記帳させ、略圖を描かせる等の諸方法を

校外教授の實施要領

取るがよい。けれども、その箇所<sup>で</sup>學習を完結させることは、多くの場合困難であるから、更に教室で確實にこれを取扱ふべきである。

**注意事項** 校外教授に關して注意すべき要項を擧げる。

- 一、校外教授は、一二時間から半日又は終日で往復の出来る場所を選ぶがよい。
- 二、兒童の服裝は、なるべく簡便を尙び、各自に手帳を携へさせ、そして徒歩にやるのを原則とする。
- 三、必要な場合には、共用品として地圖、磁石、動植物採集器等を携帶させる。
- 四、往復の途中は、適宜に分團し、組長を設け、一定の規律の下に行動させ、危険のないやう特に注意する。
- 五、途中で、指導の價値ある事項に遭遇したら、便宜觀察説明を試みてよい。
- 六、觀察した實物で携帶に困難でないものは、差支のない限り兒童に待ち歸らせて、學習の材料とさせる。
- 七、擦傷、打撲、螫刺、腹痛等に對する應急手當の物品を用意して行くことも必要である。

校外教授上注意すべき要項

課外讀物の價値とその注意

### 第九節 課外讀物と學級文庫・兒童圖書館

課外讀物 學校で授ける教科用書以外に課外讀物を讀ませることは、兒童の能力を活用させ、讀書の趣味と熟練とを進め、及び常識を養ふ效がある。それ故、相當な學年例へば尋常科第四學年以上にあつては、次第にこれを推奨すべきである。但し、讀ませる書冊には、その程度、品質及び價格等に就て、最も慎重な考慮を加へなければならぬ。さうでないと、徒に父兄の負擔を増大ならせるだけでなく、却つて兒童の思想を混亂させ、又は不良の思念を醸し、動もすると弊害を生ずる虞がある。即ち、推奨すべき書冊は豫めこれを精査して家庭に通知し、それに準據させるやうにするがよい。

學級文庫の内容とその方法

學級文庫 殊に學級に於て、恰もその學級の兒童に適當する良好な課外讀物を取揃へ、簡單な書棚を教室内に備付けて、學級擔任教師が

兒童圖書館に關する注意の要項

これを保管し、順序を定めて兒童に回覽させる方法を取ると、一層有効である。これを學級文庫といふ。そして、その回覽の順序等に關しては、兒童自らに定めさせるがよい。

兒童圖書館 又學校に於て兒童圖書館を設け、適切な書冊を購入して、學年別に陳列し、適切な貸出規程を設けてこれを貸付け、家庭で自由によに讀ませるか、或は館内で一定の時間それを讀ませる方法を立てるのも有益である。

### 第十節 成績品展覽會及び學藝會

成績品展覽會及び學藝會は、兒童には學事の獎勵となり、父兄には學校を理會させて、己が子弟の學業の程度を知らせる效が頗る大きい。そして、この兩會は、別々に開くこともあり、同時に開くこともある。便宜適當な時期を選んでこれを行ふがよい。今その方法を述べやう。

## 成績品展覽會の方法

成績品展覽會 成績品展覽會は、凡そ年一回これを開くがよい。それに陳列する成績品は、綴り方、圖畫、手工、裁縫を主とし、その他地圖、年代表、解剖圖等、兒童が單獨に若は共同して、全力を込めて作製したものがよい。殊にそれ等は、全然兒童の力で作つたものでなければならず、教師がそれに手を加へて、徒に善美を装ふやうなことをしてはならない。そして、これ等成績品の排列は、いろは順又は五十音順等によることとし、なるべく等差を附けないのがよい。さうでない、往々弊害を醸す虞がある。

## 學藝會の方法

學藝會 學藝會は、平素學習した知識、技能を公衆の面前で演出させるものであるから、發表の意力を養ひ、熟練を増し、且又兒童相互の交際をも一層親密にさせる等、その效は頗る多い。その演技は、主として讀本期讀、綴り方、朗讀、談話、唱歌等で、これに加へるに、書き方、圖畫、手工等を以てし、又體操を演じさせるのもよい。

出演させる兒童は、常に優等生に限るやうなことは避けなければならぬ。宜しく各學級毎に出演者名簿を作つて置いて、順次全體に及ぼすやうにするがよい。又一技に就てなるべく多數の兒童を組合して出演させるがよい。そして、その間に教師の談話を交へたり、或は批評を挿んだり、有益な變化を與へるべきである。随つてその實際に際しては、豫め協議によつて詳細な計畫、豫定を立て、周到な準備の下にこれを行ふべきである。

## 第十一節 學業成績考查

嚴格な試験を行ふことは、弊害が少なくないから、初等教育では、法令で止められてゐることは、既に述べた所である。けれども、適當な方法で、學業成績の如何を調査することは、學業進歩の程度、教材、教法の適否等を確めるのに必要な手段である。これを成績考查と名づける。

## 成績考查の趣旨



## 成績考査法の三種別

考査の方法 成績を考査する方法に三種の別がある。一は平素の教授中で行ふもの、二は平素の成績品によつて行ふもの、三は特別に行ふものである。そして特別に行ふものにあつても、亦口答によるのと筆答によるのとの別がある。各學期末又は各學年末に家庭に通知する兒童學業成績は、以上各種の結果を參按して考定すべきである。

## 問題の選定方と二種の眼目

考査の問題 成績考査を行ふに當り、問題の選定方に關しては二種の眼目がある。一は授けた事項の理會と記憶とを確めることであり、二はこれが應用の能力を省察することである。前者にあつては、なるべく既授の主な問題を網羅するか、又は重要な問題を選んでこれを行ふべきであり、後者にあつては、日常生活に必須な事項、或は將來の學習に關係の深い問題で、兒童の能力を働かすのに好適し、且深く印象させる價值のあるものを選んで問題とすることが必要である。

## 考査の時期と回数

考査の時期 成績考査は試験と違ふから、一定の時期を定めてこれ

を行ふなどは、その趣意ではない。故に、教授の進行に伴つて、適當な時期、例へば一題目又は聯關した數題目を授け終つた後等に於て、直ちにこれを行ひ、詳にその効果を省察すべきである。但し、餘り頻繁に行ふのは煩に堪へないから、一學期約二回位が適當である。

## 成績の表記方法

結果の處理 筆答によつて特別に行つた成績考査は、詳密に調査し、各兒童並びに全體に亘る誤謬の種類、性質及び數量等を明かにして個別指導の資に供し、又教授改善の參考に資すべきである。

成績の程度を表すには、これに點數を附けるものと、評語例へば甲乙丙又は上中下等を附けるものがある。評語による方が優つてゐる。又成績品は、必ずその誤謬を訂正し、脱漏を補充して、これを返附し、兒童に十分に反省させると同時に、父兄にもよくそれを知らせるがよい。又成績品の一部は、再びこれを集め、學級の成績品として一定の期間學校に保管して置いて、次期の始或は卒業の際に、纏めて兒童に

返附し、記念物として保存させるがよい。

考查上の注意 總じて學業成績の調査は、慎重に行ひ、且必ず公平でなければならぬ。又決して兒童學業の短所、弱點ばかりを見やうとはせず、その長所、得意の方面にも十分の注意を加へることが極めて肝要である。

## 第二章 訓練に關する行事

### 第一節 校訓・校歌訓練要目及び級訓

校訓 校訓は、簡單で記憶し易く、卑近で實行し易い主要徳目を選んで、日常行爲の指鍼たらせるものである。故に慎重な考慮の上にこれを定め、一旦定めた上は、漫りに改廢することなく、教師も兒童も、飽くまでこれが實踐躬行に努力しなければならぬ。今、校訓の制定に關して、一二の實例を示すと、これが中心思想として、自己に對する徳目

校訓の性質

校訓制定の實例

としては、勤勉を取り、他人に對する徳目としては、親切を取つて、校訓の二大綱領とするのや、或は忍耐を取つて、校訓の唯一眼目とするのや、或は自治の一徳を掲げてその歸着點とする等である。

校歌 校歌は校訓の綱領又はその學校の由來、その郷土の山河、歴史等を詠じたもので、その歌詞、樂譜共に、日々諷唱して志操を鼓舞し、意氣を作興するに足るものたることを要する。

校歌の性質

訓練要目の性質

訓練要目 校訓は、訓練の中心思想を示したもので、これを展開すると、更に幾多の訓練要目となる。例へば、姿勢を正しくすべきこと、清潔・整頓を尙ぶべきこと、質素・儉約なるべきこと、敢爲・實行の意力あるべきこと、他人に迷惑をかけないこと、幼弱者をいたはること、規律秩序を重んずること、禮儀を尙ぶこと、公共物を大切にすること等である。そしてこれ等の徳目が、更に學校生活、家庭生活及び社會生活の實際と結合して、茲に日常實踐の徳行となり、それが反復され、反復されし

訓練要目の選定  
方及び配當方

て、遂に良習慣が形成されるものである。然るに従來は、動もするとこれ等要目の選擇がその宜しきを得ず、徒らに高遠な道德を掲げて兒童の心情を陶冶しようとして圖つたり、或は最初からその全部の實行を強ひて、蛇蜂取らずに終つたりした實例も少なくはない。須らく日常生活に極く適切なものを選んで、これを各學年に配當し、絶えず實行に訴へて習慣の確立を圖り、漸を追うて完成するやうに仕組むことが必要である。

級訓の性質

級訓訓練要目の各學年に配當されたものが、即ち當該學年級の級訓である。今左に級訓の實例を擧げやう。

級訓の實例

- 尋常科第一學年
- 一、姿勢を正しくすべきこと。
  - 二、教室の出入及び集合解散を正しくすべきこと。
  - 三、机内の整頓をよくすべきこと。
- 尋常科第二學年

- 四、忘れ物をしないこと。
  - 五、學用品を粗末にしないこと。
  - 六、言葉づかひを正しくすること。
- 尋常科第三學年
- 七、掃除を眞面目にすること。
  - 八、復習をさまりよくすること。
  - 九、敬禮を正しくすること。
- 尋常科第四學年
- 一〇、他人の仕事を妨げないこと。
  - 一一、金錢を浪費しないこと。
  - 一二、校具の取扱を丁寧にする事。
- 尋常科第五學年
- 一三、帽子・衣服・履物等を正しく着用すること。
  - 一四、筆記帳を整理すること。
  - 一五、下級兒童を親切に取扱ふこと。

尋常科第六學年

- 一六、共同の仕事をおろそかにしないこと。
- 一七、他人の仕事を助けること。
- 一八、進んで事に従ふべきこと。

高等科

尋常科で訓練した諸般の事項を一層確實に實行させるのは勿論總じて身邊を圍繞してゐる實踐事項を忠實に履行させるのである。

第二節 講堂訓話

講堂訓話の目的

目的講堂訓話の目的は、全校兒童の訓練上切實な事項を訓話して、校訓の趣旨を發揮し、全校的意識を發達させるにあるので、これは共同訓練上缺くべからざることである。

講堂訓話の種類

種類講堂訓話は、その場合が三種に別かれる。

- 一、國民記念日訓話これは、國民として記念すべき日に於て、有益な事

項を訓話し、兒童の心情を陶冶して忠君愛國の志氣を鼓舞する爲に行ふものである。例へば、三大節を始とし、地久節明治天皇祭陸海軍記念日靖國神社祭日勅語詔書下賜記念日等に行ふものがそれである。

二、普通訓話 これは、校訓の徹底を圖る爲に、定時に行ふものである。既に各學年毎にそれぞれ訓練要目を配當してあるけれども、尙時々全校兒童を講堂に集め、實踐事項に關して、卑近切實な事例によつて痛切な訓諭を與へることは、彼此相待つて効果が多いのである。

三、臨時訓話 これは、重要な偶發事項が生じた時、臨時に行ふもので、同じく亦極めて有效なことである。

方法臨時に行ふものは別として、國民記念日訓話及び普通訓話は、約毎月一回宛とし、普通訓話は校長自らその任に當り、國民記念日訓

講堂訓話の方法

話は、三大節を除く外は、全校職員が交互にこれを擔當するがよい。總べて訓話は、その威嚴を保つ爲に、訓話者は禮裝してこれに臨むのが適當である。又訓話は、尋常科最低學年から高等科最高學年に至るまで、同時にこれを行ふのは、説話の徹底を缺く虞があるから、便宜二回に分けて行ふこともあるべく、然も、何れの場合に於ても、講堂訓話に先だつて、各學級に於て學級擔任者が、その學年相應に豫めその要點を訓話して置く方が便宜である。

第三節 諸儀式

昭八、五、山口、徳、祝、日、奉、祝、式、次、中、及、儀、式、等、行、は、注、意、を、要、す、べ、し、と、注、意、す、べ、し、

主な儀式の種類 小學校で行ふ諸儀式の中、最も重大なものは三大節、即ち紀元節・天長節祝日及び一月一日である。その他、入學式、卒業式、始業式、終業式、職員の新任命別式、學校記念式等がある。又國家的重大事件の生起した時は、その都度これを行ふべきものである。

三大節奉祝式次第 三大節の奉祝に關しては、小學校令施行規則にその次第を次の如く規定してある。

- 一 職員及兒童、君が代ヲ合唱ス
- 二 職員及兒童ハ  
天皇陛下  
皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ
- 三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス
- 四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス
- 五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

諸儀式舉行上の注意 三大節にあつては、法文の規程に遵由しなければならぬ。その他の諸儀式でも、皆それぞれに適當な式の次第を定めるべきである。總じて、儀式は、莊重嚴肅を尙び、校長の誨告は、よくその儀式の趣旨に適ひ、熱誠で徹底することを要する。蓋し、式場で與へる誨告は、兒童の感奮を惹起することが極めて大きいからである。

それ故に、校長は、豫め十分な腹案を立ててこれに臨むべきである。そして、三大節及び學校記念式等慶賀の式後には校歌を合唱するもよい。又餘興として運動會學藝會、その他娛樂的の行事を試みる場合には、教師兒童及び關係者一同で、十分の歡を共にすべきである。

#### 第四節 朝會終會及び學校揭示

朝會の方法

朝會終會 毎日始業前、兒童職員全部一所に集合して朝禮を交へ、挨拶をなし、それに結合して、或は簡単な體操を行ひ、或は校歌を合唱する等のことをなすのを朝會といふ。これは、學校生活の意識を新たに、引締まつた氣分で課業に入る上にも有効である。又時としては、退散前一同を集めてその日の別れを告げ、殊に遠距離の部落から通學する兒童に對して途上の心得を諭し、年長者に監督上の注意を促す等のことをなす場合もある。これを終會といふ。

終會の方法

學校揭示の方法

學校揭示 全兒童の見易い場所に小黑板を掲げ、皇室に關する出來事を始め、國家的、社會的に重要な出來事、その他兒童に對する報導等を簡明に揭示するのは頗る意味深いことであつて、これを學校揭示といふ。

#### 第五節 兒童管理上の諸規律

兒童管理の意義

小學校は、多數兒童を集合してこれを教育する場所であるから、直接には學校生活を圓滿にする爲に、又間接には社會生活に入る準備を與へる爲に、最も適當な規律、心得を定め、十分にその趣意を知らせて、確實にそれを遵守實行させ、以て訓練の實を擧げなければならぬ。左に、その主な場合に區分して、これが要點を述べやう。

#### 敬禮

一 敬禮には最敬禮と普通敬禮とがあり、普通敬禮に立禮と坐禮とがある。宜

その諸規律

しく各種敬禮の方法を明かに知らせるべきである。  
二、敬禮を行ふべき場合とその方法とは、明瞭に心得させなければならぬ。  
但し、實際必要の場合に於て取扱ふのが有効である。

#### 校内の通行

一、廊下は静かに左側を進行させるべきである。

二、校舎内の通行は、隊伍を組んだ場合でも歩調を取らせるには及ばない。

#### 教室内の整理

一、教室内備附の諸器具の置場は、それぞれ一定するがよい。

二、教室の窓戸及び窓掛の開閉にも規定を設けるがよい。

三、休憩時間中に教室に入らうとする者は、教師又は當番勤務の者にその旨を告げさせるがよい。

#### 始業前の規律

一、始業前約十分に昇校させるべきである。但し當番勤務の者は約二十分前に昇校させるがよい。

二、雨具、履物は所定の場所に正しく置かせる。

三、始業前に餘り劇しい運動遊戯をさせるのはよくない。

四、當番勤務の者には所定の勤務に就かせる。

#### 始業時の規律

一、集合の合圖によつて所定の場所に整列させる。

二、朝會を行ふ場合には、別に定めた規定に従はせる。

三、各級行進の順序を一定して、順次に教室に入らせる。

四、進行中は所定の心得を守らせる。

五、教室内着席の規律は、用具の整頓及び敬禮の方法等を一定してそれを守らせる。

六、遅刻者は教師の指揮を受けさせる。

#### 課業中の規律

一、教師の位置は、教卓の中央にあるのを本體とする。

二、児童には、各自の座席に着いて所定の姿勢を保たせる。

三、課業中は他の學習を妨げないやうに氣を付けさせる。

四、児童には、挙手して發言を求めさせるのを本體とする。

五、然り否等の簡単な返事の外は、机側に立つて發言させるのを本體とする。  
六、敬禮すべき人が教室に臨んだ時は、教授を中止し、教壇を下つて教師先づ敬禮し、然る後兒童にその人の官職身分氏名を紹介し、一同起立敬禮させた後、直ぐ課業を續ける。

七、課業が終つて教室を出る時も、亦一定の規律によつて行動させる。

#### 休憩時中の規律

一、休憩時中は自由に遊戯をさせてよいけれども、略、その運動區域を限定して置くがよい。

二、休憩時中は、教師も兒童の群に入つて遊戯・競技の獎勵と指導とを與へるべきである。

三、運動器械の使用には相當の規約を設け、又遊戯用具の始末を監督すべきである。

四、危険に互ること、及び他生の妨害となる運動・遊戯は、これを禁止し、且それを確守させなければならぬ。

#### 晝食時の規律

一、晝食の際は、なるべく、一同に手を洗はせる習慣をつけるがよい。

二、食事に就ても適宜の規約を定めるがよい。

三、食後直ちに激動させるのはよくないから、これに就ては適宜の規約を立てるがよい。

#### 終業退散時の規律

一、終業退散の際には、簡単に全兒童の容儀を檢閲する。

二、返附を要する物品は、退散時前にこれを交附する。

三、退散の際には、終業時と同じく嚴肅に敬禮を行はせる。

四、兄弟又は近隣兒童の退散を待合はす者に對しては、適當な規約を立ててそれを守らせる。

#### 第六節 職員の當番勤務

兒童の看護、校規の勵行、校舍、校地の取締をする爲に、毎日若干の當番を置いて、職員交互にその任を盡すことは、管理上缺くべからざることである。

學校管理と職員  
の當番



## 職員當番勤務の要領

當番は、始業前約三十分に出勤し、校舎の内外を見廻はつて、當日の行事に差支がないかどうかを察すべきである。各休憩時間中には、児童控所又は運動場に出て、児童の遊戯を指導し、これが監督取締の任に當り、事故の生じた場合には直に適當の處置を取らなければならぬ。そして、放課後約三十分間は、必ず居残つて、再び校舎の内外を巡視し、諸般の取締を了し、當日の出來事はこれを當番日誌に記録した後退散すべきである。

## 第七節 児童の作業

## 自治訓練と児童の作業

自治協同の精神及び勤勞の習慣を養ふ爲に、児童心身の發達に適應した諸般の作業を課することは、訓練上極めて有效な措置である。今その主なものに就て、これが實施の方法並びに注意を左に列挙する。

## 級長勤務の要領

級長勤務 尋常科第三學年以上にあつては、各級に級長及び副級長各一名宛を置いて、教室の出入、敬禮の合圖、教師の命令傳達、學級児童の希望取次、出缺席の記入、學級日誌の記入等、その學級の事務を助けさせ、且學級の模範生とするがよい。そして、その任命には、學校から直に命ずるものと、若干の候補者を選擧させ、その中に就て學校から命ずるものがある。級長・副級長には一定の徽章を付けさせることもある。その任期は一學期とするのが適當である。

## 世話掛勤務の要領

世話掛勤務 児童の看護、監督を助けさせ、且自治心の養成に資する爲に、級長・副級長の外に、尋常科第三學年以上にあつては、尙若干名の世話掛を置くのが便利である。その任務の主なるものは、級長・副級長を助けて、善良な運動遊戯の誘導、校規の維持、發病者・負傷者の報告、幼年児童の世話、遺失品の届出、始業時整列の取締等に當らせるのである。徽章を與へることや任命の方法期間等は、前者に同じい。

## 兒童當番勤務の要領

兒童當番勤務 尋常科第三學年以上にあつては、毎日若干名の當番を定めて、教室内の整頓、成績品その他諸物品の集配、教授用具の運搬及び返附、書き方用の配水、食事の際の配湯、放課後教室及び運動場の掃除等の勤務に當らせる。そして、その割當は、曜日を基として、これに人名を配當するのが便利である。

大掃除 毎學期約一回宛、校舍内の大掃除をさせるのがよい。この場合には、低學年は除き、相當の學年以上全級の兒童で行はせ、その方法には、衛生上毫も遺憾のない注意を拂はなければならない。

運動場の手入 運動場は、時々手入の必要がある。小石、硝子片、釘等の拾ひ方、掃除、水撒き、地均し、繩張り等、教師が先きに立つて各學年の體力相應に、それぞれ適宜の勞役を課してこれが手入をさせて、運動遊戯、競技の便を圖るべきである。

會合時の手助 式日、講堂訓話、父兄懇話會、學藝會、運動會等各種の會

合の時に、兒童をして會場の準備、裝飾、案内、接待、茶菓の配附、器具の出し入れ、跡片附等に、適當の手助をさせることは、訓練上の價值が頗る多い。

## 第八節 學級會

## 學級會の價值

學級は、學校生活團體の單位であつて、然かも、級風の良否は、直ちに學校全體の校風に關係するものである。それ故に、學級擔任はその學級兒童の協同一致を圖り、善良な級風を發揮させる爲に、毎學期約一回位、適宜の時期に於て學級會を開くのがよい。今學級會に於ける行事の主な事項を挙げると、次の如くである。

## 學級會の行事

- 一、學級擔任者の訓示的談話。
- 二、學級の良風と惡習とを反省させること。
- 三、級訓を發揮する爲に、努力すべき事項の協定。

- 四、小學藝會、兒童の談話朗讀等、及び小運動會、卒業生の同學年時代の成績品、及び他學級生の成績品の展覽。
- 五、簡単な茶菓の配與。

### 第九節 休暇中の注意

開校中秩序正しく行はれた教授訓練養護が、夏季及び冬季の長期休暇中に往々破壊されることがある。そこで休暇に際しては、豫め各教科目復習の程度方法、飲食、運動、睡眠等體育上の要件、及び訓練上必要な事項に關して兒童に注意を與へ、又これを家庭に告知して、その留意を促すべきである。又夏季の休業のやうな最も長期に互る休暇に於ては、休暇中二回乃至三回、全兒童を學校に召集して、その情況を察知し、必要に應じて新たに注意を與へ、且學級會を開いて、一日の享樂を共にさせるのは、教育上適當な方法で、これを兒童召集といふ。

休暇に際して兒童並びに家庭に對する注意

兒童召集

### 第十節 職員協議會

教授法研究の爲に開く職員會の外、毎週約一回、日を定めて訓練管理その他諸般の校務に關し、校長主宰の下に、職員全體の協議會を開くことが必要である。そして、その決議の結果は、明瞭にこれを記録し、その中の主な事項は職員室内適當の箇所に掲示して參覽に便し、協同一致の實行を督勵するがよい。

職員協議會の課務及び方法

學期末に於ける報告會

又、各學期末に際し、各學級に於て當該學期中に實行した訓練管理の新研究、新經驗に關し、順次に報告をして、批評討議を加へ、そして相互の參考に供することが有益である。但し、これは前に述べた教授に關する研究の報告と同時に併せ行ふのが便利である。

### 第十一節 學校と家庭との聯絡

學校家庭聯絡の要項

兒童の教育は、學校と家庭と親密に相聯絡し、協同してそれに當るのてなければ、到底圓滿な効果を收めることが出來ない。そこでその聯絡方法の主なものゝを擧げると、<sup>〔一〕</sup>兒童情況取調書を徴すること、<sup>〔二〕</sup>保護者心得を交附すること、<sup>〔三〕</sup>父兄の參觀を獎勵すること、<sup>〔四〕</sup>父兄懇話會の開催、<sup>〔五〕</sup>通信簿の往復、<sup>〔六〕</sup>通信雜誌の發刊交附、<sup>〔七〕</sup>家庭訪問等である。以下これが内容の要點を述べる。

兒童情況の取調方

兒童情況取調書 入學の際に一回これを徴し、爾後隔年に約一回これを徴するのがよい。それには、訓練上参考とすべき諸項目を列擧した印刷物を作つて配布し、その下に一々記入させて提出させるか、又は、便宜父兄に就て聽取して記入し、そして訓練上の参考とすべきである。

保護者心得の記載方

保護者心得 保護者として必ず心得べき必要な諸項を平易簡明に纏め、それを印刷して父兄に交附し、以て學校家庭相互の聯絡協調を

父兄に對する儀式への招待並びに課業參觀の勸誘

圓滑ならせるべきである。

父兄の參觀 學藝會運動會卒業式等には、關係父兄を招待してこれに參列させるのは勿論、都合のつく父兄には、獎めて平素の課業をも參觀させて、學校の事情及び兒童の有様を知らせるがよい。

父兄懇話總會  
各學級父兄會

父兄懇話會 教師と父兄と互に懇談して教育上の氣脈を通ずることとは、極めて必要でもあり且又最も有効でもある。それ故に、春秋二季に於ては、全校の父兄懇話總會を開くべきであり、その他適宜の時期に、各學級の父兄會をも開いて、相互の意志を疏通すべきである。何れの場合にも、その行事は、教授又は學藝會の參觀、成績品の展覽、兒童教養上の懇談、打合等である。

通信簿の記載方

通信簿 學業の成績、操行、出缺席、早退、遅刻その他臨時に通信の必要ある事項は、通信簿に記載して互に通知することが必要である。

通信雜誌の内容

通信雜誌 一定の期日を定めて通信雜誌を發刊し、學校の行事、兒童

家庭訪問に關する注意

學習の情況、その他教育上父兄の參考となるべき記事を載せて、周ねく父兄に知らせるのも、亦有益な一方法である。  
家庭訪問 家庭の情況を察知して教育上の參考に資し、又兒童の教養に就て父兄と懇談を遂げる爲に、教師は家庭を訪問することも亦有效である。然し、家庭訪問は動もすると弊害を醸し易いから、これには特に十分細心の注意を要する。

### 第十二節 訓練要録

訓練要録の記載方

これに記載すべ

各學級で、兒童情況取調書、家庭訪問、父兄懇話會その他の方法によつて察知した訓練上の參考資料及びその推移の情況は、一定の形式を定めて各兒童別にそれを記入した訓練要録を作り、これを活用して、共同訓練と共に個別訓練の徹底を圖らなければならぬ。  
訓練要録に記載すべき要項の主なものは、<sup>〔一〕</sup>兒童の住所、<sup>〔二〕</sup>族籍、<sup>〔三〕</sup>氏名、

き要項

生年月日、<sup>〔二〕</sup>兒童の個性及び行爲、<sup>〔三〕</sup>家族の數及び家庭の情況、<sup>〔四〕</sup>召仕傭人の員數及び性格、<sup>〔五〕</sup>家長の職業、<sup>〔六〕</sup>財産、<sup>〔七〕</sup>生活の程度、<sup>〔八〕</sup>崇祖の念及び宗教、<sup>〔九〕</sup>教育に對する熱心の程度、<sup>〔十〕</sup>兒童入學前の情況、<sup>〔十一〕</sup>家庭に於ける兒童の取扱、<sup>〔十二〕</sup>金錢に關する注意、<sup>〔十三〕</sup>將來の希望等である。そして、この訓練要録は、家庭の内情等に關する事項をも含んでゐるから、濫に他見を許すべきものではない。

### 第十三節 賞 罰

賞罰に關する理論は、既に新教育學で述べたから、茲にはこれが實施の方法だけを擧げる。

褒賞 褒賞を行ふべきものは、<sup>〔一〕</sup>操行善良な者、<sup>〔二〕</sup>學業優等な者、<sup>〔三〕</sup>勤務に勵精する者、<sup>〔四〕</sup>努力によつて進歩の特に著しい者等である。そして、褒賞の中主なものは、賞詞、賞品、賞狀等であるが、その手續を擧げる

褒賞を行ふべきもの及びその手續

懲罰を行ふべき  
もの及びその手  
續

と、<sup>〔一〕</sup>賞詞は、學級擔任者はその學級兒童に對して與へ、校長は學校兒童全體に對して與へるのを本體とする。<sup>〔二〕</sup>賞品及び賞狀は、職員會の議決を経て校長がこれを與へるものである。

懲罰懲罰を行ふべきものは、<sup>〔一〕</sup>操行不良な者、<sup>〔二〕</sup>學業に極めて不熱心な者、<sup>〔三〕</sup>勤務に不忠實な者等である。その種類には、叱責、娛樂の褫奪、座席の隔離、直立、休憩時間の禁足、放課後の留置、出席停止等がある。<sup>〔一〕</sup>叱責は、軽い非行に對し、<sup>〔二〕</sup>娛樂の褫奪、座席の隔離は、學業に不注意な者及び他生に妨害を與へる者等に對し、<sup>〔三〕</sup>直立、休憩時間の禁足は、甚だしく不注意な者、又は他生の遊戯を妨害する者等に對して多くこれを課し、學級擔任がこれを行ふ。<sup>〔四〕</sup>放課後の留置は、徐ろに反省を促すべき必要ある者、又は歸途他生に妨害を與へる者等に對して、やはり學級擔任がこれを行ふ。そして、放課後の留置を行つた場合には、その旨を必づ校長及び家庭に通告すべきである。<sup>〔五〕</sup>出席停止は、重大な

犯則者に對して課するもので、これは職員會の議決を経て校長が行ふものである。

#### 第十四節 操行査定

操行査定の要項

操行査定は、學級擔任が、兒童平素の行爲、行狀に對し、その動機及び結果を詳に省察してこれを行ふべきである。そして、校訓及びその實行の情況には、十分注意して、これを觀察すべきである。又各兒に特に著しい事項に就ては、訓練要録中の相當欄にその摘要を記入して置き、これに基いて判定を下し、評語を定めるがよい。評語の區別は、略、左の標準によるのが通例である。

- 甲 勉めて善をするもの。
- 乙 通常のもの。
- 丙 故意に惡をするもの。

その標準

卒業生誘掖の趣意及び方法

### 第十五節 卒業生の誘掖

卒業生は、學校教育の効果を社會に齎らして國家の進運に應分の貢獻をなすべき者であるから、兒童の卒業後に於ても、校長及び教員は出來る限り、彼等の誘掖指導に力を用ひなければならぬ。就中、身體健全で學力俊秀、品行方正な者には、事情の許す限り、獎學の途を講じて、十分に成功させるやうに努め、普通の卒業生に對しても、なるべく職業修養等に關する指導を與へて、獨立自營の途を立てさせることを圖るべきである。又卒業生全部の團體たる同窓會を善導して、相互の交情を溫めさせ、兼ねて校風發揮、市町村改善の實を擧げさせるやう、萬事につけて懇篤親切な指導を與へるがよい。殊に、青年訓練所との間に十分の聯絡を取るべきは言ふまでもなく、地方の青年團、處女會、少年義勇團等に對しても、學校は、事情の許す限りその健全な發

同窓會の善導

青年訓練所との聯絡

達を援助し、市町村の有力者と協力して、卒業生に對する誘掖指導の目的を貫徹すべきである。

## 第三章 小學校の事務

### 第一節 事務管理と能率の増進

小學校の事務は、極めて複雑であつて、動もすると、澁滯を來たし、缺陷を生じ易いものである。それ故に、なるべく迅速にこれを處理し、整頓して、よく教育實際の進歩を圖らなければならぬ。この點に關して、校長たるものは、相當に事務上の手腕、才幹と熟練とを有つてゐなければならぬ。けれども、規模の稍、大きい學校では、到底校長一人の手で校務の全部を執行することは困難であるから、部下職員をして適宜にこれを分擔させるべきであり、部下職員も亦必ず忠實にこれを遂行し、互に力を協せて、校務の進歩を圖り、一校の統一に努めなけ

事務管理と學校長

職員の協力と校務の進歩

能率の増進と方法の研究

規則の協定と有効な運用

校務の分類

ればならない。

然し事務の管理は、一方には人の和によると同時に、他方にはその方法の如何による所が甚だ大きいものである。即ち、事務を簡捷にして然もその能率を増進することに努めることも、極めて重要な問題である。近時米歐の諸國に於て、事務管理の方法が一般に注意を惹いてゐるのも、それである。殊に學校にあつては、事務も學校行事の重要な一部であるけれども、教員は、教授訓練の實際に十分の手腕を揮ふべき勢力と時間の餘裕とを有つてゐなければならぬものである。それ故に、校長は職員と共に、常に事務管理の方法を研究し、その處理に必要な校則規程及び細則を協定し、孰れも有効にこれを運用してその能率の増進を圖るべきである。

校務は、これを大別して、一般事務、研究事務及び學級事務の三つとする以下節を分けてこれを述べやう。

### 第二節 一般事務

一般事務の區分

一般事務は、教務、庶務及び會計の三つに別けるのが最も便宜である。そして、その各に主任を置いてこれに若干の係員を配する。今各係の取扱ふべき主な事務及び保管すべき諸帳簿表類を示さう。

#### 教務係

- 一、兒童の入退學、學級編制、出缺席、修業、學習、卒業證書の交附、及び兒童の統計に關する事務
- 二、教授細目、日課表、教授案、教授週録、成績表簿、成績物の整理に關する事務
- 三、教授訓練管理に關する研究會報告會及び兒童の學藝會に關する事務
- 四、教務係の保管すべき帳簿は、學籍簿、證書原簿、教授細目、訓練要目、成績表簿、研究分擔原簿、研究會記事録、教務に關する文書綴等である。

#### 庶務係

- 一、學校規則書諸令達及び通牒書類の取扱、文書の往復、出勤簿に關する事



務。

- 二、諸儀式、諸會合に關する事務。
- 三、協議會の記録、學校一覽及び學年曆の調製、沿革の記入、日誌の記入に關する事務。
- 四、學校衛生、學校醫、學校看護婦、身體檢査に關する事務。
- 五、庶務係の保管すべき帳簿は、規則書綴、諸令達通牒、書類綴、往復文書綴、文書發送簿、諸願屆書綴、出勤簿、協議會誌、學校一覽表、學年曆、沿革誌、學校日誌、身體檢査統計表等であつて、尙學校印は庶務係が保管すべきものである。

### 會計係

- 一、校地、校舍の保管、修理に關する事務。
- 二、備品、消耗品の供給、保管、修理等に關する事務。
- 三、授業料に關する事務。
- 四、會計係の保管すべき帳簿は、備品原簿、備品貸出簿、豫算一覽表、消耗品受拂簿等である。猶金錢の出納に關する記帳は簿記によるがよい。

諸規程 小學校事務の進捗統一を圖る爲に定むべき諸規程の主なものを擧げると、左の通りである。

- 一、小學校總則。
- 二、職員服務規程。
- 三、入退學取扱規程。
- 四、事務整理規程。
- 五、諸帳簿整理規程。
- 六、職員會合規程。
- 七、出席調查規程。
- 八、兒童管理細則。
- 九、教室整理規程。
- 一〇、教授細目規程。
- 一一、教授案指導案規程。
- 一二、學用品に關する規程。
- 一三、校外教授規程。
- 一四、實習場規程。
- 一五、諸儀式に關する規程。
- 一六、當番規程。
- 一七、成績調查規程。
- 一八、身體檢査規程。
- 一九、學校看護婦規程。
- 二〇、賞罰規程。
- 二一、備品整理規程。
- 二二、諸寄附取扱規程。
- 二三、遺失品取扱規程。
- 二四、弔慰規程。
- 二五、家庭心得。
- 二六、參觀人心得。
- 二七、非常變災心得。
- 二八、小使心得。

校務の分掌と協議 分掌してゐる事務の整理が簡にして要を得べきことは、前に述べた通りであるが、他の係と交渉を要するものは互に協議を遂げ、重大な事項は必ず校長の決裁を受けて執行する等圓滑に着々と進捗させることが、事務管理の要諦である。特に複雑な事

項或は至急を要するものは、別に臨時委員を設けて處理することもある。  
各係の保管する帳簿は、表紙の裏面にその取扱方、取扱上の注意及び保管期限等を摘記して置くと便利である。

### 第三節 研究事務

教授訓練・養護・管理の教育實務は、これを適當の部に分けて研究するのが便宜である。今これが分類の一例を挙げると、  
〔一〕修身訓練部、〔二〕國語部、〔三〕理數部、〔四〕地歴部、〔五〕圖畫手工部、〔六〕實業部、〔七〕家事裁縫部、〔八〕唱歌部、〔九〕體育衛生部、〔十〕管理部とするなどである。そして、これ等各部には主任を置き、若干の部員を配して、常に研究に努めさせ、實行を督勵するのである。

各部に於ける研究事務の要目を挙げると、次の如くである。

#### 研究事務の區分

#### 各部の要目

- 一 該教科目に關する教授細目の立案及び修正に關すること。
- 二 該教科目に關する指導法・學習法の研究に關すること。
- 三 該教科目教授に要する圖書器械標本の設備・整頓・改善に關すること。
- 四 該教科目の兒童用參考書・見學事項の調査及び學用品に關すること。
- 五 體育衛生上改善を要する事項の研究・實行に關すること。
- 六 管理上訓練上適切有效な諸問題の研究・實行に關すること。

### 第四節 學級事務

各學級に於ける事務は、一般の校務と殆どその範圍を等しくするものであつて、學級擔任者は、細心の注意を以て遺漏のない處理を加へ、そして學級の成績を向上させなければならぬ。今その主なものを挙げると、左の如くである。

學籍に關するもの  
在級兒童學籍簿の調製・整理・保管、日々の出席調査及び出席督勵。

#### 學級事務の要項

眼十三、  
昇格、  
學級事務要項、  
等、  
等、

教室に關するもの 學習室としての教室内諸器具の整理、學級文庫、室内裝飾、兒童座席の按排、清潔法の施行、修繕に關する請求。

教授に關するもの その學級教授細目の立案、改善、教授案、指導案の作成、教授の實行、教授録の整理、實習場の監督、學用品の調達、學業成績の調査、成績表、通知簿の調製、成績物の處理、修業、卒業の認定、兒童用參考書及び課外讀物の指導、作業の取締、學藝會の世話。

訓練に關するもの 訓練要目の作成、兒童情況の取調、訓練要録の調製、訓練的各種作業の實施とその監督、父兄懇話會の開催、家庭訪問、賞罰の實施、操行調査、學級會の開催、服裝作業、整頓等に對する檢閲、卒業時に於ける訓戒及び指導。

養護に關するもの 衛生上諸般の注意、體力増進に關する施設及び實行上の指導、身體検査の統計及び調査。

その他 學級日誌の記入及び學級經營上諸般の事務。

以上各種の學級事務に關して必要な諸帳簿、表類は、常に遲滞なく整理し保管すべきものである。

#### 第四章 學籍簿、出席簿及び一覽表の調製

##### 第一節 學籍簿及び出席簿

兒童の學籍簿は、小學校教育の根本臺帳ともいふべく、又仕上げ臺帳ともいふべきもので、かの市町村長の編製保管する學齡簿と共に、義務教育の遂行上最も大切な書類である。そして、市町村立尋常小學校長は、學年の始に於てこれを編製し、且異動を生じた時は直にそれを加除訂正すべきことは、既に第二章第四節で述べた所であるが、その様式は次の如くである。

〔小學校令施行規則第十號表〕

學籍簿

學籍簿の様式

學年	姓名	生年月日	住 所				保 護 者	氏 名 住 所	職 業	兒 童 業 務 關 係	退 學 日 月	在 學 中 ノ 出 席 及 欠 席	身 體 狀 況	學 業 成 績	
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日								日 數	出 席 日 數
第一學年														國算	國語
第二學年														地理	算術
第三學年														唱歌	國語
第四學年														體裁	算術
第五學年														操	算術
第六學年														行	算術

〔備考〕 學校醫ヲ置カサル學校ニ於テハ身體ノ狀況ハ之ヲ關クコトヲ得

高等小學校にあつても亦これに準じてその兒童の學籍簿を編製すべきである。

出席簿

在學兒童の出席簿を作り、その出缺を明かにすることも、亦小學校令施行規則に示された市町村立尋常小學校長の重要な事務であるから、正確にそれを整理しなければならない。高等小學校に於てもこれに準ずべきである。

### 第二節 年中行事の制定とその揭示

學校事務の進捗に便利にする爲、施行期日の一定した年中行事は、その時日・場所・事項等の一覽表を作つて、一學年分或は一學期分づつを全職員の見易い場所に掲げて置くことは、學校行事の實施上に頗る便利である。

### 第三節 學校一覽

學校情況の概覽に役立てる爲、各要項を網羅して、簡明に記載した

學校一覽の調製

年中行事一覽

學校一覽を作ることが極めて便利である。今この一覽中に收むべき項目の主なものを示すと、左の通りである。

その項目

第一、施設に関するもの

- 一、學校設置に関する事項(種類名稱位置沿革の概要等)。
- 二、設備に関する事項(校地校舍校具運動場等)。
- 三、經費に関する事項(支出収入の概況)。
- 四、職員に関する事項(員數出身資格待遇任命年月日在職年數等)。

第二、教育作用に関するもの

- 一、教科に関する事項(修業年限教科目教科用圖書學年學期休業日教授日數每週教授時數教授終始の時刻等)。
- 二、編制に関する事項(學級數編制法擔任教員等)。
- 三、就學に関する事項(兒童數出席情況等)。
- 四、教授に関する事項(教授細目教授案指導案教授錄校外教授學用品教具成績考查學校園兒童文庫兒童圖書館學藝會課外作業課外讀物の要項)。
- 五、訓練に関する事項(校訓校歌訓練要目訓練要錄講堂訓話朝會終會學校

揭示管理上の諸規律看護當番賞罰兒童の作業學級會休暇中の取扱家庭との聯絡操行査定卒業生誘掖等の要項。

- 六、養護に関する事項(設備上教授上運動上の衛生身體虛弱者精神薄弱者に對する特別施設學校醫學校看護婦身體檢查等の要項)。

第三、事務に関するもの

- 一、一般事務に関する事項(庶務教務會計係の分掌規程等)。
- 二、研究事務に関する事項(研究部その活動等)。
- 三、學級事務に関する事項(學級事務の項目)。

第五章 參觀視察・教育測定及び學校調査

第一節 參觀視察

他の學級又は學校の實際を參觀視察して参考に供するのは、教育上極めて必要なことである。そして、それは豫め着眼點を定めて、計畫的にこれを行ひ、然も鋭敏な觀察と詳細な注意とを拂はなければな

參觀視察の必要

その要領

らない。さうでない、恐らく漠然として、その結果を捕捉する所なきに終るであらう。今この點に關して、一般の要領を擧げると、先づその着眼點を二方面に分けることが有効である。その一は、全般に亘つての概見であるし、その二は、個々の課業に就ての觀察である。そして、前者に就ては、兒童の活動の情態、その成績の良否、その勤惰の情況、教師の運營の態度、及び、その教授訓練養護がどの程度まで成功してゐるか等に着眼すべきであり、又後者に就ては、教材教法及び教室管理の三方面からしてこれを觀察すべきであり、殊に、當該時間の教授の要處がどこにあるか、又その要處がいかによく徹底したかの點に注意を拂ふべきである。但し、特定の目的を以て行ふ參觀視察にあつては、特にその目的とする所を主とすべきは勿論であり、又同一の教授を繼續的に參觀することもあつてよいのである。總べて參觀視察の結果は、批判的にこれを纏めて報告し、十分に自他實際上の參考に供すべきである。

その結果の報告及び利用

べきである。

## 第二節 教育測定

教育は、常にその效果の方面から眺めて、その事實真相を洞察することが甚だ大切である。教師は、日常實際に立つて、その教授訓練の結果を反省し、又絶えず兒童の成績を考査して見込を立て意見を定めることが出来るので、これは無論必要なことである。然し、教師の日常執掌する範圍には限りがあり、且教師には多少その長所短所を異にする所もある。随つて、その見込や意見には、往々主觀的に流れ易い弱點と、互に若干の相異なるを免れない缺點とがある。それ故に、時としては、又別に客觀的の標準を定めて、然も科學的に教育の効果を計量することも必要である。これを教育測定といふ。教育測定の方法には、種々ある。各教科目に就て、一定の問題又は尺度を定めて、これを測る

教育測定の必要

その方法

## その結果の處理

のがその一である。これは、各兒童の成績を考査し、又は一の學級、一の學校の成績が他のそれに對する比較をば公平に吟味する爲に行ふものであつて、その詳細は、新各科教授法に於て既に述べた所である。又多くの教科目に亘つて適當な若干の問題を豫め合議協定し、これによつて測定するのがその二である。これは、各教科目間に於ける均齊な進歩と、圓滿な調和とを企圖する上に最も適當な根據を與へるものである。その他同一の成績物に對して廣く考査者を代へて考査し、その結果を平均するが如きも亦一法である。それから又、その結果を處理するのにも、或は比較を用ひ、或は平均を取り、或は錯差を見、或は差異の理由を更に深究して參考となるべき諸點を見出すなど、種種の方法が工夫されるのであり、更に進んで治療、矯正の途が講ぜられるのである。要する所、科學的に又客觀的に、精確に教育の効果を討査して、實際の改善進歩に役立てるものである。

## その結果の利用

## 第三節 學校調査

## 學校調査の價値

更に、廣く學校管理の全般に亘り、正確な統計に基いて教育上諸般の關係を討査し、常に教育實際の效果のみならず、これに用ひられた勞力並びに費用が最も適當有效に使はれてゐるかどうかを確實に吟味することは、色々の點から見ても頗る重要なことである。これを稱して學校調査といふのである。斯うした進んだ意味の學校調査が、最近に於て米歐の諸國でも盛行はれて來たのであるが、前二章で述べた教務、庶務會計等各般の學校事務の記録や學校一覽の調製が、多くの學校を通じて略同一の形式によつて整備される時には、それが直に學校調査の主要な資料となつて、それから各般の教育統計を取ることが出来るのである。教育統計が學校管理法上に大切なことは元より言ふまでもない所である。

## 學校調査と事務の整理

## 教育統計の必要

## 結 論

法の運用は人に存する。整備した學校管理の法も、適當な教育者その人を得なければ、到底有終の美を收めることが出来ない。それ故に教育者は、よく學校管理の法を活用して、教育實際の効果を全うすることを心掛けなければならぬ。今これに關して主要な諸點を纏めて挙げる。

一、服務に關する點 服務は自己の生命である。飽くまでも熱誠忠直を旨とし、格勤勵精すべきである。總じて、一校の職員は、愛校心を中心としてよく一致協力し、學校の成績を擧げることがを圖らなければならぬ。特に校長たる者は、公平懇切を以て部下を統督することが最も肝要である。

## 二、研究に關する點

研究は改善進歩の基礎であつて、活躍生動の源

泉である。それ故に、教員は、常に進歩的態度を以てこれに十分の力を加へ、絶えず教育實際の上進を圖らなければならない。且、研究に於ては、自己の本領長所を遺憾なく發揮することを努めるべきである。又校長たる者は、常に部下教員の研究を提擧誘導して、人心を倦ましめないやうにすることが必要である。

三、兒童に對する點 人物學識の優秀は威信の根柢である。教師は、一方には義の鞭を持すると同時に、他方には愛の涙を注ぐことを忘れてはならない。又、居常心氣を爽快にして、兒童と共に學び、共に遊び、常に天真爛漫であるべく、決して虚飾偽善であつてはならない。

四、同僚に對する點 己れを責めることは切に、人を責めることは寛に、同僚に對してよく責善の交を盡して、相共に切磋琢磨の途に進むべきである。又、親切公平で他の人格を尊重し、男女の別を正しくして、他の嫌疑を受けるやうなことの無いだけの用意が必要である。



五、上司に對する點 謙遜であつて然かも諂諛に陥ることなく、理義のある所は堂々と所見を披瀝して然も不遜に涉らず、よく己が精神及び事業の實狀を告白して、十分にその指導を受くべきである。

六、兒童の父兄、郷黨の人士に對する點 兒童の父兄に對しては勿論、總じて郷黨の人士に對しては、懇切篤實を旨とし相協力して兒童の教育を全うすることを努めるべきであり、進んでは、一村一郷を徳化するの心掛をも存すべきである。

七、學事關係者に對する點 市町村長、吏員、市町村會議員、學務委員等、學事の關係者に對しては、誠意を披瀝して教育の方針、方法を説明し、よく學校の實狀を知らせ、又自己の所信意見を明かにして置くことが頗る必要である。

八、卒業生に對する點 卒業生に對しては、どこまでも親切熱心であるべく、決して冷淡であつてはならない。事情の許す限り、これに第二の國民として必要な指導誘掖を加へて、彼等をして岐路に迷はせないやうにしてやることを圖るべきである。

九、政治宗教に對する點 政治に對しては、經國の志を以て公正の操を持ち、一黨一派に偏して他の嫌疑を受けるやうな言動があつてはならない。宗教に對しても、亦その通りで、自己の信仰如何に拘らず、何人ともよく相協調して、一般教化の進展に貢獻することを圖るべきである。

一〇、一般社會に對する點 品格ある人士として社會に立ち、よく社會と交はつて、圓滿に教育上の經營を實行すべきである。又言論界に従事する者等に對しては、自己の所信意見を知らせて置くがよいのであつて、決して誤解を招くやうなことの無いやうに注意を加へなければならぬ。

小學校教員心得 明治十四年文部省達第十九號を以て示された小

學校教員心得は、これ等の諸點に關し、吾等の箴言シヤゲンとして服膺すべきものである。その論達された時は稍古いが、その内容に至つては洵に肯綮に當つてゐて、讀み去り讀み來たつて、その意味の日に益、新たなるを覺えるから、左にその全文を掲げて本書の結尾とする。

小學校教員心得

小學教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫小學教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊  
王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小學教員タル者宜ク深く此意ヲ體スヘキナリ因テ其恪守實踐スヘキ要款ヲ左ニ揭示ス苟モ小學教員ノ職ニ在ル者夙夜黽勉服膺シテ忽忘スルコト勿レ

一 人ヲ導キテ良善ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更

ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ

皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ

一 智心教育ノ目的ハ專ラ人々ヲシテ智識ヲ廣メ材能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニ在リ豈徒ニ聲名ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲メナランヤ故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ從事スヘシ  
一 身體教育ハ獨リ體操ノミニ依著スヘカラス宜ク常ニ校舍ヲ清潔ニシ光線溫度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健

康ヲ害スヘキ癖習ニ汚染スル等ヲ豫防シ以テ之ニ從事スヘシ

一 鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ノ懷クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹テ之ヲ除去セサルヘカラス蓋シ幼童ノ智徳ヲ養成シ身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ増進スルノ實效ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ儉安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ

一 學校管理上ニ缺クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ缺クヘカラサル許多ノ勞力ハ身體孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜ク特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保全シ以テ其職務

ヲ盡スノ地ヲ做サンコトヲ務ムヘシ

一 教員タル者ハ唯小學校教則中ニ掲クル所ノ學科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセス博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス苟モ此ノ如クナラサレハ條々教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ學校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ

一 教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ由リ學識ヲ廣メ以テ其心志ヲ練磨センコトヲ務ムヘシ否ラサレハ決シテ教授ノ實效ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハス蓋シ我カ練磨セサルノ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ未タ曾テコレアラサルナリ

一 師範學校等ニ於テ嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ概ネ其一様子タルニ過キサレモノナリ故ニ教員タル者ハ徒ニ之ヲ踏襲ス

- ルヲ以テ足レリトセス宜ク常ニ自ラ其得失利病ヲ考究取捨  
シ以テ之ヲ活用センコトヲ務ムヘシ
- 一 人ノ心神及身體ノ組織作用ニ至テハ教員タル者最モ深ク意  
ヲ留メ講究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精通センコトヲ要  
スヘシ否ラサレハ假令孜孜汲々トシテ教育ニ従事スルモ遂  
ニ臆度妄作ノ弊ヲ免ルルコト能ハサルナリ
- 一 學校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリト  
ス故ニ教員タルモノハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通義公道ヲ辨  
シ且事ヲ處スルノ方法務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セサルヘ  
カラス
- 一 校則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラス兼テ生徒ノ德  
誼ヲ勸誘スルノ要具タリ故ニ教員タル者ハ能ク此旨趣ヲ體  
認シ以テ之ヲ執行セサルヘカラス

- 一 熟練懇切黽勉ノ三者ハ亦教育上ニ缺クヘカラサルノ美事タ  
リ故ニ教員タル者能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ從フトキハ  
獨リ教授ノ實效ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ  
不知不識此等ノ美事ニ感化シ習慣自然ノ如クナラシムルニ  
至ルヘシ
- 一 學校ヲ統率スルハ殊ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等ノ諸德ニ由  
ルヘシ蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ル能ハス忍耐ニアラサ  
レハ久ヲ持スル能ハス威重ニアラサレハ人ヲ服スル能ハス  
懇誠ニアラサレハ衆ヲ懷ル能ハス勉勵ニアラサレハ事ヲ成  
ス能ハス
- 一 生徒若シ黨派ヲ生シ爭論ヲ發スル等ノ事アラハ之ヲ處置ス  
ル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛刻ノ失ナカラシ  
要ス故ニ教員タル者ハ常ニ寬厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ

就中政治及宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルヘカラス

一 人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言ヲ俟タスト雖モ教員タル者ニ至テハ最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラス否ラサルトキハ獨リ幼童ノ徳性ヲ涵養シ善行ヲ誘掖スルコト能ハサルノミナラス却テ其天賦ヲ戕賊スルニ至ルヘシ蓋シ幼童ノ中心タル至虚至冲ニシテ外物ノ爲ニ感染セラルルコト極メテ鋭敏ナレハナリ

一 教員タル者ノ品行ヲ尙クシ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムヘキハ亦其職業ニ對シテ盡スヘキノ務ト謂フヘシ蓋シ品行ヲ尙クスルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムハ其職業ノ光澤ヲ増ス所以ナリ

〔本文終り〕

# 附錄

## 地方學事通則

大正三年三月二十八日  
法律第十號

第一條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ教育事務ノ爲之ヲ學區ニ分畫スルコトヲ得

市ノ學區ニ關シテハ市制第四百五條乃至第四百七條及市ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ町村ノ學區ニ關シテハ町村制第二百五條乃至第二百二十七條及町村ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ準用ス但シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二條 學區カ市制第六條ノ市ノ區市制第四百四條ノ市ノ一部又ハ町村制第二百二十四條ノ町村ノ一部ト區域ヲ同シクスル場合ニ於テ其ノ區又ハ一部ニ區會又ハ區總會ノ設アルトキハ學區ニ關スル事件ハ其ノ區會又ハ區總會之ヲ議決ス

第三條 學區ニ於テ專ラ使用スル學校幼稚園ニ關スル費用ハ其ノ學區内ニ於テ市税町村税ヲ納ムル義務アル者之ヲ負擔ス財産ヨリ生スル收入又ハ學校幼稚園ニ屬スル收入アルトキハ先ツ其ノ收入ヲ以テ其ノ費用ニ充ツヘシ

特別ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス監督官廳ノ許可ヲ受ケ市町村ニ於テ

其ノ費用ノ一部ヲ負擔スルコトヲ得

第四條 學區ヲ廢止セムトスル場合ニ於テ學區ノ財産ノ處分ニ付テハ關係アル市町村會及學區ノ區會又ハ區總會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム

前項ノ府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ學區ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第五條 市町村又ハ其ノ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ市町村又ハ學區ノ兒童教育事務ノ委託ニ應スヘシ

前項ノ委託ニ對スル報償其ノ他必要ノ事項ニ付關係市町村又ハ學區ノ協議整ハサルトキハ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム

前條第二項ノ規定ハ前項ノ處分ニ付之ヲ準用ス

第六條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ

學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クコトヲ得

第七條 教育事業ノ爲ニ設クル市町村組合町村組合ハ之ヲ市町村學校組合町村學校組合ト稱ス

市町村學校組合町村學校組合ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第八條 本法中市及其ノ學區ニ關スル規定ハ市町村組合及其ノ學區ニ町村及其ノ學區ニ

關スル規定ハ町村組合及其ノ學區ニ之ヲ準用ス

第九條 府縣郡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校圖書館ノ爲基本財産又ハ積立金ヲ設クルコトヲ得

基本財産及積立金ノ管理及處分ハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 府縣制郡制市制町村制ニ規定シタル内務大臣ノ職務ハ教育ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣及文部大臣ニ屬ス

附 則

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス

從前ノ規定ニ依リ教育事務ノ爲分畫セラレタル市町村及町村學校組合ノ區ハ本法ニ依ル學區從前ノ規定ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ本法ニ依ル町村學校組合ト看做ス

從前ノ規定ニ依リ設ケタル市町村ノ基本財産及積立金ハ市制町村制ニ依リ設ケタルモノト看做ス

小學校令

明治三十三年八月十八日  
勅令第三百四十四號

### 第一章 總 則

- 第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス
- 第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス  
尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス  
市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小學校トシ私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小學校トス
- 第三條 尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス但シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 町村組合ニシテ其ノ町村一切ノ事務ヲ共同處分スルモノハ之ヲ一町村ト同視ス
- 第五條 小學校ニ類スル各種學校ノ規定ニ關シテハ本令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム

### 第二章 設 置

- 第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ
- 第七條 府縣知事ハ一町村ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘスト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムヘシ
- 第八條 府縣知事ハ一町村ニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ
  - 一 其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムルコト
  - 二 其ノ町村ヲシテ就學セシムヘキ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコト
- 府縣知事ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノ其ノ町村ノ尋常小學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラスト認メタルトキハ亦前項ノ例ニ依ルヘシ
- 府縣知事ハ町村學校組合ノ一部ニシテ前項ニ準スヘキ事情アリト認メタルトキハ第一

昭九、二

項第二號ノ例ニ準スヘシ

第八條ノ二 府縣知事ハ町村、町村學校組合又ハ其ノ一部ニシテ前條各項ノ一ニ該當スル事情アル場合ニ於テ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ市又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

府縣知事ハ市ノ一部ニシテ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ其ノ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコトヲ得

第九條 市町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市町村又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第十條 第七條又ハ第八條ニ依リ府縣知事ニ於テ町村學校組合ヲ設ケシメムトスルトキハ組合規約ヲ定メ關係町村ノ意見ヲ聞クヘシ組合規約ヲ變更シ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カシメムトスルトキ亦同シ

第八條又ハ第八條ノ二ニ依リ府縣知事ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託

ヲ止メシメムトスルトキハ關係市町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ

第十一條 府縣知事ハ市町村若ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ、兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所數個所アルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキハ市町村若ハ町村學校組合ヲ分畫シ其ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔又ハ兒童教育事務委託ノ爲其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ關係市町村、町村學校組合及區ノ意見ヲ聞クヘシ其ノ之ヲ止メムトスルトキ亦同シ

第十二條 府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモ同條及第五十三條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

府縣知事ハ第八條第二項又ハ第三項ノ事情アルモ同項及第五十三條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村若ハ町村學校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シテハ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

第十三條

(明治四十年勅令第五十二號削除)



第十四條 市町村ハ市町村又ハ其ノ學區ノ負擔ヲ以テ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得  
市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合又ハ町村學校組合ヲ設ケ高等小學校  
ヲ設置スルコトヲ得

第十五條 市町村立高等小學校ノ設置及廢止ハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 私立小學校ノ設置及廢止ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 前三條ノ規定ハ小學校ニ類スル各種學校ニ關シ之ヲ準用ス

小學校ニ類スル各種學校ハ之ヲ小學校ニ附設スルコトヲ得

### 第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲  
ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業、農業、

工業、商業ノ一科目又ハ數科目トシ女兒ノ爲ニハ家事裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム

實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第二十一條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得

補習科ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之  
ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第二十三條 小學校ノ教科目ヲ加除セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、  
私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

補習科ヲ設置シ若ハ之ヲ廢止シ又ハ高等小學校ノ修業年限ヲ延長セムトスルトキハ市  
町村立小學校ニ在リテハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合、私立小學校ニ在リテ  
ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ  
 前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス  
 文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、國史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他  
 ノ教科用圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ  
 就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

補習科ノ教科用圖書ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 (明治三十七年勅令  
 第七十四號削除)

第二十六條 (同上  
 削除)

第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス但シ補  
 習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得  
 傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ府縣知事ニ於テ臨時小學校ノ  
 閉鎖ヲ命スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私  
 立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知  
 事ニ報告スヘシ

第二十八條 小學校教則及小學校編制ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

#### 第四章 設備

第二十九條 小學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フヘシ

第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ  
 使用スルコトヲ得ス但シ教育、兵事、產業、衛生、慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此  
 ノ限ニ在ラス

第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之  
 ヲ定ム

#### 第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常  
 小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ

負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癩白痴又ハ不具癱疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得コノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシム

ヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

官立若ハ府縣立ノ學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分、高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ盲學校若ハ聾啞學校ノ初等部ハ兒童就學ニ關シテハ市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齢就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

### 第六章 職員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中修身、國語、算術、國史、地理、理科以外ノ教科目ニシテ文部大臣ノ定ムル一科目又ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス  
本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ  
免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス

第四十一條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ  
小學校教員ノ檢定ニ合格スルコトヲ要ス  
前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク  
免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定

ム  
第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スル  
コトヲ得

代用教員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十三條 市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第四十四條 市立小學校長及教員ノ任用ハ市長又ハ市町村學校組合管理者ノ申請ニ依リ  
府縣知事之ヲ行フ

町村立小學校長及教員ノ任用並市町村立小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十五條 市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與並其ノ支給方法ハ文部大臣ニ

於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第四十六條 小學校長及教員ノ進退職務及服務ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ  
得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又  
ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分  
ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

私立小學校長及教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ  
停止ス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其  
ノ效力ヲ失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲ア  
リテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條 府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

### 第七章 費用負擔及授業料

第五十一條 市町村立小學校ノ設置ニ關スル費用ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外市町村町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ負擔トス其ノ概目左ノ如シ

- 一 設備及其ノ維持ノ費用
- 二 職員ノ俸給旅費其ノ他諸給與
- 三 校費

兒童教育事務委託ニ關スル費用ハ市町村町村學校組合又ハ其ノ學區ノ負擔トス

第五十二條 府縣知事ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所アルトキハ其ノ學校組合内ノ某町村ヲシテ其ノ數校中ノ一校若ハ數校ノ設置又ハ兒童教育事務委託ニ關スル費用ヲ一町村限り負擔セシムルコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ止メムトスルトキハ關係町村及町村學校組合ノ意見ヲ聞ク

ヘシ

第五十三條 府縣知事ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ府縣ハ町村又ハ町村學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

- 一 町村ニシテ第七條ノ事情アルモ同條ニ依ルコトヲ得サルトキ
- 二 町村學校組合ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ又ハ町村學校組合ノ一部タル町村ノ資力其ノ學校組合費ノ分擔ニ堪ヘサルトキ
- 三 町村又ハ町村學校組合ノ資力兒童教育事務委託ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ

前項ノ認定ニ付テハ府縣知事ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞クヘシ

第五十四條 (大正十五年四月二十一日勅令第七十三號 創除)

第五十五條 區長及其ノ代理者並學務委員ニ於テ國ノ教育事務ヲ執行スルカ爲ニ要スル費用ハ市町村市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ負擔トス但シ區長及其ノ代理者並學區ノ學務委員ニ關スル費用ハ市町村會又ハ町村學校組合會ノ議決ヲ以テ之ヲ學區ノ負擔ト爲スコトヲ得

第五十六條 小學校教員檢定及免許狀ニ關スル費用ハ府縣ノ負擔トス

第五十七條 市町村立尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス  
 特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ市町村立尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルコトヲ得  
 第五十八條 市町村立小學校ノ授業料ハ市町村、町村學校組合若ハ其ノ學區又ハ市町村學校組合ノ收入トス  
 第五十九條 授業料ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

### 第八章 管理及監督

第六十條 市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ屬スル國ノ教育事務ヲ管掌シ市町村立小學校ヲ管理ス  
 第六十一條 府縣知事ハ市町村又ハ町村學校組合ノ區長及其ノ代理者ヲシテ市町村長又ハ町村學校組合管理者ノ指揮命令ヲ受ケテ學區ニ屬スル國ノ教育事務ヲ補助執行セシムルコトヲ得  
 第六十二條 市町村ハ教育事務ノ爲市制第八十三條町村制第六十九條ニ依リ學務委員ヲ

置クヘシ但シ市會町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス  
 市町村學校組合又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ  
 市町村又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ其ノ學區ニ學務委員ヲ置クコトヲ得  
 學務委員ニハ市町村立小學校男教員ヲ加フヘシ  
 委員中教員ヨリ出ツル者ハ市町村長、市町村學校組合管理者又ハ町村學校組合管理者之ヲ任免ス  
 第六十三條 學務委員ノ職務其ノ他學務委員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム  
 第六十四條 (大正八年勅令第十號 削除)  
 第六十五條 市町村立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ府縣知事之ヲ監督ス  
 第六十六條 私立小學校ハ府縣知事之ヲ監督ス  
 [附則第六十七條以下はこれを略する。]

### 小學校令施行規則

明治三十三年八月二十一日  
文部省令第十四號

## 第一章 教科及編制

### 第一節 教則

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ  
道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコ  
トヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシ  
メンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ  
心身發達ノ程度ニ副ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ實踐ヲ指導  
スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌親愛勤儉恭敬信實義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事

項ヲ授ケ漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル責務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ

固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公德ヲ尙ハシメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘ

シ  
女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ服膺セシメンコトヲ務ム

ヘシ

第三條 國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能  
ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテ  
ハ日常須知ノ文字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴  
リ方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ  
注意シテ相聯絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ小ナル整数ノ範圍内ニテ其ノ唱ヘ方、書キ方及簡易ナル計算ヲ

授ケ次第ニ其ノ範圍ヲ擴メテ小數、分數ニ及ホシ更ニ其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル比例、歩合算ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ尋常小學校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且數ノ代數的計算及幾何圖形ニ關スル知識ノ初步ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スヘシ

算術ハ筆算ヲ用フヘシ尋常小學校ニ在リテハ土地ノ情況ニ依リ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得高等小學校ニ在リテハ珠算ヲ併セ課スヘシ

算術ヲ授クルニハ實驗實測ヲ用ヒ運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメテ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメンコトヲ務メ又圖表、複利表等ノ取扱ニ慣レシメ且暗算ニ熟達セシメンコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

第五條 國史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシ



ムヘシ  
 高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メ特ニ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ

國史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等竝ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治、經濟上ノ狀態竝ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一班ヲ授クヘシ

地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一班ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、效用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初歩ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ特ニ重要ナル元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシムヘシ

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法、效用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時時自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目擊セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱

歌ヲ授クルコトヲ得

歌詞及樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操、教練、遊戲及競技ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ

土地ノ情況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルヘシ

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方、繕ヒ方等ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取り之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ

習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

手工ハ紙、絲、粘土、麥稈、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ製圖及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於テ併セ授クヘシ

手工ヲ授クル際ニハ用具ノ使用方、材料ノ品類性質等ヲ教示スヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クヘシ

農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ易キ事項ヲ授クヘシ

水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十三條ノ二 工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創作工夫ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

工業ハ木工、竹工、金工、塗工、染織等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ニ趣味アル事項ヲ授ケ且材料ノ性質及用法竝工具ノ使用法及保存法ヲ知ラシムヘシ

工業ヲ授クルニハ地理、理科、圖畫、手工等ノ教授事項ト關聯シ又時々其ノ土地ニ於ケル工場等ヲ見學セシメ實際ノ業務ト密接ナル關係アラシメムコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金融、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理會シ易キモノヲ選ヒ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ

第十五條 家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約利用、秩序、清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

家事ハ衣食住、看病、育兒其ノ他一家ノ經濟等ニ關スル事項ノ大要ヲ授クヘシ家事ヲ授クルニハ特ニ理科トノ聯絡ニ注意シ又實習ニ重キヲ置キ土地ノ情況ニ適切ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十六條 外國語ハ日常簡易ノ英語ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス

外國語ハ發音綴字ヨリ始メ簡易ナル文章ノ讀ミ方、話シ方、綴リ方、書キ方ヲ授クヘシ  
外國語ヲ授クルニハ成ルヘク日常ノ生活ニ關聯セシメテ其ノ理會ヲ容易ニシ練習ニ重  
キヲ置クヘシ

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ  
手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年、第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ毎週教授時數  
ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ毎週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

第十七條ノ二 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ毎週教授  
時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及毎週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依  
ルヘシ

第十八條ノ二ノ規定ニ依リ實業ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童  
ニ對シテハ其ノ毎週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スヘシ

實業ニ於テ工業ヲ學習スル爲手工ヲ課セサル兒童ニ對シテハ其ノ毎週教授時數ヲ學校  
長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對

シテハ其ノ毎週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條ノ二 實業ハ特別ノ事情アル場合ニ限り管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認  
可ヲ受ケ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第十九條 土地ノ情況ニ依リ管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ左ノ制限内  
ニ於テ第十七條及第十八條ノ規定ニ依ル時數ヲ増減スルコトヲ得

一 尋常小學校ノ毎週教授時數ハ三十時ヲ超エ又十八時ヲ下ルコトヲ得ス  
二 高等小學校ノ毎週教授時數ハ三十二時ヲ超エ又二十七時ヲ下ルコトヲ得ス

第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ毎週教授時數ハ各部十八時以上  
トス但シ年少ノ部ニ在リテハ之ヲ十二時マテニ減スルコトヲ得

第二十條 學校長ハ夏季、冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日ノ教授時數ヲ減スル  
コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ毎週教授時數  
ヲ斟酌スヘシ

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ  
各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ  
第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二節 學年、休業日及式日

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ

第二十七條 小學校ノ休業日ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ之

ヲ異ニスルコトヲ得

一 祝日、大祭日

二 日曜日

三 夏季休業日

四 冬季休業日

五 學年末休業日

六 其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日

前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十八條 紀元節、天長節、祝日及一月一日ニ於テハ職員及兒童學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

一 職員及兒童、君カ代ヲ合唱ス

二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

- 四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス
  - 五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス
- 御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク

### 第三節 編制

第二十九條 小學校ノ學級數ハ二十四學級以下トス

特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ六學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得

第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下、高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス

特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各、十人マテヲ増スコトヲ得

第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ

第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ

特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三十二條 (大正二十年省令  
第二十號削除)

第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、實業及小學校令第二十條第二項ニ依リ加ヘタル教科目ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫、手工實業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル

第三十四條 土地ノ情況ニ依リ尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得

第三十五條 尋常小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

高等小學校ニ於テハ其ノ學級數ニ等シキ員數ノ本科正教員ヲ置クノ外教科目、教授時數、兒童數等ニ應シ必要ナル員數ノ本科正教員又ハ專科正教員ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ尋常小學校ニ在リテハ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得  
必要アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ルノ外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲正教員一人若ハ准教員一人ヲ置クコトヲ得

第三十七條 尋常小學校ニ於テハ適宜專科正教員ヲ置クコトヲ得

第三十八條 補習科ノ學級數ハ第二十九條ニ規定シタル學級數ノ制限外トス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス

第四十條 (大正二年省令第二十號削除)

第四十一條 小學校ノ學級ヲ編制シ又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ニ届出ツヘシ

### 第四節 補習科

第四十二條 補習科ハ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス

尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ尋常小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ高等小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

第四十三條 補習科ノ教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ  
前項ノ規定ニ依リ定メタル教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第四十四條 補習科ノ教科用圖書ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十五條 補習科ノ教科ヲ授クルニハ其ノ土地ノ業務ニ適切ナル事項ヲ交フヘシ

第四十六條 補習科ノ修業年限ハ二箇年以下トシ市町村市町村學校組合町村學校組合又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十七條 補習科ノ教授ハ一定ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 補習科ノ教授日、教授時間及每週教授時數ハ兒童ノ便宜ヲ圖リ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十九條 高等小學校補習科ノ學級ハ男女ヲ合シテ之ヲ編制スルコトヲ得ス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第五十條 補習科ノ教場ハ正教科ヲ授クル校舍外ニ之ヲ設クルコトヲ得

第五十一條 補習科ノ教授ハ正教科ヲ教授スル教員又ハ代用教員ニ於テ之ヲ擔任スヘシ補習科ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス

特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十二條 第四十三條第一項、第四十四條、第四十六條及第四十八條ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

### 第五節 教科用圖書

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、國史、地理、理科、家事、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學年以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得又國語書、算術、理科、家事、圖畫ノ教科用圖書及小學校地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得

第五十四條 小學校令第二十四條第二項又ハ前條ニ依リ教科用圖書ヲ採定シタルトキハ之ヲ使用セントスル學年ノ開始ヨリ九十日前ニ其ノ旨ヲ公布スヘシ

特別ノ事情アルトキハ前項ノ公布期限ニ依ラサルコトヲ得

第五十五條 文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書ノ定價ヲ増加シタルトキハ其ノ採定ノ效力ヲ失フ

第五十六條 小學校教科用圖書ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ圖書ハ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシメ他ノ兒童ニハ從來ノ圖書ヲ襲用セシムヘシ

第五十七條 小學校教科用圖書ノ採定ニ關シ其ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ノ一ニ該當スル所爲アル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以内ノ罰金ニ處ス

- 一 直接又ハ間接ニ金錢物品手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ官吏、學校職員若ハ運動者ニ供與シ又ハ供與センコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾センコトヲ周旋勸誘シタル者並供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者
- 二 直接又ハ間接ニ酒食遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應接待シ又ハ



- 響應接待ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ休泊料ノ類ヲ代辨シ及其ノ代辨ヲ受ケタル者竝是等ノ約束ヲ爲シ又ハ約束ヲ受ケタル者
- 三 官吏、學校職員又ハ其ノ關係アル學校法人等ニ對スル利害ノ關係ヲ利用シ直接若ハ間接ニ官吏、學校職員ヲ誘導シ又ハ威逼シタル者及其ノ誘導威逼ニ應シタル者
- 四 官吏又ハ學校職員ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者
- 五 採定ヲ妨クル目的ヲ以テ新聞紙雜誌張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス官吏又ハ學校職員ニ對シ虛偽ノ事項ヲ流布シタル者

第五十八條 (明治三十六年省令第二十二號削除)

第五十九條 (上同)

第六十條 (上同)

第六十一條 (上同)

第六十二條 (上同)

第六十三條 (上同)

第六十三條ノ二 (上同)

第六十三條ノ三 (上同)

### 第二章 設備準則

第六十四條 校地、校舎、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上竝ニ衛生上害ナク且兒童ノ通學ニ便利ナル場所ヲ選フヘシ

校舎ハ教授上、管理上竝ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス

第六十五條 (明治三十七年省令第一號削除)

第六十六條 (上同)

第六十七條 (上同)

第六十八條 (上同)

第六十九條 (上同)

第七十條 (上同)

第七十一條 (上同)

第七十二條 (上同)

第七十三條 (上同)

第七十四條 (上同)

第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ

第七十六條 校舍ヲ新築増築改築シ若ハ市町村立高等小學校及私立小學校ノ校地ヲ選定シ又ハ變更セントスルトキハ市町村市町村學校組合町村學校組合又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七十七條 (大正二年省令第二十一號削除)

第七十八條 (明治三十七年省令第一號削除)

第七十九條 (明治四十二年省令第十二號削除)

### 第三章 就學

第八十條 市町村長ハ其ノ市町村内ニ居住シ翌年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ第九號表ノ様式ニ依リ毎年十二月末日マテニ其ノ學齡簿ヲ編製スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ毎年六月末日マテニ學齡簿ヲ編製スヘシ

第八十一條 市町村長ハ學齡簿編製後三月三十一日マテニ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滯ナク之ヲ學齡簿ニ記

入スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ市町村長ハ學齡簿編製後八月三十一日マテニ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者ヲ遲滯ナク學齡簿ニ記入スヘシ

市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滯無ク其ノ兒童ノ就學ノ始期ニ達シタル年ノ學齡簿ニ記入スヘシ

市町村長ハ學齡簿ニ登載ノ兒童ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ遲滯ナク之ヲ抹消スヘシ但シ第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ送付スヘシ

一 兒童死亡シタルトキ

二 兒童市町村外ニ轉住シタルトキ

三 兒童ノ居所一箇年以上分明ナラサルトキ

前項但書ニ依リ學齡簿ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル市町村長ハ送付シタル市町村長ニ對シ遲滯ナク學齡簿ニ記入ノ手續ヲ完了シタル旨又ハ兒童ノ來住セサル旨ヲ通知スヘシ第二項及第三項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第八十二條 市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘキ期日ヲ豫メ其ノ保護者ニ通知スヘシ

市町村、町村學校組合又ハ學區ノ使用ニ係ル尋常小學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲ爲スニ當リ兒童ノ入學スヘキ尋常小學校ヲ指定スルコトヲ得但シ兒童ノ保護者ハ其ノ兒童ヲ入學セシメントスル尋常小學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

第八十三條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ關係學校長ニ通知スヘシ其ノ通知ヲ爲シタル後兒童ノ就學ニ關シ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其ノ保護者ニシテ小學校令第三十三條ニ掲クル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申立ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除ク外醫師ノ證明書ヲ添フルコトヲ要ス

第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一箇年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一箇年以下トス

第二十五條第二項ノ學年ヲ置キタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ五箇月其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童

ニ在リテハ七箇月トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ各五箇月以下又ハ七箇月以下トス

第八十六條 市町村長ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ教育ヲ監督スヘシ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ニ就キ試験ヲ行フコトヲ得

第八十七條 市町村長ハ前條ノ兒童ノ教育ヲ不適當ナリト認メタルトキハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ與ヘタル認可ヲ取消スヘシ

第八十八條 兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學セシムヘキ學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシメ又ハ官立府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメントスルトキ若ハ高等學校及中學校ノ豫科又ハ盲學校及聾啞學校ノ初等部ニ入學セシメントスルトキハ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長ノ承認書ヲ添ヘ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第八十九條 市町村立尋常小學校長ハ第十號表ノ様式ニ依リ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編製スヘシ

學籍簿ハ入學ノ兒童ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第九十條 市町村立尋常小學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

第九十一條 市町村立尋常小學校長ハ第八十三條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中入學期日後七日以内ニ其ノ小學校ニ入學セサル者アルトキハ其ノ氏名ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十二條 在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係學校長ハ遲滯ナク其ノ保護者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムヘキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日以上出席セシメサルトキハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十三條 市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ  
前項ノ規定ニ依リ二回以上ノ督促ヲナスモ仍就學又ハ出席セシメサルトキハ市町村長ハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スヘシ

第九十四條 府縣知事ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

第九十五條 市町村立尋常小學校長ハ每學年ノ終ニ卒業シタル兒童ノ氏名ヲ遲滯ナク關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十六條 第八十八條ノ規定又ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ當然入

學スヘキ學校以外ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ニシテ其ノ教科ヲ卒リタルトキ又ハ其ノ教科ヲ卒ラスシテ退學シ若ハ廢學シタルトキハ關係學校長又ハ兒童ノ保護者ハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第九十七條 (明治四十年省令第六號削除)

### 第四章 教員檢定及免許狀

#### 第一節 教員ノ檢定

第九十八條 小學校教員檢定委員會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一 會長
- 一 常任委員
- 一 臨時委員

第九十九條 會長ハ學務部長タル書記官ヲ以テ之ニ充ツ

常任委員及臨時委員ハ府縣知事之ヲ命ス

臨時委員ハ試驗施行ノ際之ヲ命ス

第一百條 會長ハ會務ヲ整理シ檢定ノ成績ヲ府縣知事ニ報告ス

- 會長事故アルトキハ府縣知事ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第一百一條 常任委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ教員檢定ニ關スル事ヲ掌ル  
臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試験檢定ニ關スル事ヲ掌ル
- 第一百二條 小學校教員檢定委員會ニ書記ヲ置キ道廳府縣判任官ヲ以テ之ニ充ツ  
書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第一百三條 會長、常任委員、臨時委員及書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得
- 第一百四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教員ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス
- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 二 (大正二年省令  
第二十號削除)
- 三 破産者
- 四 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者
- 第一百五條 教員ノ檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行フ
- 第一百六條 試験檢定ハ每年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験檢定ハ臨時之ヲ行フ
- 第一百七條 無試験檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第一百八條乃至第一百十二條ノ規定ニ對照シテ之ヲ行フ

- 一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者
- 二 高等學校高等科又ハ大學豫科ヲ卒ヘタル者
- 三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
- 四 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者
- 五 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ノ卒業生、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學者ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者
- 六 其ノ他府縣知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者
- 前項第四號及第五號ニ該當スル者ニ對シ小學校本科正教員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以上小學校教育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ヲ卒業シ高等女學校ノ高等科、專攻科若ハ修業年限一年以上ノ補習科ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ニ限ル
- 第一百八條 小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校男生徒、女子ニ在リテハ師範學校女生徒ニ課スル學科程度ニ準ス但シ手工、農業、商業、英語ノ一科目

若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得  
本條ニ小學校本科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ本科正教員タルコト  
ヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第九條 小學校准教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女  
子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育教授法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數諸等數、歩合算、比例、求積、代數及幾何ノ初歩

歷史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫及簡易ナル幾何畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

手工 手工ノ大要

農業 農業ノ大要

商業 商業ノ大要

前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル

圖畫、音樂、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校准教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ准教員タルコトヲ得ヘキ  
者ヲ謂フ

第十條 小學校專科正教員ノ試驗科目ハ音樂、體操、裁縫、手工、農業、工業、商業、家事、圖畫、外國  
語ノ一科目若ハ數科目トス

府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項試驗科目ノ外必要ナル科目ニ付試驗ヲ行フコト  
ヲ得

試驗科目ノ程度ハ師範學校生徒ニ課スル各科目ノ程度ニ準ス但シ前項ノ試驗科目ニ在  
リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル

各科目ノ試驗ハ教育ノ大要及受驗科目ノ教授法ヲ附帶セシメ之ヲ行フ

小學校專科正教員ノ試驗ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メタル者ニアラサレハ之ヲ行ハス  
本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ專科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第百十一條 尋常小學校本科正教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法及學校管理法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例、求積

歷史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル

第百十二條 尋常小學校准教員ノ試驗科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ第百十一條第一項但書ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法ノ大要

國語 小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例

歷史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ初歩

圖畫 簡易ナル自在畫

唱歌 單音唱歌

體操 體操、教練、遊戲及競技

圖畫、唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ試験檢定ヲ行フトキハ小學校教員檢定委員會ニ於テ第八條乃至第一百十二條ノ規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試験ヲ闕クコトヲ得

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校、高等科教員免許狀ヲ有スル者

二 小學校教員免許狀ヲ有スル者

三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四 小學校教員免許狀又ハ小學師範學科卒業證書ヲ有シ其ノ有効期間滿チタル者

五 小學校教員講習科ヲ卒リタル者

六 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

七 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者、專門學校入學者檢定規定ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

第一百十四條 試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績佳

良ナルトキハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得  
前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試験檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試験ヲ闕ク

第一百十五條 府縣知事ハ檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

### 第二節 教員ノ免許狀

第一百十六條 (大正二十年省令第二十號削除)

第一百十七條 師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對シ小學校教員免許狀ノ授與ヲ府

縣知事ニ申請スヘシ

第一百十八條 (大正十年省令第三十六號削除)

第一百十九條 府縣知事ハ小學校教員免許狀登錄簿ヲ作り免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ

第一百二十條 免許狀ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ書換若ハ再渡ヲ府縣知事ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ府縣知事ノ定メタル金



額ヲ納ムヘシ

第二百一十一條 免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ種類ハ府縣知事之ヲ公告ス

### 第五章 職員

#### 第一節 學校長及教員ノ進退

第二百二十二條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ休

職ヲ命スルコトヲ得

- 一 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ
- 二 學校編制ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
- 三 教員養成ヲ目的トスル官立府縣立學校ニ入學スルトキ
- 四 名譽職タル町村長及助役ニ當選シタルトキ
- 五 私立小學校ノ教員又ハ外國ニ於テ本邦人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校ノ教員トナルトキ
- 六 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ
- 七 一年現役兵トシテ服役シタル後陸軍補充令第三十七條ニ依リ勤務演習ニ召集セラ

レタルトキ

第二百二十三條 市町村立小學校正教員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス但シ徵兵令第十四條ノ規定ニ依リ一年現役兵トシテ服役スル者又ハ陸軍六週間現役ニ服スル者ハ此ノ限ニアラス

第二百二十四條 休職ノ期間ハ第二百二十二條第一號第二號第四號及第五號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ同條第六號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ同條第三號及第二百二十三條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三箇月、第二百二十二條第七號ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙一箇月トス但シ第二百二十二條第五號後段ノ場合ニ在リテハ府縣知事ハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第二百二十五條 休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第二百二十六條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

- 一 不具廢疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
- 二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ

出願シタルトキ

三 休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ

第二百二十七條 第二百二十二條又ハ第二百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認めタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス

第二百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス  
一 當該學校ノ廢セラレタルトキ

二 休職期間滿チタルトキ

第二百二十九條 市町村立小學校教員ニシテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ効力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

第三十條 市町村立小學校准教員ノ進退ニ關スル規定ハ府縣知事之ヲ定ム

第三十一條 第二百二十二條第一號第二百二十六條第一號及第二號前段ノ事由ニ因リ處分セントスルトキハ府縣知事ハ其ノ府縣恩給顧問醫ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

第三十二條 私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ遲滯ナク府縣知事ニ届出ツヘシ

### 第二節 學校長及教員ノ職務及服務

第三十三條 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

第三十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

第三十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル

第三十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ク

第三十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村市町村學校組合町村學校組合ノ地域内ニ居住スヘシ但シ學校長ニ在リテハ府縣知事其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ルルコトヲ得ス  
第三十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員取締役監查役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコ

トヲ得ス

### 第三節 懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪

第三百三十九條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ府縣知事ハ期間ヲ定メテ本人ヨリ手續書ヲ徵スルコトヲ要ス但シ之ヲ徵スルコト能ハサル事由アルトキハ此ノ限ニアラス

第四百十條 懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第四百十一條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ

第四百十二條 市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一箇月以上一箇年以下減俸ノ處分ヲ受ケタル當時ノ俸給月額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス

第四百十三條 市町村立小學校教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ教員ノ職ニ就クコトヲ得ス

第四百十四條 第三百三十九條乃至第四百十一條ノ規定ハ業務停止、免許狀褫奪ノ處分ニ關

シ之ヲ準用ス

第四百十五條 私立小學校長及教員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス

第四百十六條 府縣知事ニ於テ學校長又ハ教員ニ對シ免職、業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ氏名、職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ

第四百十七條 府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及教員ニシテ改悛ノ實顯著ナリト認メタル者ニハ第四百十三條ノ期間内又ハ業務停止ノ期間内ト雖モ文部大臣ノ認可ヲ受ケ教員ノ職ニ就クコトヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解クコトヲ得

### 第四節 俸給、旅費及諸給與準則

第四百十八條 教員ノ月俸額ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ

〔この表は本文中に掲げてあるからこれを略する。〕

第四百十九條 一級上俸ヲ受ケ特ニ功勞アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百四十圓マテ專科正教員ニ在リテハ百六十圓マテ漸次増給スルコトヲ得

第四百十條 教員ノ俸給ハ當分ノ内等級相當ノ額ヲ減シテ之ヲ支給スルコトヲ得

第四百十一條 專科正教員ニシテ他ノ小學校ノ專科正教員ヲ兼ヌル者ニハ關係學校ノ經

費ヨリ其ノ俸給ヲ分割シテ給スルコトヲ得

第五十二條 教員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減スルコトヲ得ス

第五十三條 休職者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス但シ市町村市町村學校組合町村學校組合又ハ其ノ學區ニ於テ特別ノ事情アル場合若ハ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ給セサルコトヲ得

第五十三條ノ二 市町村立小學校正教員ニシテ徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役ニ服スル者ハ其ノ在營中俸給ノ三分ノ二ヲ減ス

第五十四條 教員ニシテ在職ノ儘小學校教員講習科ニ入學スル者ニハ俸給ノ一部若ハ全部ヲ給ス但シ其ノ額ハ府縣知事ニ於テ市町村市町村學校組合町村學校組合又ハ學區ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第五十五條 教員ニシテ陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル者ニハ其ノ間俸給ヲ給セス但シ其ノ額本職ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得

第五十六條 教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當月分ノ俸給ハ日割ヲ以テ給スヘシ  
一 懲戒ニ依リ免職セラレタルトキ

二 免許狀褫奪又ハ免許狀ノ失效ニ因リ教員ノ職ヲ失ヒタルトキ

第五十七條 教員死亡シタルトキハ其ノ在職中ト休職中トニ拘ラス在職最終ノ俸給月額四箇月分ヲ其ノ遺族ニ給スヘシ

前項ノ遺族其ノ順位ニ關シテハ判任官俸給令第十三條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス  
第五十八條 正教員ノ旅費額ハ判任文官ノ例ニ準シ之ヲ定メ准教員ノ旅費額ハ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ但シ正教員ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル學校長ヲ兼務スル者ノ旅費額ハ奏任文官ノ例ニ準シ之ヲ定ムヘシ

第五十九條 教員ニシテ一週三十二時ヲ超エ教授ヲ擔任スル者ニハ手當ヲ給スヘシ

第六十條 學校長又ハ教員ニシテ特ニ勤勞アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第六十一條 教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ給スヘシ

第六十二條 學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給スヘシ

第六十三條 教員ニハ土地ノ情況ニ依リ住宅料ヲ給スヘシ

第六十四條 第五十九條及第六十條ニ依リ給スル金額ハ府縣知事ニ於テ管理者ノ意見ヲ聞キテ之ヲ決定シ第六十一條乃至第六十三條ニ依リ給スル金額ハ管理者ニ

於テ之ヲ決定スヘシ

第六十五條 本節ニ規定アルモノヲ除ク外俸給及旅費ノ支給方法ハ判任文官ノ例ニ準シ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第六十六條 第四百十八條ニ掲クル表ニ依リ難キ事情アルトキハ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六十七條 本節ニ學校長、教員トアルハ市町村立小學校ノ學校長、教員ヲ謂フ

### 第五節 代用教員

第六十八條 市町村立小學校代用教員ノ採用、解職及懲戒處分ハ市町村立小學校准教員ノ例ニ依ル

第六十九條 (明治四十四年省令第二十四號削除)

第七十條 私立小學校代用教員ノ採用、解職ニ關シテハ第三百三十二條ノ規定ヲ準用ス

第七十一條 小學校令第四十七條ノ規定竝ニ本令第五章第二節ノ規定中准教員ニ關スルモノハ代用教員ニ準用ス

第七十二條 府縣知事ニ於テ私立小學校代用教員ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ解職

セシムルコトヲ得

第七十三條 市町村立小學校代用教員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規定ハ府縣知事之ヲ定ム

### 第六章 授業料

第七十四條 尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收セントスルトキハ市ニ在リテハ一箇月二十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七十五條 高等小學校ニ於テ徵收スル授業料ハ市又ハ市町村學校組合ニ在リテハ一箇月六十錢以下、町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月三十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七十六條 特別ノ事情アルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メテ前二條ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第七十七條 小學校補習科ノ授業料額ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第七十八條 小學校ニ於テハ學年ニ依リ授業料額ニ差等ヲ設クルコトヲ得ス  
第七十九條 他ノ小學校設置負擔ノ區域ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ第七十四條及  
第七十五條ノ制限以內ニ於テ授業料額ヲ増スコトヲ得但シ兒童教育事務ヲ委託シタ  
ル市町村市町村學校組合又ハ學區ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ此ノ限ニアラス  
第八十條 貧窮ノ爲授業料ヲ納ムルコト能ハサル者ニ對シテハ管理者ハ授業料ノ全部  
又ハ一部ヲ免除スヘシ  
一家ノ兒童二人以上同時ニ小學校ニ就學スルトキハ管理者ハ授業料額ヲ減スルコトヲ  
得

第八十一條 本章ノ規定ハ私立小學校ニ關シ之ヲ適用セス

### 第七章 學務委員

第八十二條 市町村市町村學校組合、町村學校組合並學區ノ學務委員ハ十人以下トス但  
シ東京市及大阪市ニ在リテハ十五人マテニ増スコトヲ得  
第八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市町村長、市町村學校組合管理者、町村學  
校組合管理者、區長並ニ其ノ代理者ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應シテ意見ヲ陳述ス

- 一 就學督促ニ關スルコト
  - 二 家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト
  - 三 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト
  - 四 設備ニ關スルコト
  - 五 經費豫算ノ調製ニ關スルコト
  - 六 授業料ニ關スルコト
  - 七 學校基本財産ニ關スルコト
  - 八 教科目ノ加除選定ニ關スルコト
  - 九 修業年限ニ關スルコト
  - 十 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト
- 第八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ任期ハ四箇年トス  
補缺選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第八十五條 學務委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

### 第八章

(明治四十年省  
令第六號削除)

第九章 小學校ニ類スル各種學校

第九十五條 (大正十五年省令第十八號削除)

第九十六條 (上同)

第九十七條 (上同)

第九十八條 (明治四十四年省令第二十四號削除)

第九十九條 (上同)

第一百條 (上同)

第一百一條 (上同)

第一百二條 (大正十五年省令第十八號削除)

第一百三條 (上同)

第一百四條 (上同)

第一百五條 (上同)

第一百六條 (上同)

第一百七條 (上同)

第一百八條 (上同)

第二百九條 小學校ニ關スル各種學校ニハ學校長ヲ置クコトヲ得

第二百十條 小學校ニ類スル各種學校教員ハ小學校教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府

縣知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百十一條 小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ採用解職懲戒處分業務停止ハ

小學校教員ノ例ニ依ル

市町村立ノ小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル

規程ハ府縣知事之ヲ定ム

(附則第二百十二條以下はこれを略する。)

幼稚園例

大正十五年四月二十一日 勅令第七十四號

第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

第二條 市町村市町村學校組合及町村學校組合ハ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得

市町村市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ幼稚園ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得

- 第三條 私人ハ本令ニ依リ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 幼稚園ハ小學校ニ附設スルコトヲ得
- 第五條 幼稚園ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得
- 第七條 幼稚園ニハ園長及相當員數ノ保姆ヲ置クヘシ
- 第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
- 第九條 園長ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十條 保姆ハ女子ニシテ保姆免許狀ヲ有スル者タルヘシ
- 第十一條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ保姆免許狀ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代用スルコトヲ得
- 第十二條 保姆免許狀ハ地方長官ニ於テ保姆檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス

- 保姆檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ
  - 保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
  - 保姆ノ檢定及免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
  - 第十二條 幼稚園ノ職員ニ關シテハ小學校令第四十四條乃至第五十條ノ規定ヲ準用ス
  - 第十三條 幼稚園ノ設置廢止保育項目及其ノ程度編制竝設備ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
  - 第十四條 幼稚園ニ於テ保育料入園料等ヲ徵收セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ額ヲ定ムヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 附 則
- 本令施行ノ際現ニ存シ小學校令ニ依リ設置セラレタル幼稚園ハ本令ニ依リ設置セラレタルモノト看做ス
- 本令施行ノ際現ニ幼稚園ノ保姆ノ職ニ在ル者ニシテ小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スルモノニハ地方長官ハ保姆檢定ヲ經スシテ保姆免許狀ヲ授與スルコトヲ得



### 幼稚園令施行規則

大正十五年四月二十二日  
文部省令第十七號

- 第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼兒ヲ保育スヘシ  
幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度  
ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス  
常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ  
倣ハシメンコトヲ務ムヘシ
- 第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戲唱歌觀察談話手技等トス
- 第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ  
増スコトヲ得
- 第四條 保姆一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス
- 第五條 幼稚園ニ於テハ年齡別ニ依リ組ノ編制ヲ爲スヲ常例トス
- 第六條 幼稚園ニ於テハ保育項目保育時數組數等ニ應シ必要ナル員數ノ保姆ヲ置クコト  
ヲ要ス
- 第七條 保姆免許狀ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ之ヲ有セサル女子ヲ以テ保姆ニ代

- 用スルコトヲ得但シ保姆免許狀ヲ有セサル者ノ數保姆免許狀ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ  
超過スルコトヲ得ス
- 特別ノ事情アルトキハ管理者又ハ設立者ハ當分ノ内期間ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケ  
前項但書ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 第八條 公立幼稚園ノ園長タルヘキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保姆免許狀ヲ有スル  
者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者タルヘシ
- 第九條 保姆檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力性及身體ニ就キ之ヲ行フ
- 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ保姆ノ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得
  - 一 小學校ノ本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
  - 二 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シ  
タル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニシテ  
其ノ合格又ハ卒業後一年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者
  - 三 專門學校入學資格ヲ以テ入學資格トスル學校ニ於テ一年以上幼兒ノ保育ニ適スル  
教育ヲ受ケテ卒業シタル者
  - 四 従前ノ規定ニ依リ保姆免許狀ヲ取得シタル者ニシテ三年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ

保育ニ從事シタル者

五 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適當ト認メタル者

第十一條 保母ノ試験檢定ハ左ノ科目ニ就キ尋常小學校本科正教員ノ試験檢定ノ程度ニ準シ之ヲ行フ

修身 道德ノ要旨

教育 教育兒童心理教授法及管理法ノ大要

保育 育兒法、保育法、保育項目ニ關スル事項ノ實際

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀、作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例

歴史 國史ノ大要

地理 地理ノ大要

理科 理科ノ大要

圖畫 自在畫

手工 手工ノ大要

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

第十二條 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニ就キ試験檢定ヲ行フトキハ修身、教育、保育、圖畫、手工、音樂、體操以外ノ學科目ニ限リ其ノ試験ヲ缺クコトヲ得

第十三條 小學校令施行規則第四百四條、第四百十四條、第四百十五條、第四百十九條乃至第四百二十一條ノ規定ハ保母ノ檢定及免許狀ニ關シ之ヲ準用ス

第十四條 幼稚園ノ職員ノ進退、職務服務、懲戒處分業務停止及免許狀褫奪ニ關シテハ小學校職員ノ例ニ依ル

第十五條 公立幼稚園ノ職員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ小學校令施行規則中小學校職員ノ例ニ準シテ地方長官之ヲ定ム

第十六條 前二條ノ場合ニ於テ園長ハ學校長ニ、保母ハ正教員ニ、代用保母ハ代用教員ニ準ス但シ月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ、保母ハ專科正教員ニ準ス

第十七條 幼稚園ヲ設置セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚

- 園ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ
  - 一名稱
  - 二 位置
  - 三 園則
  - 四 設備
  - 五 經費及維持ノ方法
  - 六 開園ノ期日
  - 七 私立幼稚園ニ在リテハ設立者ノ履歷書
- 前項第一號及第二號ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號及第六號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ
- 位置ニ關シテハ敷地ノ面積、地質及附近ノ情況、建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定量分析表ヲ添付スヘシ
- 第十八條 幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシメムトスルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

- 一 敷地ハ道德上及衛生上害ナキ所タルコト
- 二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戲室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト
- 三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト
- 四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト
- 五 保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ爲スコト
- 三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ
- 第二十條 建物ノ建設又ハ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受ケ位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ニ開申スヘシ
- 第二十一條 幼稚園ヲ廢止セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ廢止ノ事由及期日並廢止後ノ幼兒ノ處分方法ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ
- 第二十二條 公立幼稚園ノ費用負擔者又ハ私立幼稚園ノ設立者ヲ變更シ、私立幼稚園ヲ公立幼稚園ニ、公立幼稚園ヲ私立幼稚園ニ變更セムトスルトキハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條 園則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ

- 一 幼兒ノ定員及入園年齢ニ關スル事項
- 二 入園及退園ニ關スル事項
- 三 保育課程
- 四 保育期ノ區分、保育日數、每週保育時數、始業終業ノ時刻等ニ關スル事項
- 五 保育料、入園料等ニ關スル事項

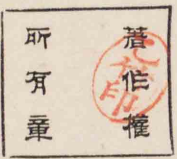
附 則

本令施行ノ際従前ノ規定ニ依リ保姆檢定ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ仍従前ノ規定ニ依ル

〔附録終り〕

昭和二年二月十四日 文部省檢定

改訂新學校管理法附則



大正十三年十月十七日 印刷  
 大正十三年十月二十日 發行  
 大正十四年一月二十八日 訂正再版印刷  
 大正十四年一月三十一日 訂正再版發行

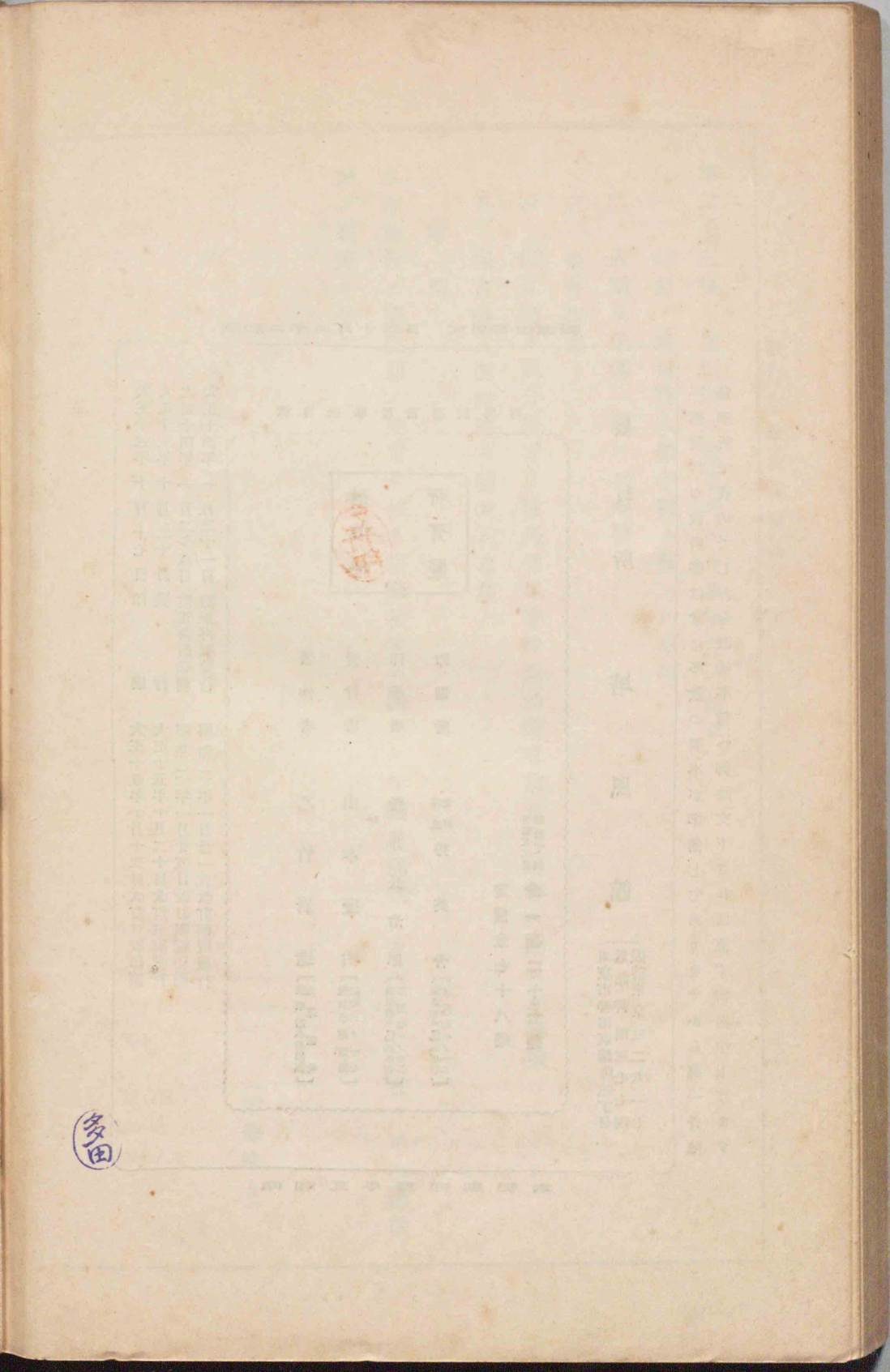
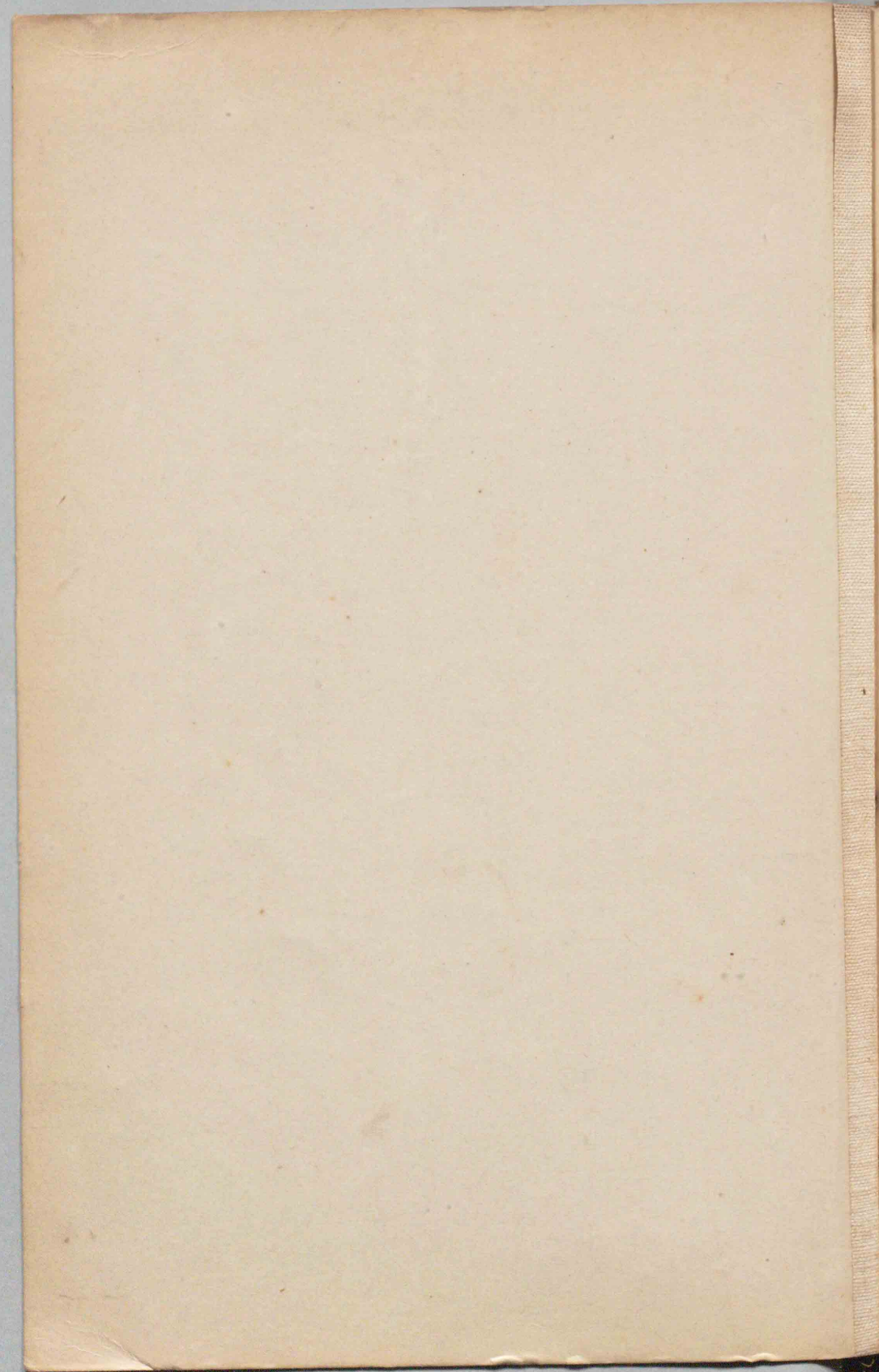
著 者 乙 竹 岩 造〔東京市小石川區〕  
 發 行 者 山 本 慶 治〔東京市神田區〕  
 印 刷 者 新 井 長 治 郎〔東京市足立區市谷〕  
 印 刷 所 會 社 秀 英 舍〔東京市足立區市谷〕

昭和五年  
 臨時定價  
 定價金七十八錢  
 金一圓二十七錢

發 行 所 培 風 館  
〔東京市神田區錦町三丁目〕  
 電話 三三三三  
 振替東京 三二六一七

本館發行ノ教科書ハ常に多數ノ製本ガ準備シテありますから萬一各地  
 賣捌所で賣切でしたら直接本館へ御注文下されば直ぐ御送申上げます

昭和五年印刷製本



多田

広島大学図書

2000048006

